

◇第八四号 子十二月二日報告〔風説書〕

〔表紙〕

風説書 子十一月中

南部弥八郎

皇国の御めくミを報ひ奉る為

天照太神宮江額面を献し侍る

武の目貫かた地に巻たりうこ柄

君恩はされとわすれすみょうがたけ

米沢も博多も徳に丈夫向

蠟そくのしんの堅くて能くたもち

潰しにも踏めぬ隣の大葉鐘

悴は御役に立たはヤイ評もいゝ

藍玉はまさかすほふに交るまい

はやく羽をのさせて見たし雀の子

松島

鳴戸

近彦

広島

奥会

杉黒

松肥

細越

鶴の丸ひかし棧敷て御見物 南盛

水の手か立たてにせぬ天狗の非 礫川

ちるまてもにしきを飭る萩の花 三星

両国て豊前大夫はへこむとこ 小倉

頼母子の大坂竈は連か欠け 一慶

見くらへてかすりの方をとる上布 鬘太

だしにも遣はれぬ鯉節屋の隠居 土高

管かねの旅はチト不出来 北梅

蝶ふたつ風の模様てひるかへり 因備

酒か出て座は治るや浪静 庄内

無くつても役にもたゝぬ皮かふり 越春

はな桐の香は吹まはす風次第 催主今上

油断のならぬ鉄醬の口の先 校合洛卿

軸

美とりから功績見ゆる松の振 判者鶴城

二

○

道戯十歌仙

天智天皇

秋の田のかり穂の稲の時なれと気味のわるさに摺臼ひ  
かれす

君か為ならて不為な浮浪人我と我手ついに落命

陽成院

筑波根の峰より下りて皆の者人の積りて扶持の乏しき

在原業平

ちはやふる神代もきかす武田方金くれないに火を付る

とは

鎌徳公

あはれともいふへき人はおもほひて身のいたつらにな  
りし小てんぐ

清少納言

夜をこめて雞の空音を計る迄毎晩寄て金の相談

権中納定頼

内証てとられし跡をまた村てあらはし渡すぜよと金と  
も

西行法師

きのふけふ天狗になりし親々はかこち顔なる我涙哉

皇太后宮大夫俊成

金策に出たる天狗かつめられて山のおくにもしかと住  
れす

喜撰法師

我家を捨て地天狗いたこ住世に馬鹿者と人はいふなり

三

○

賊徒征伐見立八景

武田運月

高運の武士も湊や天の網にかゝりて終に運の月かな

陣羽織赤照

眼に立や夕日輝く佐倉勢赤ちゃんくの名はかくれな  
し

磯浜落館

豪傑の勢にはいかて敵すへき忽ち落る磯浜の館

天狗勢乱

ものゝふのいとも烈しき太刀風に木の葉天狗はちり乱れ覺

潮来涙雨

家を焼れ潮来女郎か喰兼て涙の雨の降らぬ日はなし

白簇暮雪

時ならぬゆきとや見えん夕まくれ遠山の端になひく白はた

賊徒飢飯

兵糧の乏しき故に賊徒等は飯に飢てややせ勞れ劍

佐倉繁昌

賊を討武名は四方に輝きてさくら花咲御家繁昌

四

幕あき拍子木の音チャンク

大炊く大炊とん、其館こつちへ渡すのか浮浪人、ひつくり仰天し、いへく館ては御座りませぬ、武田か仕てくれた用意の鉄砲玉、私を御察し下さんせ、やれく宍戸のあるしめと一トはなし、なんの苦もなくミ

なと口、命と金との恩愛はわかれの破裂玉  
シ、く三味せん日々トンくトン

五

長州  
梅の春

四方に憎む「毛利一家や福原のまさしく歳久しくもきのふけふ心はかりは張弓の「曳もはつかし旗印京都伏見にはんのりとあかる火の手は長門なる「朝敵共のよせしこゝ文字か席書かく恥は筆草ならぬ大筒の的になるてふ「ひとひゞき飛て出る玉「一ニウ三イ四ヲ「いつか吾妻へ注進の駕と馬との早はしり「いさ事ありと会津勢「鎧したゝれ立烏帽子備へ押出す初陣に能ひ働も御代の為「一番鎗と名乗身の「花々敷も兜とりはたち山ほと積かさね「勝時どつと揚にける武士を頼にお固の騒ぎも頓て鎮まれはほんに田舎も絶間なく立場宿場に立煙り続く行列賑ふて「大笠立傘大鳥毛奥も表も御帰りの中に唄はん馬士うたはおつゞら馬のつれ引や「こんな御触はナア誰知らぬ間にきゝ越へて嬉しひ事

しやないかひな面白や、千石以上は民を撫で万石以上は命をのぶ花のお江戸の町々に渡世する身も時を得て「芽出度こゝに住れけり尽せぬなかれ徳川の恵ミしらす、時津風幾万世や残るらん、

六

○ 乱軍もみち葉 氣をもみち葉

毛利血波の青葉にしみる、腥き秋は空しくなりけらし、世を取る業のしな／＼に合西洋流、我は周布ヤ腹黒の為に沈みし、修羅の道うかとはなりぬ、遁れぬ拔身ういそつらいそ軍のならひ合貝鐘太鼓乱拍子、水を飲んでも氣せき立のとが通らぬにきり飯、鳴って開かぬ火矢とでもなし、人の誹りとなる身はほんに千思万慮も愚な仕事、死期の軍士はくるしミヤ、

七

○ 十月中旬上野山下火除明地捨文

示衆

凡そ人として上下に限らず信義の二は欠へからず、人各此二をしらハ、其程々によりて之に欠けたる者みつから恥を知るへし、今や徳川家の恩沢四隅に暨外し其蔭を蒙らざるものあるへからず、然れとも上に天子ましますハ 將軍の命令も行はれかたき事なり、上

天子在て將軍江 宣旨と下り、又諸国の大名・小名も朝廷より定められ候叙爵位官有之、各其国の司ともなるものなれハ、誰に限らず

朝廷ほどの尊ミ敬ふべきものは有へからず、若時勢安危を測り己か身の危をおそれ、

朝廷の崇きを忘れ、たま／＼幕府の奸吏におもねり（論カ） 語ふもあれと

朝廷 將軍の御為にもならず、表は大名の名而已にて却て国をぬすめる賊といふへし、頻年醜夷我国土を犯し、幕府の表弊を論（論カ）ひ、竟に五国の貿易をゆるし天下万民の悩ミを引出すにいたる、其甚敷にいたり候へは、府内を横行せしめ、扈從の卑官之を護衛し、醜夷の為

に役使して其奴僕となる、如斯所置は

天朝を賂贈して大に彼か奸智を助く、されと今

天朝 將軍の鴻恩を追念し、我安危をかえり見す、よく我國の為に力を用ゆる者ありて、幕府の奸吏を払ひ醜夷の大寇を退くる算策を廻らさば、

朝廷は勿論 將軍の御為、且は万民の憂を除く大なる勲勞なるへし、水戸故大納言のことき大に

本朝の柱石と仰き、必ず醜夷の大寇を除く良策ありしかとも、惜哉半途にして奸賊の為に塞かる、然れ共誰か誠忠を称せさらんや、其子慶篤、武もなく文もなく、極て頑愚にして良臣の策も容す、父の大功ありしも弁へす、幕府の奸吏におもねり君臣の道に背き、必ず其身を亡するにいたらむ、笑ふべきの甚敷也、近頃筑波山并野州大平山等水戸浪人と称し、各国民をくるしめ金穀を掠る由、各討手を被命候事斯くあるへき筈なれと、畢竟幕府の政道不行届故、賊も恐るゝの体なくケ様の一揆も起り候事なれば、攘夷の志あらんハ一人にても助置、非常の兵に備へても天下の為といふべきな

り、然るに慶篤のとき、内外の姦臣に欺かれ、父の天下ニ大業ありし事をしらす、却て之をあしき事と心得、先祖譜代の良臣并其連枝迄も凶賊の名を負せ、我力のいたしかたきを知り、幕府の人数并諸牧奸徒の力をかり、之を追失ひて快とする、愚痴闇弱誰か之を笑はさらん、父子の鬭争すら例なきに、他人の力を借て父を討つ、其逆罪如何そ天誅を免るべきや、長府の如き一度

禁闕を騒かすとはいへとも、元来

神州の危を慮り、其事の行はれかたきを知り、遂に臣下に剛措の者ありて如斯の止事を得ざるにいたる、何そ水戸頑愚闇弱の主と豈同日の談ならんや、幕府の有職

神州の大義を存し、且国土の安泰を思ハ、長府の罪をなため、却て之を以て夷賊防禦の一助となし、頑愚の水戸を失ハ、従是 將軍の威令盛に行はれん、しかれとも松前等かことき浅智短才にして幕府の高位を汚し、却て上下をして苦しましむる奸賊は、是又速に天誅を

加ふへき也、如此姦賊共唯苟安の謀のミにして、是非に迷ひ返て我國の良士を失ひ、後遂に夷賊の悪計に陥らしむる助となるのミ、今天下万民夷賊の奸計をにくミ、又幕府の

天朝を欺き醜夷に諂ふを笑ふ、我閭巷の塵埃に染ミ纒に糊口し、卑賤の商人といえとも衆人に代り聊其一端を述るもの也、用ゆると用ひざるは併て有道の士にあらん、

月日

一八

於水府被処刑罰候由之人教左之通

戸田越前守家来  
戸田右兵衛倅

村垣易王丸

水野日向守領分  
結城天王神主

松木春雄

松平大炊家老

今瀬伊織

同 用人

伊江半兵衛

右之者共、九月十三日水戸市中引廻之上終日晒置、十六日於長岡村礮に行ふもの也、

武田伊賀

田丸稻之右衛門

駒田 集

田中愿藏

右もの共之妻子、九月十一日於同所打首に行ふ者也、

梅沢鉾次郎

立原朴四郎

川俣余之助

右之者共、九月二日於同村礮ニおこのふ者也、

一九

落しはなし

一御所の乱入ハ今度もやつはり隠居の仕事かね、

さふさ長てきも仕たるふ、

一今度長州ハ仕舞にどんなものになるだろふね、

左様さ中々家に付たる罪もおもたか、

一長州は今度は大名の内てハなかるふね、

さふさ御屋敷は外桜田たるふ、

一長州の紋を逆さにすれハ、それ三ツの一チだね、お

かしいね、

なんだか座頭の名をみる様だね、

よく考て御覧な、はやくあやまつたら三分の一位は

残るだろふ欵、そしてまた座頭の名にも縁かないで

はない、なぜなれば禁裡金利を取に來たるふじやない

か、

一〇 京師より十月廿二日到来

不日長征発向候ニ付而は、九門内前は不及申、七口并

市中一段敵重ニ見廻り、夫々御警衛之儀被 仰出候、

尤浮説流言(抱)抱泥致間敷旨被 仰出候間、聊等閑之儀無

之様厚可心得候、

十月

一一 十月十九日夜

神奈川奉行支配組頭

元布衣

脇屋卯三郎

其方儀、毛利大膳父子之所業如何之世評等承及上は、

飯令是迄応信を結候とも文通可断は勿論之処、却而神

奈川奉行支配運上所下番花房新左衛門任頼、長州清末

ニは内縁も有之、無氣ニ難相断候迎、大膳家来遠藤多

一郎江及面会音物等貰受、横浜表夷情風聞之趣意等為

咄聞、殊ニ大膳父子入京を差止、又は大和五条表變動

相生候間、多一郎等立入候而は嫌疑致一旦可相断と存

候得共、尚須田八郎より頼受、難黙止存度々書取ニ

たし為問合、街談巷説のミとは乍申其都度々々申遣、

又はケ条書ニいたし候段、并横浜表之事情・筑波山之

事情等問合請候節推考之儀等取交申遣、其余多一郎聞

請方宜様可致と、官兵死を決し候者

御国内之東西ニ事起り、又外事も内定切迫、何卒万民

之父母たる明君出頭四海平隠ニ致度抔、不容易儀等認

遣し候段、大略父子之逆謀ニ内応いたし候ニは無之候

共、右始未御旗本之身分ニは有之間敷儀不届之至ニ候、

依之急度も可被

仰付候得共、格別之御有免を以切腹被 仰付者也、

右於評定所酒井若狭守・土屋采女正・牧野越中守・

水野出羽守・松平石見守・池田播磨守・有馬出雲守・

根岸肥前守立会、大目付土井備前守申渡之、御目付

小笠原刑部相越、

(二二の2)  
右三付別紙

討死

深手ニ而相果

深手

深手

浅手

同

薄手

浅手

薄手

同

同

深手・浅手・薄手

右之通御座候、以上、

可申上候得共、先此段御届申上候、以上、

十月九日

在所日付

久世謙吉

一三

十月十二日水府野中三五郎差出

平士

渡辺慎兵衛

青木真之助

浅野鎌之助

平出忠一郎

徒士

酒井源之助

目付

荒井与四郎

足輕

狩野稻藏

足輕

小森林藏

軍記者

新井仲三郎

平士

山崎大又

物頭

黒川友三郎

河合銚五郎

小者連人



此度松平大炊儀、水戸表ニおゐて被仰渡之趣、水戸殿被致承知恐入被奉存候、依之登 城都而差扣被申候、此段申達候様被申付候、

一四 同日閣老松平伯州侯より相達

酒井若狭守

養父右京大夫御咎 御免は容易ニ難被

仰出儀ニ候得共、先達而重き御法事も被為濟候折柄ニ付、別段之 思召を以御咎 御免被成下候旨被仰出之、

一五 十月十七日閣老江差出

疵二十一ヶ所死

疵十三ヶ所不死

水戸殿家来  
劍術師範  
千葉道太郎元内弟子

真田帆之助

御目見医師  
岩名昌山久藤仲之由  
子三十二

岩名昌之進  
子二十六

右之者共、昨夜水野和泉守殿より依御差図家来差遣、御軍艦奉行支配深川新田島組屋敷水主同心御船蔵番小

林平助方江忍居候付、踏込捕押掛候処、抜刀を以飛懸致手向候付、無余儀兩人共深手為負捕押候付召連申候、此段御届申上候、以上、

一六 同断之儀ニ付閣老より達

酒井左衛門尉

其方家来共、去ル十七日於深川辺浪土共取押之儀、常々申付方宜敷家来共平常格別ニ相心得罷在候故と一段之事ニ候、其砌家来共之内疵請深手之者も有之候由、精々手当療養差加候様可被致候、右之者江為御手当銀五十枚被下候間為戴候様可被致候、尤御勘定奉行江可被談候、

一七 十月廿日庄内邸にて承候趣

武田伊賀内  
一方之大將之由

真田帆之助

右之者、北楯金之助組留ル、弁蔵初太刀ニ而

右之者、酒井吉弥組留ル、兩人共打留、  
醫師二男

庄内藩

頭後疵長五寸程、腕より上江掛長サ  
三寸五分程、手之甲かすり疵

小楯金之助

額より目之脇江かけ三寸余、右之指  
少々四本共疵

村上善作

額二寸位、腕二ヶ所三寸程

野沢寿三郎

額二寸位

小竹弁藏

左之足少々、指少々

酒井吉弥

一一八

十月十三日北町奉行池田播磨守申渡、同十七日  
今戸錢鑄製所ニ而相渡

当春御上洛相濟候ニ付、市中町人共江被下金左之通、

一金六万三千兩

内訳  
五万兩

百文錢兩ニ六貫七百拾六文替

老万三千兩

銅四文錢兩ニ六貫五百三拾式文替

應數  
錢四拾貳万七百六拾六貫六百六拾四文

老軒三付  
拾三万三千九百四拾老軒割

三貫百三拾九文七分七厘

番外

三千拾八貫九百拾老文

品川宿

貳千百八拾三貫貳百九拾貳文 新吉原町

合金六万三千兩

一一九

十月廿二日浪賊惣敗一件来状之写

一昨廿二日夜八時頃惣攻之御沙汰有之、暁七時頃より  
御惣勢御くり出ニ相成、祝町御陣所堀田相模守様御人  
數大砲御打懸、盤陣樓を始湊町家四五ヶ所一時ニ火移、  
盛ニ燃上り候付、川向祝町小泉川又塩ヶ崎等之御陣官  
軍歩兵方并松平下総守様・堀田相模守様・松平右京亮  
様・久世謙吉様御人数等、船筏ニ而那河川を渡し、三  
反田柳沢御陣よりは神保山城守様・城織部様并歩兵方、  
東西中根村よりは河野伊与守様・戸田五介様・平岡四  
郎兵衛様并歩兵方、其外溝口主膳正様・戸田越前守様・  
鳥居丹波守様御人数、水戸諸生方市川三郎右衛門様・  
寛助太夫様・雜賀孫市様御手も一同諸方より討入候付、  
賊徒共溜り兼、五百人ほど前浜と申所を通り村松之方

江向落去、跡より又二百人余、昼四時頃より村松街道馬渡村片端より放火いたし、家数不残焼払、是も前同様村松之方江落行申候、

但、賊之内ニ而返り忠の者有之、放火いたし候哉之風聞も有之候得共、事実相分り兼申候、

一 諸生方伊藤辰吉様御手ニ而首三御討取、生捕三拾人、外二女七人相捕、東中根村御陣所江御引連相成申候、

一 小泉川又塩ヶ崎等之御手ニ生捕三百人余、是は女子供之類多く御座候由、

一 元水戸様藩ニ而小金詰より湊江参居候者二百人余降参ニ候由候得共、実否はいまた相分不申候、

一 賊将之内病者一人釣台江のせかつぎ参候を、御取締百瀬章平様・木村機蔵様御手ニ而御吟味御座候由、賊徒人数千五百人程今朝落行候由、右病者申上候、

但、玉薬は尽果候趣、木砲は不残焼捨、百目筒ニ小筒を持落行申候由、

一去ル十八日之戦争、賊兵即死二十人手負五十人余有之候由、右病者申上候、

一 湊賊陣ニ而昨夜廿二日評定ニは、東西中根村御陣所江打入討死可致旨評決いたし候処、其席ニ而飯田軍蔵・武内百太郎切腹いたし相果候付、其議相止ミ、依之落行候事ニ相成候哉、

但、先達而武内百太郎討死いたし候由相聞候処、右は贖物ニ而、此節致切腹候儀事実之由、

一 湊は今日不残焼払、賊一人も不罷在候、村松之方江落行候者数多有之、其余諸方江逃散候者も有之哉ニは候得共、此上ハ最早容易ニ御追討相成可申と奉存候、

右は今日模様先不取敢申上候、猶此上之儀こころ付相分次第追々可申上候、以上、

子十月廿三日夜

二〇

新庄駿州侯より再届書

先達而御届申上候浮浪之徒追討之儀、堀田相模守家来兼而打合候而、昨五日私人数二隊ニ而潮来村江押寄候上、為着発大砲空丸ニ而四五発相放館内江討入候処、鹿島路江逃去候哉、空館ニ付放火いたし物置等迄不残

焼払、尤冠木門并裏ニ有之候板蔵様之物は焼残、夫より同所并天山江昨年中より新規補理仕候陣屋江押寄、大砲ニ発打掛、前同様焼払、いづれも鎮火見届之上行軍ニ而辻村迄引揚、同村郷士榊原啓助と申者江立寄、兵粮相整牛堀村迄引揚ク、折柄相模守同勢ニ行逢候処、潮来村迄致案内呉候様申聞候付引返し、同所千軒下と申処迄罷越候処、相模守同勢同所河岸ニ数艘滞船有之、右人数も一同操出<sup>（繰）</sup>し、辻村稻川橋と申所江暫く滞陣、相模守同勢は右場所ニ而相別れ、夕刻帰陣仕候、然処相模守同勢は其跡江出張ニ而、右館焼残候冠木門并板蔵様之物焼払、其外同所遊女屋等夫々放火いたし候旨、右は相模守より御届申上候儀と奉存候、且亦翌六日鹿島郡寺院最寄江屯集罷在候者共、松平周防守人数と公辺御人数被差加追討候ニ付、右之者之内同所大船津より渡船ニ而水戸殿領分延方村江相渡逃去候浮浪之徒共、三百人程潮来村通り技芝宿村長国寺江尚亦相集、夫より私陣屋江押寄候趣追々注進有之候ニ付、兼而用意申付置候私人数領分境粗毛村より富田村江懸出張仕、

同夜八半時過一手之人数右長国寺江押寄、双方ニ而致砲発、二手之人数は直ニ野戦操出し、私儀も出陣、先手之者追討為仕候処、領分石神村<sup>（姓）</sup>同性美作守知行所青治村・右両村地先於山野及戦争、浪士鈴木文次郎・大島貞治、外五人姓名不相知、都合七人打取、私方ニ而も家来吉田房五郎・足輕一人・人足一人討死仕候、尚亦敵敷致砲発候ニ付難凌御座候哉、悪徒共青治村江押込候而右村致放火、其紛追々散乱仕、山々江逃去候頃夜明ニ相成候間、所々山々小道々々江一手二手之人数為相配置、外人数は引纏七日夕帰陣仕、分捕之品々数多御座候、尤逃去候者共山林深き藪中ニ隠居候様子ニ付、発砲候処所々より追々逃出候、浪徒樋口幸三郎・箕輪富五郎・塚本四郎兵衛・野中房克・猿田堅之助・中山繁之助外十一人姓名不相分、都合十七人いづれも討留申候、且亦同日領分五町田村より浪士十一人船にて逃去候ニ付、潮来村付村々より小船数艘罷出取巻、沖合ニおゐて戦争、鉄砲ニ而打留候者も有之候処、水中江打込、又手負候者も飛入溺死仕候処、追々村々渚

江九人流付候旨訴出候付、見分之者差出相改候処、下着ニ姓名相記有之候者左之通、

水田 鎌二

竹内 哲次郎

神代 藤之助

徳郷 雷蔵

官 秀安

外ニ名前不相分  
四人

右之通御座候、死骸最寄寺院江仮埋申付置候、且同日私人數長国寺江討入及追討候跡江相模守人数尚亦押入、浪徒共殘置候長持等分捕いたし、夫より直ニ為加勢陣屋下江罷越滞陣罷在、同十日期引取申候、同日歩兵頭河野伊予守・岡田左一郎・御目付御使番阿部進太郎、其外 公辺御人数并松平周防守人数等通行、麻生村江止宿被仕候、此段御届申上候、以上、

十月四日

新庄 駿河守

一一

十月下旬田沼侯出張先ニ而申渡

河野伊予守

岡田左一郎

深津弥左衛門

去ル十七日十八日於田野戰爭之節、三兵役々は勿論歩兵ニ迄格別ニ奮発及劇戦、賊徒數多討取・生捕・分取等有之段、拔群之事ニ付誉置候様可被致候、

十月

一一

田沼侯本陣ニおゐて申渡

歩兵頭並

北条新太郎

名代

某

北条新太郎事、辞柄を設出陣を怠り、総軍申合ニ背き職掌不相当之事ニ付、急度も可被仰付候処、以出格之御有免御役被召放、部屋住御切米被召上蟄居被仰付、家督之儀は被下間敷候、

歩兵差圖役頭取改役

香山栄左衛門

名代

某

香山栄左衛門事、勤方不宜候付急度も可被 仰付之処、

出格之御宥免を以御役被召放、小普請入逼塞被 仰付  
之、

御小姓与  
井上越中守与頭  
高山安左衛門  
名代  
某

高山安左衛門事、為追討出張為達候節、口実を設け御  
番衆不承知之趣取拵申立、或亦自分病氣ニ事寄出張不  
致儀も有之、御役不相当之所業ニ付、御役御免小普請  
入逼塞被

仰付之、

二三  
一 或藩之士記聞之趣

十一月七日夕追々引揚来候歩兵差図役ニ下谷御成道途  
中ニ而承候処、田沼侯去ル五日出立ニ而帰府可相成哉  
之処、賊徒脱走之先江尚又出張相成、帰府は相分り不  
申、尤諸家人数追討ニ罷越、歩兵ニは追々引取可申由、  
但同时之頃江戸より歩兵一大隊程出立相成候間、  
全く帰り候者と交代之筋ニ可有之哉と存申候、

一同日歩兵怪我人駕ニ而拾四挺帰り、荷物も追々帰る、  
一相州羽鳥村豪家三橋八左衛門方江十一月朔日頃浪人体  
二人参り及強談、古金ニ而三百両奪取候処、最寄御固  
先番所ニ而一人召捕、百両所持同八日奉行所江差出候  
由、一人は二百両持去、行衛未相知、

但羽鳥村知行所旗下小笠原某内之士より承ル、

二四

長州之使者持参  
一 公武江差出候歎願書写

(二四の1)  
去月十八日之夜、私家来脱走之者共諸浪士江相加ハリ  
闕下近く罷出及騒擾候趣、不奉憚

朝廷次第深奉恐入候、右一件は脱走之者共為鎮靜困司  
信濃罷登、其折から益田右衛門介・福原越後も罷登居  
候付、申談鎮靜可仕筈之処、却而脱走之者ニ被誘、私  
并同氏長門守宿志を取違ひ、自己之了簡を以書付迄も  
相認差出、終ニ及騒擾候段甚以不届至極之儀ニ付、右  
三人之者共末家毛利淡路守江先預置候、此末如何可申  
付哉御差図可被成下候、猶又於父子不存義とは乍申、

兼而示令不行届故之儀御座候ニ付、幾重ニも奉恐入候、

依之父子共於国許慎罷在候間、何分 御沙汰被

仰付可被下候、以上、

八月三日

(二四の2) 一 弥御堅固被成御座珍重思召候、然は御用有之、此者被

差越候ニ付、時候御見舞被仰進候、

御使者

中老

児玉若狭

副使

御側御用人

木梨彦右衛門

(二四の3)

右使者持参之口上手扣

此度於京都家老之者共、大膳大夫様御父子之御宿志を

取違、脱藩之者ニ被誘 闕下近く罷出及妄動等、騒

震襟候段誠以不被為堪恐懼、日夜御若心此事ニ被為在

候、畢竟兼而御示方御不行届より之儀ニは思召候得共、

此度之始末御父子様ニ於て不被存事ニ付、奉対

朝廷聊も御異心無之段は何所迄も御明白ニ不相成候而

は御瞑目不被成と思召候、乃別紙之通御歎願書被差出

候間、御心事御汲取被為成 朝廷・幕府江可然御周旋

被成下度思召候、

(二四の4) 伝八・熊次郎応答口上之趣意

御藩之儀は 公武より諸藩江追討被 仰出、弊藩も同

様被 仰付候間、最早人数をも差出置候位之事ニ候得

は、御周旋之儀迎も力ニ及候訳ニ無御座、其上弊藩之

儀一旦は御藩同腹之疑も受け候儀ニ候得は、御口上書

御歎願書写受取候儀嫌疑も有之、難決之次第ニ付、乍

御氣之毒及御断申候、領内御通行之儀も右之次第ニ付、

是亦及御断候、已来共御使者被差越候儀は堅御断申置

候旨、

二五

子十月津藩建白

乍恐奉申上候、先般長人恐多も奉対

禁闕不容易及變動候段、古今未曾有言語同断之始末ニ御

座候、

依而速ニ御征伐御軍配等被 仰出、且

天機為御伺

將軍様御上洛も可被遊哉ニ奉敬承候処、今以不被為及其儀、就而は

朝廷向ニは聊御欠望之御模様ニも奉恐察、猶又右事件よりして彼是嫌疑を生し人心兎角居合不申、因循御差置被遊候而は自然東西分裂之姿ニ相成、不容易形勢ニ押移可申哉、当今内外御多端ニ被為在候折から、且先年以来毎々

御上洛も被遊候儀故深奉恐入候得共、当節は実ニ千歳之一時共奉存候故、何卒格別御憤発被遊 御上洛、或は

御上坂被為在候様仕度

將軍様御進発被為在、

朝幕此上猶々御親睦御結合被遊候へは、四方鎮庄之人力を得、自然天下之人心固結仕候得は、長州御仕置如何様共相成可申、誠

朝幕御親睦天下之人心一物一和と相成、翼戴之力を尽し

候得は、此上嚴然紀綱も相立、 御威光益四海ニ輝き、

億兆歡喜之眉をひらき刮目可仕儀と奉存候、既ニ今度

諸侯伯參勤交代、御家族方も是迄之通御府内住居ニ被仰出、追々御旧政御復古之基本被為立、重疊恐悦之

御義奉存候、乍併一旦御家族方も帰邑被 仰付緩席之間も無之、右ニ付而も彼是費弊も夥敷御座候事故、此辺之義も深御洞察被為遊、兎角時勢と人情とに随ひ不申候半而は、折角之御美事も却而御不都合之基ニ相成可申欵、譬は四時順序を歴候へハ万物悉く豊熟仕候得共、いかに陽春之氣運ニ当り候迎も四時之内一時を欠

候節は、諸物度を失ひ生息いたし申間敷、当節諸侯積年困弊之折柄故、実ニ美事美政御座候而も差当り費用ニ難波、人々悦服従事と申場ニは運ひ兼可申欵、殊ニ

横浜開港已来は物価騰貴上下難波ニ陥り候のミならず、

先年来天下騷擾之根柢<sup>本ノマコ</sup>ニ御座候得は、横浜表文ケの鎖港或は休港之御見込被為在度奉存候、乍併今般

皇都紛乱之事件は実ニ内憂心腹ニ差迫り居候事ゆえ、差



当此假御差置は難被遊、何卒直ニ

御進発長州典刑屹度御正し被遊候上は、文化文政之御  
旧基ニ御引直被遊候得は、諸侯は勿論人々悦服御府内  
江輻湊仕、兎ニ角今般

御進発之儀は重々奉恐入候得共、前文申上候通、実ニ  
千歳之一期会にして、片時御遷延之時勢無之、天下之  
紀綱御一振之御場とも愚考仕候付、乍恐此段奉申上候  
事、

藤堂和泉守内

十月

吉武達五郎

吉村長兵衛

藤井鼎助

二六  
一 当世見立貝づくし

欲の世界

クワイ相通ス  
カイ

雲上

滅亡買

益田・福原・国司

後悔

長州蠱眞党

厄害

所々の御預ケ

高ひ

見込違ひ

喰ちがひ

苦界

でつかい

当違ひ

骨折甲斐

トント気違

航海

横浜売買

出来まいかい

間違

短かひ

ヲヤなかひ

巨魁

苦の世界

うまく酔をかい

再会

諸色の価

鎖港の使節

夜分占切日中往来

長防の婦女子

市中被下之金高

長門の目論

会津の成功

水戸の浪人

追々御盛

永久なるへし

鎖港

春嶽の变革

此頃世上の線香

若い衆の鬻

武田伊賀

御役人方

米沢・矢田・掛川

常州より凱陣

渡海

蛤買

戦ひ

紙くづ買

所々より願

死二目かちかひ

夜か長ひ

了簡ちかひ

破戒

あたゝかい

山海

いさかい

いやな使

妻子の迎ひ

金かないかい

四海

末か長ひ

深い

下関ハ寒い

品川警衛の士

そろゝ長州

攘夷論の反古

拝借

長門の阿房

京詰の勤番

奥殿の取崩し

しかしながら為に成た宮

公家のぼつぼ

今度は嬉しく越る  
奥様と女中方

藩中の割々

戸川鉦三郎

はやひが勝

御武家方

程なく浪静

徳川の天下

薩の趣向

二七

十月二日関老松平伯州侯江出ス

(二七の1) 八月十四日箱館奉行所より同所詰家来之者呼出、別紙

之通申達御座候由申越候、然処領分中浮浪之徒致通行  
候儀相聞不申候得共、若此後入込候ハ、兼而御触達

之通取計方重臣共江殿重手当申付置候、御聞置可被下  
候、以上、

九月十九日

南部美濃守

(二七の2)

別紙

浮浪之徒、其領分を多人数相越松前并箱館辺江相廻候  
旨申唱居候由、弥右之通候ハ、其領分ニ而渡海差留、  
其次第早速可被相届候、尤当地為警衛当分蒸気神速丸  
并箱館丸御船弁天岬御台場辺ニ差出置候付、一番手之  
内箱館丸江乗組勤番いたし、神速丸御船乗組之者江打  
合警衛可被心得候、

九月

二八  
一八  
京都に於て十月十六日参政立花雲州侯申渡

戸用鉾三郎

十月三日

上杉駿河守

来ル十五日尾張前大納言殿大坂江江出立被致候ニ付、其方儀来ル十四日当地出立、芸州広島江罷越、毛利大膳

父子始

御追討之 御主意可被申渡候事、

(二九の2)  
御付札

書面之趣無余儀ニ付、雪消時節ニ至り候ハ、早々呼寄候様可被致候、

二九  
一  
十月三日關老松平伯州侯江差出

(二九の1)  
去々戌年御改革被仰出、妻子国邑江引取之儀勝手次第

たるへく旨被仰出候付、私妻昨年春中在所江差下候処、此度御進発も被遊候ニ付而は深 思召も被為在候付、

前々之通可相心得旨被仰出候ニ付、早速為呼登可申儀

ニ御座候処、久々疳症ニ而不相勝発途仕兼候内、在所之儀は山国ニ而最早積雪時節ニも相成候得は、婦人之

旅行別而六ヶ敷御座候ニ付、深 思召も被為在前条被

仰出之処、不本意之段奉恐入候得共、来春雪消後三  
月下旬為差登候様仕度、此段御内慮奉伺候、以上、

三〇  
一  
京師ニ於て成瀬隼人正より達書

(三〇の1)  
前大納言殿毛利大膳父子御征伐ニ付、打手之惣督被相

心得諸事可被致指揮旨被仰出候付、近々爰許発途大坂表江被相越軍議可被致候間、諸藩家老衆来ル廿日迄ニ

右表江罷出候様可被致儀は勿論、近国之諸侯御都合次第自身被罷出候様被致度、且右期日迄ニ国許より難相

越向は、在京重役之内国事ニ関り候者可被差出候事、

(三〇の2)

別紙

一袖印小印等之図面夫々被差出候様致度事、

一軍兵之惣数陪卒迄之人数致承知度事、

一 御重役并隊々之長姓名承知いたし度事、

一出張之道路并御国許より防長迄之里数致承知度事、

一 御国許出張より着到迄御行程何程幾日之日積ニ候哉、

致承知度事、

一 御軍令は関東より着次第可達事、

一 前大納言殿着陣之場所、芸州広島之事、

一 諸軍敵境着到之地付到着之日限、攻口仕寄之日限、右

は於大坂表軍議之上可相達事、

十月

三

一 子十月久留米藩建白

過日京師之變動、実ニ古今未曾有之事ニ御座候処、

朝廷幕府御高運之故を以長賊不得志、速ニ

禁闕之下を致退散候段、恐喜至極奉存候、其後御追討

之命下り

御進発をも可被為遊旨被 仰出、天下其御英断を感戴

し、速ニ御成功有之、

皇武愈以御協和御国威益以相輝候様有之度奉懇願候、

勿論

御進発之儀は不容易御事件ニ候得は、彼是御手数被為

入候儀とは奉恐察候得共、何分只今之形勢は一日之御

遅速ニ必一日之利害を生し候様差迫居、其儀は素より

御廟議も可被為在申上義も恐入候得共、自然御遅緩ニ

及候末、右等之事情難黙止追々歎願仕候向も有之哉ニ

奉存候、就而は何卒天下人心之所向ニ随ひ断然御所置

被為在候ハ、旧来之頹波を挽回し中興之御開運被為

出来候大機会、則此時欵と奉存候、若亦彼是之小事御

関係ニ而五日十日と御遅延ニ及候得は一心瓦解異議沸

騰、終ニは又々不測之禍を醸し、京地之余燼何所ニ発

候哉も難計、其危キ事累卵も同様之儀と奉存候、私共

陪隸之微臣御政事之末を議し候事恐多次第二奉存候得

共、必竟時勢ケ様ニ変転仕候得は、臣子之至情日夜過

慮焦心仕、御為筋ニ相成候様との一念ニ而不憚忌諱腹

心を奉布白候、中務大輔儀微力ニは御座候得共、

皇国之御為筋尽力之寸志は兼而私共江申聞置候次第も

御座候故、此節其指揮を相待度候得共、遠路懸隔ニ而

事機を失ひ可申と相考、京師詰合之中より急速罷下、

爰許詰合之者申談、区々之誠不顧万死謹而奉申上候、

誠恐誠惶頓首再拜、

十月

有馬中務大輔内

有馬内藏助

馬淵弥太郎

榑 治太夫

秋山半之丞

久徳与十郎

三三 右同時肥後藩建言

今度長防御征伐被仰出候ニ付而は速ニ 御進発被為在

との趣は、越中守国許より態と早打之使者を以差上候

封書之通御座候ニ付而は、御進発之御期限奉伺、早々

国許迄罷越候而、越中守儀も不取敢出張仕候覚悟ニ罷

在候間、御模様之程只管待居可申、因而一刻も早く駈

下り申聞度奉存候間、御期限御治定被為 在候ハ、奉

伺度、左も無御座此仮罷在候而は復命之詮も無御座、

甚以心痛仕候、且又尾張前大納言様御惣督之御請も未

被為在哉之由唱候者も有之、此砌人心疑惑之一端ニ可

有御座と乍恐奉案勞候、勿論深キ 御廟議被為在候而

之御儀とは奉存候得共、前文兩議御急決不被為在候而

は人心之向背ニも關係可仕事と奉恐考候間、一刻も御

果断之程奉仰冀候、右之次第一同申合候趣不顧憚申上

候、不惡御聞取被成下候様奉伏願候、以上、

十月

細川越中守内

家老代

長岡 衛門

同 留守居

沢村 脩藏

同 番頭

長谷川仁右衛門

右同様之儀ニ付

此御方様より之分相略ス

三三 平磯砲戰略記子十月御使番日根野藤之助より申来

九月十四日朝四時大川正次郎歩兵中隊引具し斥候とし

て押出、部田野一本松新宿賊徒見張所乗取、三拾人余

逃去、尚追討いたし、二番撤兵賊一人討留、首は大川

正次郎上ル、分捕品々有之、夕八時頃引揚申候、右賊兵共恥辱を雪ぎ可申心得ニ候哉、凡人数三百人はかり平磯原新堀と申所江押出候趣、同十八日朝五時土人共より歩兵頭並北条新太郎・御持小筒組頭深津弥左衛門・大砲差図役頭取並坂本復之助始、水戸殿御目代市川三左衛門・目付友部八太郎使者役松田半右衛門大砲相備、俱ニ出陣押寄候処、賊兵新堀を引退、平磯原江陣を取、市川勢は正面より鸞翼ニ攻懸り、時々声を揚、歩兵隊は横合より狙打為致候積ヲ以、友成猪之助一小隊并深津鉞五郎撤兵一小隊江大砲二門を以て道を左リへ取、前浜村へ押出、惣軍は村松街道を平磯之方江出張、一本松ニ而兵糧を相用ひ、暫休息之内香山栄左衛門斥候として乗出し、平磯原江出候処、雲雀塚之辺ニ賊兵五六拾人潜伏いたし居候付、直ニ大川正次郎江申達、撤兵一小隊坂本復之助江申達、ハンドモルチールを以符立候処、賊兵雲雀塚を打捨平磯之方江引退申候、其以前惣軍平おしにくり出し、曠々たる野原江抜隊龍を布列いたし、敵勢を見渡し候へは、旗教流・纏馬印等数

本横面凡五丁之間押立、陣幕を曳まハし、胸壁之蔭に大砲凡十五挺備付、専ら防戦之用意ニ相見候間、歩兵隊大砲水戸殿人数大砲六門<sup>續</sup>操出し、凡五町位之処ニ押寄打掛、尚歩兵隊は間近く相進ミ候処、同時敵方より拾五寸・十二寸・一貫目・百目等数門之大砲放発響雷のごとく、時に敵中より号令砲を上げたり、藤之助心付村松之賊徒北の方より加勢として押来るへしと、同人より水戸殿付添之諸生高須藤七郎・佐々木政右衛門・富田治五郎従者等道案内申付、差図役并星野正之輔撤兵一隊前浜辺江下知して指出、雲雀塚大砲ニ付添深津弥左衛門周旋いたし居候処、五寸位之破裂彈土煙を散する事二三度、然共天幸にして怪我なし、湊口より敵兵多人数押出し候に付、市川三左衛門諸生も敵之方江向ひ討合たり、九半時より七半時迄大小砲戦ニ而発砲少しも無止間、双方必死と打合、北条新太郎・香山栄左衛門・坂本復之助始役々大に奮発周旋し、胴乱ニ充実したる薬包打きり、再三浄薬配当いたし、大砲手持持参したる弾薬三十発打限り、水戸殿大砲頭役樫木多

之助大砲六門ニ而二百三十六発打限り候由申聞、夕景ニ相成候而は退口可及難儀と惣軍江操上ケ之儀申達、右戦地より凡五丁程後口新堀之辺江護胸壁立候様北条申聞、速ニ岡部駿河守下知して筈立、驚ばかり疾ニ成就せり、市川勢は右之方より引揚、大小砲一手手はやく引上ケ候処、敵陣跡をしたひ金武田菱の出しに、猩々緋の破簾目籠之出しに猩々緋ばれん付たる馬印共二本旗一流先ニ立、最前賊等潜伏いたしたる雲雀塚江騎馬二人惣勢五六拾人静々と押出候付、右筈立たる胸壁江大砲備付打出し、歩兵は右間より小銃一斉ニ放懸、道路左右之伏勢を追撃なし、駿河守・藤之助踏止り、此小勢なる賊徒討洩し引退は残念なりと思ひしかども、大砲も打揚ケ、水戸殿人数も不残引上、詮かたなく引揚んとせし時、百匁玉雨のごとく陣笠より三四頭上に飛来る、此時湊口辺より旗一流見へたり、大砲引出し敵か味方かと望遠鏡を以見定たれば、鳥居家の勢なり、先々氣を安んじたる時、同家之友平新三郎周旋して賊兵之右横合より打掛たれハ、賊等大ニ驚きたる有様ニ

而引揚る、鳥居家隊長高須大助・軍事掛松平五兵衛諸共に押出しけれハ、駿河守・藤之助共ニ大ニ愉快之思ひをなし、静ニ勢を引揚たり、こゝに又前浜辺江差出候歩兵同所江相廻り候処、撤兵隊諸生組高須藤七郎從者共鉄砲を打掛、一騎賊之腕を打けり、賊兩人馬を乗捨歩行立ニ而馳行くを、星野正之輔敵の馬ニ打跨り手鎧を以て追懸たれとも、馬殊之外疲れ居す、ミ不申、漸く間近く四五間の所ニいたり、馬より飛下り鎧を以賊の前胸突たれ共、着込堅く穂すべりうらかゝす、尚敵間近く打寄直ニ組付、揉合押合ながら短刀引抜当る所江突立候内、撤兵任吉・丸八兩人銃鎗を以賊の横腹突通し候所を、諸生組高須藤七郎組倉沢貞次郎耳之脇切付たれば、透さす正之輔賊之刀を取て首落し、両刀・胸甲・佩楯・持鎗等分捕、其外品々兵士共分捕引揚候、右首級佩刀着服之様子賊徒之内大将分ニも可有之哉と取しらへ候処、桔梗之紋付たる小袴着用ニ付、若賊兵竹内百太郎ニは無之哉、水戸殿御内見知人江見極させ候得は、同人に相違無之旨申立候、此頃松雲寺

村ニ屯集之者なるが、今日平磯に事るとき、加勢として平磯江浜辺廻り二騎ニ而罷通り候途中と相察申候、外一人は何者なる欲逃延候、正之輔最初突合候節右之腕少々手負候、今日之儀は大戦ニ相成、茫々たる広野ニ大隊を布列し及砲戦候は、二百年来之珍事と可申、右ニ付而は諸役々周旋勉勵は不及申、御作事方人足等胸壁之壁方(マツ)・兵糧之廻し方万事能行届、惣軍之勇氣十倍ニ御座候、賊兵之様子即死二十人余・手負六十人余、其外不知、味方ニは正之輔始大小砲手歩兵共七人、水戸殿先手之者一人、都合八人手負、扱渡屯集之賊徒は、筑波党と違ひ真之水戸御家来ニ而、砲器十分備有之、中々軽々敷見下ケ候者共ニ無之由、分捕等之品々は夫々江とらせ候、百太郎首級は日根野藤之助致検分候、以上、

筑波党之賊将  
四天王之内  
竹内百太郎  
子  
二十七才

三四

十月五日關老松平伯州侯江届

(三四の1)

此度磯浜祝町辺屯集之賊徒追討之儀成功相成候以後、松平大炊儀歎願筋有之、御目付戸田五介江面会仕度旨以使者申越候ニ付、去月廿六日常州夏海村ニおゐて五介応接之上直ニ大炊并家来共召連、私人數警衛仕、即日夏海村出立、松平大学頭陣屋松川表江着陣仕、大炊并家来之儀は水戸殿城下下町本一丁目於会所敵重警固仕、同廿八日水戸殿家来江大炊并家来共一同無滞引渡相濟候ニ付、同廿九日同所出立、昨夕人数凱陣仕候、此段御届申上候、以上、

十月五日

松平周防守

(三四の2)

御代官  
佐々井半十郎手代之由

田中啓藏

右之者、先日水戸湊に於て戦之節松平周防守様人数之内江加ハリ浪士勢と戦争ニ及び、勝軍ニ相成、勝ニ乘り敵地江相進ミ候節、啓藏儀余りすミ過味方掛隔候



付、跡江可引返と致し候得共、味方之鉄砲透間なく打出し、却而被打可申哉ニ付、思ひ切尚五六町相進ミ砲丸を避け休息いたし候処、敵勢右を見付怪敷者之由ニ而三四十人馳来り、啓藏を取込可切殺趣申罵候処、自分は佐々井半十郎手代田中啓藏之趣名乗、松平大炊頭様江内密申上候儀有之罷越候間、其段取次貫度、泷茂存命ニ而罷帰候儀不相成覚悟ニ候趣、即智を以申聞候処、浪士勢之内老分者承り届、大炊頭様御陣屋江申達候得は、同所より目付之者見改罷越候処、幸右目付之者は、已前争乱前ニ水戸表ニ而啓藏とも出会取締方相談等もいたし、しる人ニ有之候付、面会挨拶述候後、前書之通大炊頭様江直ニ内密申上度儀有之趣申立候得は、目付同道御陣屋江参り、大炊頭様御面会は無之、人払ニ而御家老面会ニ付、無余儀内密之趣頓智ニ申立候由、

此度大炊頭殿浪士ニ加ハリ罷在候処戦争ニ相成候へは、公辺ニ而は人数代るく押寄、浪士方ニは最早味方も薄く、万一も御勝利之程難計、終ニは敗軍ニ可相成、

然時は大名たる者奸賊之名を残し候儀、如何ニも御氣之毒ニ存候、半十郎儀殊之外心配いたし、身ニ替何様ニも御取持可仕候間、御降参可然と申上候趣申述候処、家老早速取次候而大炊頭殿江申立候得は、御承知被成、人払ニ而右家老侍座啓藏江御逢被成、半十郎之心切忝何分相頼候旨被申候付、早速立帰り途中迄半十郎御出迎御警衛可仕、乍併御降参之節ニ御多人数等ニ而は却而目立候間、人数成丈御減少ニ而御出可然趣、啓藏儀申上置、半十郎方江立戻り、必死ニ及ひ右計策いたし候段申立候処、半十郎殊之外被悦御目付方并其筋江被申立、前書之通取計ひ、大炊頭殿金紋先箱ニ而被罷越候処、右先箱等差留囚人ニ相成候由、

### 三五

一 十月五日夜於水戸表松平方太郎宅江大目付黒川

近江守・御目付羽田十左衛門相越近江守申渡之

(三五の1)

松平大炊

野州辺屯集浮浪之徒暴行ニおよび水戸殿御領分動揺いたし候付、為鎮静水戸殿名代として被差遣候処、却而

賊徒并水戸殿脱藩之士ニ加ハリ、

公儀御人数江敵対、不屈之所業ニ付切腹被 仰付之、

(三五の2)

松平大炊家来

山本新右衛門

菊池庄助

平井久馬

木村小次郎

菊池勝五郎

田中庄次郎

中野金五郎

小幡友五郎

茅根寅三郎

中村信一郎

新関本達

岡本八郎

佐々木詮吉

長倉駒吉

島崎次郎

庄司弁吉

鈴木盛吾

菊池庄六

近藤隼太

三宅軍内

小堀小吉

鶴内七三郎

小川菊次郎

平山祐太郎

海老沢鉞之助

箕輪徳之助

時田半之助

根本一之助

楠 菊寿

岡村三之助

小田切左仲

宇野金之助

箕輪寅次郎

新関桂次郎

海老沢桂次郎

合三拾五人

一先手物頭木村小次郎組拾五人

一足輕以下末々之者迄四拾八人、外ニ乗馬四疋

水戸殿より付属之内  
家老

鳥居瀬兵衛

大久保甚五右衛門

奥右筆

丹羽恵之助

小十人目付

片岡為之助

右

家来四人

合上下八人、外ニ乗馬二疋

惣合人数百七人

一

小幡友五郎

長倉駒吉

中野金吾

小堀小吉

三宅軍内

島崎次郎

海老沢鉞之助

右は大炊頭存亡之儀ニ拘り奸媒仕候者ニ付、唯今ニ至

り申訳難立切腹仕候者共ニ御座候、以上、

九月廿八日

松平大炊頭内

菊池庄助

平井久馬

(三五の3)

一別紙之者共、大炊頭并家来共江被仰渡候趣承知仕候上、

一同立籠候ニ付、同役不取敢立入見届候処、最早自殺

ニ及候付、趣意承候処、甚不束之奸媒仕候付、只今ニ

至り申訳無之切腹仕候段申述候、役人共差留之心得ニ

而相越候得共、自殺之上ニ而何共恐入奉存候、依而此

段御届申上候、以上、

九月廿八日

松平大炊頭内

菊池庄助

平井久馬

三六

狂詠落首体

馬鹿三人

玉津島大膳

立かへり扱もこの世に朝敵と名を付られし武士の身のうへ

住吉川

はや逃よ子供や女房氣を付よ込合の間に敵やおるらん

人丸左京

ほのくくと赤間の沖の敵船に逃隠れゆく船おせと思ふ

三てき

見わたせ八埒もへちまもなかりけり周防長門に萩の夕

暮

さそかしな其色としもなかりけり周防長門に萩のゆふ

暮

こゝろなき身にも阿房としられけりすほうなかとこの武

士の夕暮

無だま川

陸奥千鳥

ゆふされハ御寝間の内に討死の武士のかみさんひとり

泣なる

武蔵調布

手作やならぬ木筒の数ことにつらぬき通る玉やちるらん

紀州高野

兵糧のかかりと汲ん浪人か常陸のおくの谷川の水

山城井手

駒おふてなお追討ん浪人を筑波の裾へ向ふ利根川

摂津擣花

台命をきくさへ水戸は淋しきに首うつ也追討の陣

近江萩

またも来ん浪士注進筑波路にいろ青さめて月やとるらん

ん

○

世の中にいと珍らしき力持

国もやしきも軽く指上ケ

一七

野州賊徒一件最寄之諸家より届書

(三七の1)

先達而申上候水戸殿領分常州久慈郡大子村ニ屯集之賊

徒千人余、当朔日火急ニ領分須加川村黒羽表江押掛候趣、差出置候家来共より申来候付、夫々人数差配方仕候得共、人少之儀居所警衛向手薄ニ罷成、人数配不行届心配仕候処、賊徒雲岩寺村通り領分川上村江一宿ニ而、翌二日曉同所出立、又々黒羽江押来候旨ニ付、右道筋江人数差向候処、尻高田村と申山中ニ而喰留取合、賊徒五人打留、其余は道替仕、一里程隔候河原村江止宿仕候、

一川上村より訴候は、賊徒千人余、武田耕雲齋・室喜八郎大将ニ而侍分四五百人、大砲六挺、小銃数不知、婦人三人・子供一人・小荷駄百五十疋余と申出候、

一当朔日人数差配方不行届ニ付、大田原銚丸方江加勢人数之儀申遣候処、早速二日夕人数三百人程差越候付、居所構内江備置申候、然処奥州道中江押出候趣ニ付、三日夕人数直様引取申候、

一同日々水戸殿御方諸生組人数最寄江押来候由ニ付、領分江操入之儀申遣候処、市川三左衛門組之内二組居所下迄差越候得共、賊徒追々立去候付、今四日朝一組同

人宿陣江引取申候、

一河原村江止宿之賊徒三日朝同所出立、御料所伊王野村通奥州道中芦野宿江罷出、引返し領分越堀宿江一宿仕、今朝那須嶽山之下之方江引払申候、小家如何ニも人少之儀ニ而追討も不行届次第ニ御座候、猶追々御届可申上候得共、先此段不取敢御届申上候、以上  
十一月六日  
大関肥後守

(三七の<sup>2</sup>)

一去月廿八日頃より常州浮浪之徒敗走之風聞有之候間、兼而取締向申付置候得共、尚亦右ニ付敵重手配申付候処、去ル二日夜大関肥後守領分寺宿村辺止宿、夫より翌三日朝御料所伊王野村江致参着候趣、同日武田伊賀より別紙之通拙者領分罷通候旨申来候間、差留取押も可致処、千二三百人程之趣、内騎馬之者百五十人程、小荷駄百疋余、いづれも手馬之様子ニ而多人数ニ有之、其上大砲拾挺程、小銃并鎗之儀は数多之儀ニ而員数不知、右様大造之行粧ニ而押来候間、口々固等は敵重申付可相成は差押申度存候処、何分ニも小家人少之儀

ニ而、乍心外無拋其儀行届兼候次第ニ有之候、右浪徒共伊王野道より居所芦野宿外通り、奥州道中筋肥後守領分寺子村江昨三日朝四時頃押通り申候、尤乱妨ケ間敷儀は一切無御座候、此段被御聞置御同役中江も御通達可被下候、以上、

十一月四日

芦野采女正

(三七の<sup>3</sup>)

右ニ付別紙

我等此度無拋歎願筋有之、御領地罷通候間、御通し被下度候、尤多人数ニは候得共、決而乱妨ケ間敷儀は為致申間敷候、依而此段御断申上候、以上、

十一月四日

武田伊賀守

(三七の<sup>4</sup>)  
一此程御届申上候通、去ル十二日夜田沼玄蕃頭より達ニ

而、脱走之賊徒追討被 仰付候ニ付、早速人数相揃置、同十四日領分境曾木村迄凡人数二百人余出張、応援之儀松平撰津守居所小幡表江打合宿陣罷在候処、同十五日賊徒凡六百人程、乗馬・小荷駄共二百疋程、武田耕

雲斎頭取ニ而火急ニ松平左兵衛督在所吉井より曾木村之方江脱走候、中ニ一手之賊徒領分境鐮川端より閑道を経七日市江向逆寄いたし候趣注進申出候付、居所之方人少ニ而警衛手薄心配之折柄、出張人数一ト先居所并七日市入口嚴重相固居候内、最早七日市隣村他領留岡と申所迄押来候得共、近領応援之勢未相見、殊ニ賊徒は多勢之儀故、正兵ニ而は衆寡難敵、奇兵を以可討取と所々伏兵設置、正面之一隊は静沈布陣烈戦必死之覚悟ニ而相待候処、賊徒俄ニ道替仕、鐮川を越脇道より一ノ宮江脱走いたし候間、一手之人数同所江出張候処、賊徒追々信州路之方江向、同夜小坂峠・白山と申二ヶ所江陣取候、且又同日松平右京亮追討人数七日市通り一ノ宮迄押行、松平撰津守人数も同所江出張ニ付、諸事打合之上攻撃いたし候手配ニ而、同夜半同所押出し、松平右京亮人数先陣ニ而追々賊陣江打向申候段、在所家来共申越候、此段御届申上候、以上、

十一月十九日

前田丹後守

一前文之中ニ相見得申候十一月十六日之戦争、寄手大敗ニ而、松平右京侯之人数は死傷六十余人、被生獲候者も有之、賊徒等は首実檢之式を行ひ、甲州江脱走いたし候由相聞得申候、同國は信玄最良之徒多く御座候処、耕雲斎は武田氏ニ有之、殊更大諸侯も無之地故、時日を経候ハ、事を好ミ候輩随從いたし制しかたく可相成と評説仕候、

一子十月廿二日英國士官二人騎馬ニ而鎌倉辺遊行いたし候処、同所八幡社辺ニ而被切掛、一人即死、一人は横浜江列婦り無程絶命ニ及び、兩日程大混雜仕候、其後相州羽鳥村ニ而攘夷軍用之由ニ而浪人体兩人金三百兩奪取、内一人召捕相成候所、異人切害之内ニ加ハリ候者之由ヲ以、横浜ニ而獄門相成候、然共科書ニ英人切害云々之事認無之ニ付、異人等頗る疑を抱き居候様ニ相聞得申候、然処江戸ニ而清水清次と申者被召捕、全く切害人之一人ニ而自身及白状候旨、十一月廿五日之夜外国奉行より神奈川奉行江告来り候由、横浜ニ而承申候、

一右之外ニも港崎郭内ニ而仏之船卒体之者二人被打殺申候得共、全く酒狂ニ而狼藉いたし、土人共多人数ニ而打擲いたし候事故、左迄六ヶ敷議論ニも相成不申候由ニ御座候、

一英國ミニストル、アールコック本国より達有之、十一月廿六日汽船ニ而出港仕、外ニ印度陸軍隊も不殘召連れ出帆仕候、右は同人在動中之所置ニ付、種々本國江告訴いたし候者数多有之、右之理不理を吟味之為ニ被呼戻候哉ニ而、都而

本邦ニ關係仕候事ニ有之、諸事酷ニ過候由之風聞と相聞得申候、

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上、

丑

十二月二日

南部弥八郎

◇第八五号 子十二月廿七日報告〔風説書〕

(表紙)

子十二月

# 風説書

南部弥八郎

○十一月五日閤老牧野侯より相達

(1の1)

加納官一郎

去亥十二月以来、上総国小関村新田外二ヶ所江集り罷  
在候浪人共、多人数党を結暴行之上不容易及所業候ニ  
付、召捕方之儀相達候処、迅速ニ人数換出し、俄ニ手  
配十分ニ行届候故、賊徒共速ニ召捕討取候段達 御聴  
候処、畢竟常々申付方格別行届候故之儀と、一段之事  
ニ被 思召候、此段可申聞旨 上意ニ候、

(1の2)  
別紙

加納官一郎家来

物頭

銀二十枚

吉川 蔵人

銀十五枚

小池源之丞

去亥十二月以来、上総国小関村新田外二ヶ所江集り罷

在、不届之及所業候浪人共召捕方之儀ニ付而は手配等  
も万端行届、蔵人ニは別而奮勇指揮いたし、一同抜群  
之働、常々心掛宜敷故之儀、格別骨折候付、為御褒美  
被下之、

同人家来

薙刀組与頭

本間永八郎

相組

中島要之助

田村房之助

飯塚牧太郎

荒卷芳蔵

本間七十郎

滝原和十郎

栗原庄五郎

茂木定十郎

石原多十郎

藤原和太郎

銀五枚ツ、

同断之節、浪人共召捕方之儀ニ付而は格別勉励拔群之  
働、神妙之至ニ付、為御褒美被下之、



板倉内膳正

板倉内膳正家来

留守居

馬淵清助

番頭

保高安太夫

物頭

二井為之丞

代官

富田善平

銀十五枚ツ、

去亥十二月以来、上総国小関村新田外二ヶ所江集り罷在、不届之及所業候浪人共召捕方之儀ニ付而は、俄之手配万端行届一同抜群之働いたし候段、常々心掛宜故之儀、且吟味中囚人共手当方も格別骨折候付、為御褒美被下之、

同人家来

徒士

高橋直太

銀七枚

同断之節、浪人共召捕方之儀ニ付而は、格別奮勇精心を尽し無比類働いたし候段、神妙之至ニ候、乍去終に多勢ニ被取囲戦死之段、歎敷事ニ候、依之御褒美被下候間、直太悴江為戴候様可仕候、

同人家来

鎗士

山守善右衛門

池田友八郎

後藤十兵衛

杉沢清之進

城島一郎

天内銚之助

岸田源七郎

内藤七三郎

徒目付

白鳥秀三郎

徒士三人

鉄砲組小頭一人

足軽二十人

銀五枚ツ、

銀三枚ツ、

同断之節、浪人共召捕方之儀ニ付而は、一同抜群格別勉強いたし、且吟味中并御仕置之節共別而骨折候付、為御褒美被下之、

同人家来

足軽小頭

穂積清吉

同三枚

同二枚ッ、平足輕九人

同断之節、召捕相成候浪人共入牢中心付方并呼出者多  
人数之处、無油断御仕置濟之儀等迄格別骨折候付、為  
御褒美被下之、

二

○十一月廿一日關老江差出

常州那珂湊屯集之賊徒、追々脱走仕、私在所奥州棚倉  
江罷越候付、兼而所々江差出置候家来共召捕、死刑申  
付候者、左之通、

水戸殿家来

千葉周作門人、當時  
賊徒田丸稻之右衛門  
小荷駄奉行  
新井司

右之者、去月十五日夜領分奥州川下村ニ而召捕相糺候  
処、田丸より兵糧米買入之儀被申し付相越候ニ付、死  
刑申付候、

浪士

塚越惣助

鈴木主税

右之者共、去月十五日私領分川下村ニ而召捕相糺候処、  
押借暴行相働候旨申立候付、死刑申付候、

浪士

藤田芳之助

名前不知一人

右之者共、去月廿九日夜領分奥州戸中村之内字蟹と申  
所江罷越候付、兼而差出置候出張之者差留候処不相用、  
却而彼より刀を抜切掛候付、家来之者討取申候、

浪士

鹿島貞助

行方清吉

牛崎佐七

大森平三郎

栃木助三郎

岩間清次郎

富田忠吉

加藤磯吉

蒲原久作

成沢竹松

羽田賢之助

右之者共、去ル朔日奥州山本村辺江罷越候旨、村役人共より申出候付、早速人数差出、同所ニ而召捕相糺候処、那珂湊脱走之者ニ而所々暴行相働候旨申立候付、死刑申付候、

浪士

五月女清次

大戸藤三郎

茨木良助

根岸彦五郎

平磯庄吉

原清次

右之者共、去ル二日領分大海村江潜伏いたし居候付、人数差出召捕相糺候処、所々乱妨相働候旨申立候付、死刑申付候、

右之趣、在所家来之者より申越候、此段御届申上候、以上、

十一月廿一日

松平周防守

三

○十月廿八日土州留守居直話之趣

先頃土州表ニ而藩士之中暴発、城下近辺高山江楯籠り、侯より討手を被向、敗走徒之中二十三人隣国阿波江脱し、阿侯撫恤す、土使して彼徒を乞ふ、阿侯不服、応接再三及んで終に渡さる、侯阿使を饗し、眼前に彼徒不殘刎首す、此趣不日公訴ニ及ぶの評決せしと云々、一三四年以前、阿太守土に來りしことあり、土の重士を招てみつから云、旧年土阿接領ニ不安をいたくは遺憾之至、殊に近年官武御繁雜、宇内紛離之説もある折から不忠此上なし、弥親睦互に戮力し、切に交信を乞ふと、土の重士畏服す、阿侯悦て帰る、後尚和順せず、益確執之色あり、余も四国に生命を保せり、恨らくは孤島頑固未開乎と、一去月長州より土二人書翰を齎らし、土の重臣に對面せんと乞ふ、土土對話すへし、書翰は請取かたしと答ふ、長土直に歸去ると、

一先達て土侯の夫人城外に屏居す、夫れ長の事たるや、何そ婦女子のしるあらん、不測に潜居を行ふ、涕泣に不堪、家士等密に云、長の降伏不俟論、左すれば半郡希望を有志の諸侯と周旋し、後に夫人を旧復せんことを議するもありと云、

四

○關老江差出

土佐守領分郷士并庄屋等、先達而徒党を結山中江相籠致強訴候者共、遂ニ二十余人阿州路江逃去候付、彼方より引渡を請召捕、夫々死刑申付候趣申越候付、此段御届申上候、以上、

松平土佐守内

十一月廿七日

広瀬伝太夫

五

○十月二日常州府中ニ於て死刑之者

早乙女亮次郎  
酒井儀平  
石川熊五郎

長谷川安兵衛

古川庄太郎

吉田市兵衛

轟 国太

酒井平助

池田作右衛門

小林久助

鈴木寿藏

木村新之助

塚本左一郎

西村余吉

右者共、筑波山其外屯集浮浪之徒ニ加はり所々暴行、伊藤益荒其外随従、水戸又は鹿島等之戰場ニ罷出候始末不届ニ付、死罪に行ふもの也、

十月

右之者共、九月八日、花房越中守・北条平次郎・平岡四郎兵衛人数召捕候事、

一 常州辺賊徒追討之儀ニ付追々御届申上候後、当十七日賊徒多勢押寄候趣ニ付、私人數夫々手配仕候趣、俄ニ進ミ来候間、馬渡村と申所ニ而及砲戦、敵方死傷出来候哉、崩立候様子ニ付、尚可及追討候処、此方手負等茂出来候間、一ト先人數相纏東中根村江引揚申候、然処同夜御目付戸田五介より、翌十八日諸手攻ニ付私人數一本松より前浜辺江出陣候様差函ニ付、同日東中根村出発、前浜口より湊近辺和尚塚と申所江攻入、互ニ大小砲暫打合、烈敷戦ニ相成、其中賊徒及散乱候付、猶賊徒幕内ニ押入、又々必死と及血戦、賊徒多分討取、残徒逃去候間、人數相纏前書東中根村江引揚申候、其節分捕之品々、別紙之通御座候、右手詰之及接戦候次第御座候付、当方手負討死も出来仕候、且又同廿三日晝、湊辺より追々賊徒敗走之趣相聞候間、東中根村例之場所江相揃可申旨、是亦五介より差函ニ付、直様人數くり出、畑道・野道・前浜道夫々敵重相固候段、彼

地家来共より申越候、此段御届申上候、以上、

十月廿九日

戸田越前守

(六の?)

別紙 覚

一 旗一流 但白地ニ子持筋下り藤之紋所付有之

一 纏一本

一 長刀一振

一 鎗三筋

一 鍵繩五筋

一 胴乱一

一 風呂敷包二 但雜物品々

右は去十七日戦之節分捕之品ニ御座候、

七

〇日光山出役幕の小吏より来状

十一月二日、太田原城下近く浮浪數多押寄候ニ付、城主より警衛人數差出相固候処、風聞ニは日光東宮養源院江相集自殺可致と申偽、武田伊賀守より先触差出、宿々ニ而人馬無之旨断候へは、牛馬見当次第荷を付さ

せ打立候趣風聞、日光奉行御役宅ニ而三日夜より支配  
向大評定有之、秋元但馬守・秋田安房守御警衛人数差  
出候様、日光奉行より相達、吟味役同心所々江相越夫々  
御警衛相固、狩人三百人程所々江出張為致候趣、江戸  
表江早飛脚都合三度追々御届相成、不平穩儀ニ候事、

一右一条二付、七日之夜は今市宿江集来して宿内焼払、  
此処ニ而喰留之積ニ付相心得候様、日光奉行より被申  
越候付、宿内致騒動、鉢石宿或は山中杯江銘々荷物持  
運ひ、尤今市宿ニ而留り不申候ハ、鉢石宿も焼払候趣  
故、両宿共御山内江荷物を運ひ、老人女子等は入町、  
私共旅宿近く逃参り、夜中大騒動ニ而寐る事も相成不  
申、右之始末ゆへ米穀其外とも売買不致、殊ニ御神領  
より罷出居候職人一人も出不申、右ニ付御場所御普請  
延引ニは当惑仕候、日光奉行支配ニ而は狩人三百人召  
具して、日光山より東之方大嶽と申所江出張いたし、  
大渡、是は鬼怒川と申川あり、此橋をおとし待懸候処、  
浮浪共大田原之方より人数揀出候処、橋無之ニ付、下  
之方江一里程下り、筏を拵へ渡さんといいたし候処、日

光勢渡さしと人数をくり下ケ、大沢宿裏手江廻り、又  
一手は、日光勢今市宿江日光奉行支配組頭を始手附同  
心・狩人共凡五百人程之人数ニ而固有之候付、浪土共  
物見之者走り帰り申立候哉、其所を昼頃より少茂いつ  
れ夜ニ入攻入候哉と、今市迄山々所々ニかゝりを焚、  
夜五時頃より各明松を持って数千之人数押出す体にて、  
大沢宿之方江拾町程開声を作ておし出候処、夜中殊ニ  
多人数攻寄候体ニ仕懸候間、浪土共俄ニ陣立を致し、  
大沢宿下之方徳次良宿之辺を横ニ切、板橋筋江落行申

候、御警衛秋元但馬守は近国ニ付少々増人数参り候得  
共、秋田安房守は領地越後ニ付中々急速駆付候人数も  
無之、先在合之人数ニ而、秋田は松原町並木江大砲を  
構へ相固、是ハ今市宿ニ而打洩候得は喰留之積り、又  
神橋上ニは秋元人数川を前ニいたし大砲を備相固、平  
宮別所脇江日光方ニ而土手を切抜、木砲三挺掛相固、  
惣勢合四百人程ニ而、其余は狩人・百姓共ニ付、弥攻  
入事六ヶ敷と心配罷在候処、神御領ニは入込不申候  
付、去ル九日出張之向も引払候付、先々安心仕候云々、

十一月十一日

飯島清之助

岩田作之助様

八

○十月廿六日關老松平伯州侯より一類松平織部江達

ス、

一

松平周防守

其方儀病氣不相勝候処、十七才以下ニ付養子之願は難  
相成筋候得共、先祖已來勤之品も有之、且家柄之儀ニ  
付万一之儀有之節は、格別之以 思召末家松平石見守  
儀家相統被仰出ニ而可有之候、尤石見守家相統も其儀  
可被仰付候条、兼而相応之者申聞置候様可被致候、

九

○十一月六日日光表江出立途中宇都宮より之來書

私儀、幸手駅迄罷越候処、神保山城守殿・岡部駿河守  
殿・小出順之助殿、水戸表より引取、宿札打有之、先  
供之面々少々計同宿江參着、惣勢は中田駅迄參り候処、  
日光奉行より急便到来、水戸湊合戦之節落失候浮浪之  
徒六七百人、追々途中にて人数相増千人余ニ相成、野

州黒羽・太田原辺江押来、風説ニは日光山にて一戦之

上討死可仕旨を申触し候由、追々同所近く進み來候付、

神保殿始惣勢急速ニ引返し日光御警衛可致と之御状之

由、依而右御三方中田駅より御引かへし、私儀は栗橋

宿ニ止宿仕候、右御引返し之御方ニは、私儀古河宿よ

り前後ニ相成混雜旅行仕候、其夜小山駅御泊、私茂同

断、

一今日十九日、栗橋駅渡川場ニ而、壬生侯之奥方江戸御

出府御同勢にゆき逢申候、

一大岡兵庫頭様、水戸表より引取之人数ニ行逢申候、

一夜五半時頃、小山宿亭主問屋役人相勤候菱屋善右衛門、

左之通申出候、

一水戸落去之浪士、去ル五日烏山辺江押出し、人数千人

余、途中ニ而老少共見懸次第召捕、数珠つなきにいた

し、両側ニたゞせ歩行候由、夫故鉄砲も難差向候趣、

夫より追々日光近く迄うら道相廻り小林村、夫より今

市駅より一り半程不入村玉入村通行、七日夜徳次郎宿

にて勢揃いたし、其儀同所より岩原村江きれ込、鹿沼

宿通江押出し、又々栃木放火之模様を見せ、其俣一り半上、上州路江寄り、尻内村と申処江引揚屯集いたし居候由、

一 神保殿、小山宿役人江色々御尋有之、同夜宇都宮・壬生御両家御家老宛之御用状被差立、尤急々人数御差出方之御達之趣、右は役人差添罷出候由、

一 此度落武者之大将武田伊賀守父子三人并山岡喜八郎之由、田丸稻之右衛門・田中愿藏も加ハリ居候趣相聞申候、

一 今晩菱屋相咄申候は、昨夜九半時頃栃木領主戸田越前守様より当宿神保殿・小出殿江急使到来、栃木只今ニも騒動相成候間、早々御人数御出張被下度御願御口上有之由、右御答、御尤之儀ニは候へ共、途中より引返し兵隊も不揃、且は日光口江罷越候様奉行より申達有之、只今栃木之方へハ出張難致、田沼玄蕃頭殿未笠間ニ御宿陣之事故、同所江被相伺候様御返答有之候由、  
一 武田其外之浪士、多分上州路江罷出、終ニは甲州を志し候由御座候、

一 右承り申候、私儀通路如何と心配仕候得共、今朝出立無滞宇都宮迄参着仕候、同所よりは浪士之居所迄八里程有之由、

一 宇都宮出口々々多人数甲冑ニ而相固、追々引取も有之、殊之外殿重御座候、同所ニ而承候は、徳次郎宿後道若原山構之中ニ大筒一挺捨有之由、同所通行之節、大筒四挺・小筒七拾挺程、鑓太刀ハ銘々持之、玉葉長持二棹、乗馬・小荷駄共五六十疋之由、右之外申聞候儀、凡小山宿ニ而聞込候通、

一 宇都宮侯御人数、水戸出陣之儀は去ル六日引取相成、直ニ此度之御固操<sup>練</sup>出し、大混雜ニ見請申候、町々は驚人足詰居、是も追々引取候様子ニ御座候、尚取調旅行仕度奉存候云々、

十一月九日夜  
宇都宮<sup>二</sup>而  
中谷 某

〇〇

脱走之賊徒所々暴行、上野国江立入、夫より武州江相

安部撰津守



越候趣相聞候付追討被 仰出候間、在所表有合之人数  
速ニ差出、領内は勿論他領迄も出張迅速ニ追討候様可  
仕候、尤松平下総守も同様被仰出候間、申合相互ニ応  
援候様可仕候、

右於場所田沼侯より相達

一

○水戸表降参之賊徒千五百人余御預ケ之侯伯

土井大炊頭	阿部駿河守	松平大学頭
大岡兵庫頭	加納官一郎	森川内膳正
松平下総守	水野肥前守	井上筑後守
酒井銚次郎	板倉内膳正	稲葉兵部少輔
林肥後守	米津伊勢守	大岡越前守
水野日向守	松平彈正忠	岡田甲斐守
黒田伊勢守	山内撰津守	

二

○十一月十七日 関老江差出

(十二の1)

当月十一日、浮浪之徒上州太田宿辺江多人数脱走之趣  
相聞候付、兼而被仰出茂御座候間、不取敢私領分武州

榛沢郡下手計村江人数出張仕候、右村々之儀は上州利  
根川筋中瀬村・平塚村両渡し船場江程近之場所ニ御座  
候間、夫々嚴重手配仕候処、同十三日申下刻頃、俄ニ  
御代官中山誠一郎支配所平塚村渡船仕候旨注進有之候  
付、急速右人数差向通行差留候処、御旗本方入会知行  
所郷惣村江最早多人数渡船仕、同村江陣取罷在候付、  
私人數儀も对阵仕、形勢見合居候処、丑上刻頃、俄ニ  
上筋江潜行仕候旨注進ニ付、不取敢大小砲相発、尚上  
筋江人数相廻し、双方より烈敷追討仕候処、賊徒共恐  
怖仕候哉、一戦も不仕敗走仕候、何分広場之畑地間道  
多ニ而、いつれの道筋江欵散乱仕候付、跡より追懸渡  
船仕、別紙之通討取分捕仕候、其外殘党共武州本庄宿  
ニ而人数相集、私陣屋前通行、同州深谷宿江罷越候、  
先触差立候趣注進有之候ニ付、陣屋手薄ニも御座候間、  
一ト先引取嚴重ニ手配仕候段、在所家来より申越候間、  
此段御届申上候、以上、

十一月十七日

安部撰津守

(一二の2)

右三付

別紙

一討取式人

一生捕佐藤長次郎、兼而被仰渡候趣を以死罪申付候、

一鞍置馬式疋

一駄荷馬式疋

一脊負具足箱(背)一 水戸小松穀藏と名付有之

一明荷式 内具足并筑波山陣所絵図面一枚有之

其外品々

右之通御座候、以上、

二三

○閨老阿部侯江差出

(一三の1)

常州辺屯集之賊徒共之内脱走之者共有之候付、追討之

儀被仰出茂御座候処、在所表至而人少ニ付、江戸表并

領内人数操出之儀急速申遣候処、右人数未集參無之内

賊徒共領分及通行候条、手薄之至ニ而不行届之段奉恐

入存候、依之差扣之儀奉伺候、以上、

十一月廿二日

松平左兵衛督

(一三の2)

付札

差扣可有之候、

一四

○十一月廿六日閨老江差出

私領分野州都賀郡皆川城内村名主彦助・年寄兵藏と申

者宅江、去ル八日夜九時頃、人足駄之者書面持参ニ付、

何事と存見請候処、表書ニ水戸御用と認下前書兩人之

名宛有之、驚入早速開封一見之処、浮浪之徒申談儀有

之、即刻尻内村旅宿江可罷出旨認有之、無抛同所江兩

人罷越候処、浮浪之内春日秀太郎・金井国之丞其外五

七人、甲冑着列座ニ而申聞候は、夷国通商以來國中不

穩候間、攘夷可致と存候処、討手被向及戦争、尚亦要

害之地見立可申と致旅行候処、多人數之同勢ニ而一日

金五百兩余費相掛候迎、無代ニ而致通行候得は盜類之

姿ニ陥り候付、右彦助・兵藏は有福之趣相聞候間、

御国恩深相弁、彦助金千兩・兵藏金二百兩調達相頼候

趣を以品々申聞、尤金子不差出候は何方迄も引連可申

旨申聞、殆当惑段々相歎候処、格別致勘弁候旨ニ而、  
彦助金百五拾兩・兵藏金四拾兩可差出旨申聞、調金迄  
右兩人同所ニ留置、宿元江申遣、前書之金子調達出来  
ニ而差出候処、右兩人差戻引取候旨申出候段訴出候間、  
此段御届申上候、以上、

十一月廿六日

米倉丹後守

一五

○水藩之内

山野辺主水正・造酒左太夫・谷鉄藏・中山民部・加藤  
八郎太夫・岡部忠藏・太田原伝内・白井忠左衛門・富  
田三代之助等割腹いたし候由、風聞有之、

一六

○十月十六日

水府藩

大久保甚五右衛門・同甚十郎・鳥居瀬兵衛・片岡為  
之助・丹羽恵助・山中新右衛門・中村信一郎・檜山  
金之助・小泉忠三郎・塙新太郎等死罪ニ被行候由、  
一松平大炊家来

郡司太三郎・山崎源六・小泉鉄太郎・庄司源六・菊

池庄助・平井久馬・木村与次郎・菊池勝次郎・田山

庄五郎・茅根虎三郎・新倉本達・岡本八郎・鈴木成

宮・菊池庄吉・近藤隼太・鶴田七三郎・小川菊次郎・

平山祐太郎・箕輪徳之助・佐々木鉄吉・時田半之助・

根本市之助・高橋金之助・新倉徳二郎・岡本三百之

助・楠菊寿・箕輪十次郎・小田倉左仲・海老沢桂次

郎・庄司弁吉・高橋渡人

其方共儀、賊徒ニ加り

公儀江敵対いたし、不届至極ニ付、死罪申付る者也、

一七

○上州高崎よりの来書

子十一月十三日、筑波水戸黨水戸湊を切抜、日光道中太  
田宿江出、夫より五科御関所通行之趣相聞、近辺諸侯  
追討之儀被仰付、伊勢崎・岡部・高崎夫々固、就中高  
崎侯一番手二百人余甲冑ニ而十三日夜玉村宿を固、五  
科宿は前橋侯、是は松平大和守様御人数御関所を固め、  
川向芝宿は伊勢崎侯固罷在候処、浪士共伊勢崎之固を

破り世良田長楽寺江入、夫より中瀬之渡可相越之処、川向中瀬・横瀬辺岡部侯固敵重ニ付引かへし、平塚川岸ニ至り、浪士共人家を崩し筏に組、平塚をわたり、十三日夜七時過、漸本庄宿江罷出休息いたし、翌十四日五時過本庄宿出立、中山道すち石神村迄参り候由、御取締方之手勢より注進ニ付、玉村宿固居候高崎侯一番手、角淵を渡り新町宿神奈川江出張屯いたし、追々注進ニ付、同日高崎より二番手同勢二百人余甲冑にて倉賀野宿江出張注進、櫛之齒をひくか如く浪士共石神村より藤岡道をさして参り候由、物見之者参り、段々御取締方より探索之処、藤岡江着小休弁当いたし、吉井宿泊り之由注進ニ付、神奈川江操（練）出居候高崎一番手引返し、倉賀野宿ニ屯いたし居候二番手相談ニ而引上候処、十五日朝下筋より追々のしらせ、板橋宿より急廻状、江戸表歩兵方操出し、其外追討方出陣之由、御先触間もなく筑波追討方歩兵并田沼様・溝口様御人数御操込之様子ニ付、十五日七時分、高崎侯一番手・二番手惣勢五百人程追討之積観音山通り操出し候趣、最

早浪士方は今晩一ノ宮町泊之由、然処御取締杉本様・宮内様手勢農兵二十人計り早追ニ而一ノ宮江繰込、同夜八半時頃、高崎侯三番手惣勢三百人程甲冑ニ而操出し、相对頼ニ而十七屋・十一屋・金松屋等ニ而小休弁当を遣ひ、三雞之頃当宿操出し、右之処浪士は一ノ宮泊俄ニ交替下仁田町泊之由、追討方は道をいそぎ操出し候、然処十六日四時頃、高崎侯之早打、兜を着し候鎧士二騎注進申乗切、夫に引つゞき探索方より注進ニ而承候は、昨夜明方高崎一番手・二番手并其最寄出張、七日市勢二百人程・小幡勢四百人程示し合、下仁田町さして繰込、夜七時頃、梅沢峠を下り岩下村ニ陣取候処、浪士方ニは夫江は見張、忍之者より注進ニ而敵の追手二三百人来り候由、小坂峠江出張屯いたし居候方より注進ニ付、心得たりと早速支度いたし罷出候而、岩下村江すゞみ、同所ニ而高崎侯より大砲打懸候処、浪士方四度路ニ相成引色ニ見せ、岩下と申処山之陰ニ引退候を、高崎勢勝にのり追掛候時分を見すまし、右岩下之山の上より鉄砲打懸、右往左往散乱いたし候寄

手之中江浪士共切込、大合戦ニ相成、同所ニ而高崎方  
敗走いたし、討死・手負数多ニ而、援兵と可頼小幡・  
七日市両勢は、天神峠と申遙之場所を離れ候処江引込  
ミ、七日市は手遠き大丈夫之場所ニ固、安中侯は横川  
御関所を固め、高崎侯三番手は十六日朝四時頃漸小坂  
峠辺江駆付候儀ニ而、高崎先手勢散々に破れ敗北いた  
し候処、下仁田より本宿街道岩下・関口・小豆畑・安  
道寺・なめ村迄道筋を浪士共虚に乗て追懸候処、本庄  
宿道なめと申処小高き山の手より、御取締杉本・宮内  
御手勢を以て并近郷之獵師狩人二三百人を集め、鉄砲  
頻ニ打掛候故、浪士共此手に打散され引退候処、退掛  
安道寺・なめ村江放火いたし、其低合戦も物別れと相  
成申候、時は十六日四時頃ニ哉、然処浪士共下仁田町  
より操込候行粧は、第一番赤地ニ二ツ引之旗(旗)三本押立、  
白横板二ツ引、吹貫之馬印・宝珠頭之馬印は武田伊賀  
守、二番は赤地二尺計之吹流、赤き玉之馬印は山岡喜  
八郎、三番は岡田信太郎、四番真先に錦之覆掛たる箱  
を為持、白幟ニ尊攘と二字書たるを押立、銀之茶壺頭・

猩々緋之馬印は田丸稻之右衛門、五番は岩間敬一郎、  
六番ハ白地ニ竜之字書たる大幟おし立、大砲方大筒八  
挺押并へ竹内百太郎、惣勢七八百人程、各得物くゝを  
携、鉄砲其外多分持并へ操込候付、町中貴賤驚、周章  
立騒を制し、否ニ不構宿割いたし、本陣は武田組桜井  
弥五兵衛宅、脇本陣は田丸稻之右衛門組有賀安右衛門  
宅、其外思ひくゝ入込、十五日夜同所泊之処、明方三  
四時分迄生死之境漸々少々は性気付候哉ニ相成、浪士  
共勝鯨波をあげ引取来候者、兜首を繩に通し鐘ニ而か  
つき、其外得物くゝ分捕高名之様子、生捕七人、惣勢  
を揃へ、本陣桜井宅前ニ而大将武田床机ニかゝり首実  
檢ニおよび、其場ニて高名手柄を改襲美を遣はし、夫々  
恩賞を宛行ひ候、其後生捕七人之者、同所大杭と申川  
原ニ而三人は切腹いたさせ、四人は首をおとし、十六  
日七時分ニ相成俄ニ出立、本宿泊リニ参り候、且高崎  
方ニは討死三拾四人・手負拾人計、残兵をあつめ、十  
七日高崎江帰城いたし候、御取締宮内様鉄砲を請手負

二相成、松井田江引揚候由、十八日・十九日、追々討手として歩兵方板鼻宿泊、富岡・一ノ宮泊、十九日高崎泊、新発田様一番手同日板鼻宿泊、川越様一番手千七百人、是は長伝寺を本陣ニ而同夜御泊、溝口様一番手千五百人御泊ニ付、宿方大混雜御座候、廿一日高崎宿ニ田沼様御泊、廿二日板はな宿御通行、歩兵組・大目付・御目付御使番・御徒目付・御小人目付・御勘定其外惣勢三千人、同日坂本御泊、然処浪士は十六日本宿泊、十七日信州通り甲州川上江参り、筑摩川を渡り、十九日望月宿泊り、廿日和田峠江懸り、松平丹波守様御手勢・高島様御手勢ニ而喰留候由、追々早打参り申候、

高崎藩中討死、左之通

敵将之馬上ニ有るを討留、其外小林と申者討取、敵将之首を討取引取候処、七八人走来戦、其場ニ戦死、

敵七八人引受、大坊主を討取、其場ニ戦死、敵陣ニ而高名、太刀疵七ヶ所、首を持ながら戦死、

- 内 藤 儀 八
- 国 友 辰 三 郎
- 大 島 順 次 郎
- 近 藤 佐 兵 衛
- 二ツ木千代之助
- 内 山 金 之 助

鉄砲疵太刀疵七ヶ所、首を持戦死、大砲疵三ヶ所、敵陣ニ而切腹、

大砲疵所々

岩下村ニ而討死、

〃

〃

〃

〃

堤金之丞鎗持、主人戦死ニ付、諸士江断敵陣江馳入戦死、岩下村にて討死、

敵八九人取巻候処、拝領之鎗ヲ以五六人突留戦死、

- 斎藤鉄右衛門
- 深井助太郎
- 赤坂村夫人足
- 徳右衛門
- 堤 金 之 丞
- 深田弥平次
- 河野岩之助
- 寛 勘 助
- 関根永三郎
- 落合 伝 助
- 中豊岡村夫人足
- 龜 助
- 小泉又三郎
- 下条 元 達
- 小泉小源次
- 本木桑之助
- 吉田友七郎
- 十五才
- 高橋 永 七
- 松 下 善 八
- 反町利喜蔵

左之七人下仁田川原ニ而死、

浅井新六郎  
岩上主鈴

小塚村人足

諸士 千蔵

町人 二木助五郎

足輕 定七

田上繁蔵

高月宗三郎

山崎磯平

岩村医師  
中村俊定

右之外手負数多有之、

一八

○

大番頭

両番頭

御先手

御徒頭

小十人頭

当節柄急御用有之、俄ニ出立被仰付候儀も有之候間、  
銘々は勿論組之者共ニも兼而覚悟いたし置、被仰付次  
第即日出立相成候様、組々之者共江も急度申渡置候様  
可被致候、且又以後御役被仰付候者江は、其度々別段  
不相達候間申送置候様可被致候、

一九

○十一月廿八日閣老より勘定奉行江達

御勘定格

御代官手付  
関東御取締出役

馬場俊蔵

金六拾兩ツ、支配勘定格

御代官手付  
関東御取締出役

渡辺慎次郎

英国人を及殺害候者召捕方最初より骨折、先達而蒲池  
源八外一人をも召捕、尚今般清水清次を召捕、格別骨  
折候趣相聞候付、為御褒美被下之、

御代官手付

柏木正五郎

同四拾兩ツ、

「石賀佐助

英国人を及殺害候者召捕方骨折、先達而蒲池源八外人召捕、格別骨折候付、為御褒美被下之、

木村董平御代官所

武州足立郡  
千住宿問屋兼名主

秋葉市郎兵衛

同断探索方骨折、清水清次を召捕候手配いたし、格別

骨折候ニ付、永代苗字差免可申候、

名主

権三郎

左衛門

同断ニ付、其身一代苗字差免可申候、

金貳拾五両ツ、

右三人

同断ニ付、為御褒美被下之、

百姓

元藏

同断召捕候節、先立組付格別相働骨折候付、被下之、

年寄

次郎右衛門

問屋下役金太郎

同拾五両ツ、

百姓

藤左衛門

同断之節組付差押、格別相働骨折候付、被下之、

年寄

長左衛門

藤助

百姓

林藏

銀藏

勝五郎

市藏

同断之節、探索方手配骨折候付、被下之、

御代官手付

関東御取締出役

渡辺慎次郎

別段之訳を以支配勘定格被仰付之、

右可被申渡候、

十一月廿八日

清兵衛

徳左衛門

市三郎



二〇

○十一月廿日戦争之節松平丹州侯人数之内戦死手

負等左之通

番頭

稱村久兵衛

同

西郷羽右衛門

外二

諸士手負共

五拾人程

右同断、諏訪侯人数之内戦死、

物頭

千村源右衛門

外二徒士

拾五人程

討取浪賊左之通、

竹内 隼人

坊主武者一人

外二 五人

二一

○十一月七日閣老より相達

加賀中納言

京都御警衛之儀、松平筑前守江被仰付出京罷在候処、

京師事変之節、病氣とは乍申不都合之引払致し候付、

追而御沙汰之品茂可有之候得共、段々申立候品茂有之

候付、京都御警衛之儀は其方江被仰付候間、一際嚴重

相心得、御警衛向相立候様可被致候、尤右之通被 仰

出義ニは候得共、其方儀病氣少茂快候ハ、押而も一ト

先出府候様可被致候、

二三

○十月所司代桑名侯江届

大炊御門右大将・中山前大納言・橋本中納言御固相模

守組、石山少将・同右兵衛佐・松平甲斐守・五辻大夫

御固出雲守組、右之通引請、昨十五日人数差出、松平

越前守・松平修理大夫家来より請取勤番仕候、依之此

段御届申上候、以上

十月十六日

蒔田相模守

松平出雲守

二三

○元治元年甲子十一月廿三日於浪華城長征御軍議

列席左之通

総督  
副将

尾張前大納言殿

松平越前守

松平上総介

松平相模守家来

荒尾伊織

荒尾駿河

林善八

松平阿波守家来

福島直之進

松平美濃守家来

大音兵部

細川越中守家来

小笠原一学

道家角右衛門

松平三河守家来

安藤要人

海老原極人

中津広江

松平越前守家来

沼井与三左衛門

本多修理

宇都宮勘解由

菅沼重記

沼井十之丞

島田近江

毛受鹿之助

村田巳三郎

島津十太夫

水野脩蔵

青山小三郎

堤五一郎

有馬中務大輔家来

吉田彦次郎

吉田尉平

松平出羽守家来

大橋筑後

鹿瀬助左衛門

松平讚岐守家来

堀 多 仲

久保田文助

松平隱岐守家来

佐伯源五右衛門

佐 伯 斎 宮

松平修理大夫家来

西 郷 吉 之 助

吉 井 幸 輔

松平安芸守家来

石 井 修 理

三 宅 万 太 夫

松平肥前守家来

中 島 弥 太 夫

立花飛驒守家来

田 比 安 芸

矢 島 助 兵 衛

宮川登三郎

伊達遠江守家来

松 根 函 書

板倉周防守家来

金 子 外 記

奥平大膳大夫家来

頃田五郎左衛門

龜井隱岐守家来

多 胡 兎 波

阿部主計頭家来

内藤角右衛門

小笠原左京大夫家来

喜 多 村 脩 藏

樋 尾 林 助

松平主殿頭家来

松 平 左 京

松平老岐守家来

今 村 左 太 夫

有馬遠江守家来

有馬四郎左衛門

小笠原佐渡守家来

山田直助

三浦備後守家来

戸村豊

本多肥後守家来

武間四郎左衛門

脇坂淡路守家来

脇坂縫殿助

松平近江守家来

岡田直之助

松平主計頭家来

雨森鎌三郎

板倉撰津守家来

森岡喜多右衛門

津久井善助

松平越前守家来  
(以下三行ハ前出重頼、ママ)

島津十太夫

水野脩藏

以上、

二四

○長州征伐御軍令

条々

今度毛利大膳父子為征伐進発ニ付、篠本并諸軍勢万事相慎不作法之儀無之様、下々ニ至迄入念可申事、

一喧嘩口論堅令停止之、若違背之輩於有之は、理非を論

せず双方成敗すへし、或は親類縁者之因を存し、ある

ひハ傍輩知音之好ニより、荷担之族有之ニおゐてハ、

其科本人より重かるへき旨、急度はを申付へく、自然

用捨せしむるニ於ては、後日相聞といへとも、主人重

科たるへき事、

一軍中相討堅禁制すへし、若止事を得ず相討する時は慥

成証人を立可申事、

一先手を差越飯令高名せしむるといへとも、軍法ニ背く

上は重科ニ処すへき事、

但先手江相断らずして物見に出へからざる事、

より堅可申付事、

一子細なくして他の備江相交る輩於有之は、武具・馬具

一船渡之儀、他之備ニ相交らず一手越たるへき事、

共には是を取へし、主人異議ニ及候ハ、可為曲事事、

一下知なくして陣払并人返之儀、一切停止之事、

一人歎押之時不可脇道通之旨堅可申付、若猥ニ通る輩は

右条々堅可守此旨、此外載下知状者也、

可為曲事事、

元治元子年十月

御黒印

一地形又は敵の機ニ応し時宜之指揮可有之間、此旨兼而

二五

御下知状

可心得事、

覚

一降人生捕候者猥ニ不可殺害事、

御軍役之人馬員数之儀は、慶安度御定之通ニ候得共、

一諸事奉行人之申旨不可違背事、

大銃・小銃は増加可致事勿論ニ候事、

一時之使として如何様之者差遣と雖も不可違背之事、

但弓隊之儀は勝手次第たるへき事、

一持鎗・持筒は可為軍役之外、長柄さし置持すへからざる事、

一御行列前後之次第堅相守、若猥りなる輩於有之は可為曲事事、

但長柄之外持たするに於而は、主人馬廻り一本たる

へき事、

一御手先之大名一日代り可相勤、右ニ准し毎隊之先陣も

一陣中ニ於て馬を取放つへからざる事、

申合、番代り可相勤候事、

一田島作毛を刈取、或は竹木切り取堅令停止、付押買狼

一押前之時用事有之行列を離れ候ハ、其段其筋江相断

籍すへからず、若違背之輩有之ニ於ては可為曲事事、

器械・僕徒は其場江残し置、用事終而速ニ馳付行列ニ

一小荷駄押は右之方ニ付可相通、軍勢ニ交らざる様兼而

加ふへし、若病人有之節は、慥ニ証人相立、其筋江相

断可申、若証人又は断なくして後れ候者、敵科ニ所せらるへき事、

一 押前之時、山谷森林等之処は敵方より伏兵可有之も難計候間、諸隊心付通行可致事、

一 騎馬之者用所有之時は、必馬を脇江ひかせ用を調べ、追付乗へき事、

一 馬に沓を懸させ候節は、道脇江乗のけ沓を掛、本之馬次江并ひ乗へし、其後如前乗入へき事、

一 馬ばりつく時は、後の馬道脇江のりのけ、前之馬次江可乗、其後追付可乗入事、

一 乗馬・小荷駄、其持主々々之名前何番隊と申事相記し候札、立聞之辺江結付可申事、

一 軍中ニおゐて若馬をとり放つ者は過料を出させ、口取ハ其品ニより可為沙汰事、

一 御陣中物静ニ可致候、たとへ何様之儀有之といえとも、下知なくして立騒くへからざる事、

一 御宿陣ニ而毎夜四方篝火を焚き、御先手番兵之者三人ニ而遠見番相勤可申、篝火之人夫は陣場奉行より差

出、薪は御代官より差出可申事、

但御宿陣四方ニ限らず毎隊ニ而焚候も不苦事、

一 毎夜不寝番は、一隊を十分一之心得ニ而不寝番いたし、巡邏懈怠なく相勤可申事、

但頭支配節々相廻り、毎隊之番兵も是ニ准し昼夜守衛專一之事、

一 御陣中火之用心油断あるへからず、尤火薬之儀は別而入念取扱、昼夜ニ限らず番兵嚴重申付置相守可申、若

誤ち有之節は可為曲事、  
一 御陣所跡は鹿略之儀無之様、毎隊諸向隊長之面々急度

心付、組支配下々ニ至迄嚴重可申付事、  
一 陣中味方の変をきき、或は敵の様子を聞候者は、昼夜

に限らず早速其筋江可申出事、  
一 夜討并忍之者警衛無油断可相嗜、敵方之様子は昼夜に

かきらす穿鑿いたし、其様子ニ依而差凶之次第可有之候間、諸向遠見并間者ハ懈怠なく相遣し置、敵之様子

為相探可申事、  
一 謀書・矢文・捨文張訴有之節は、見付候人其假大小御

目付江相達可申事、

元治元子年十月

因幡守

一諸向并頭支配は勿論下々ニ至迄、公用なくして往来い

豊後守

たし候儀無用たるへき事、

伯耆守

一銘々得道具等は勿論、御貸渡相成候器械損失有之節は

美濃守

早筋江可申出、若器械損失の為ニ後れを取候輩有之ニ

備前守

おゐては可為曲事事、

和泉守

一落人之儀は、男女幼少ニかきらす即刻搦取差出すへし、

若隠し置もの有之ニ於ては可為曲事事、

二六

○御軍令等一同江御渡ニ付書付

一陣中ニおゐて伝染病相煩ひ候者有之節は、小屋内ニ差

兼而相達候通、来月十一日諸軍持口江着到、同十八日

置申間敷、早速其筋江相断薬用手当可申付事、

を以攻懸り可被申候、御軍令之趣弥堅相守、諸将一和

一御出征中は親族之忌服受へからざる事、

一存之事、

但父母之忌は三日勤番可相除事、

二七

○十月十六日伝 奏衆より御渡之書付

一毎夕七時、御本陣ニ於て大小御目付より合言葉・合印

尾張前大納言

を諸向頭支配主人江申渡し、即刻諸向并面々之組支配

今般長防征伐発向ニ付、先達而

下々之者江申渡へき事、

三社御祈茂被 仰出候処、討手之諸藩愈以励士気人心

但時宜ニ依り、本文ニ拘るへからざる事、

一途ニ可有尽力、更ニ被 仰出事、

右之条々於違背有之族は、随科之輕重可被処殿科旨、

但此旨早々討手之諸藩江可有布告候、尤関東江

御沙汰可被為 在候処、急速之儀ニ付総督江直ニ  
被達候事、

二八

○  
(二八の1)  
一別紙制札文一通相達候、攻口仕寄之三日以前敵境江相  
建之、攻入候上は村市所々江可被相建事、

十月

(二八の2)  
一此たひ

御所辺にてつほう打はなし、恐れ多くも

禁裡の 御門とうに玉あとき候たん、前代みもんの  
事ニ候、是ニよつてうつつさしむけられ候、しかれと

もつみなぎものは少しも御かまひなく候間、安穩に家  
業相いとなミ可申事、

一右にかより合せのものをとらへ、あるひハかくれたる  
をうつたへ出候ハ、相応のさた可致事、

一老たるもわかきも、手むかいいたし候ものは打すて可  
申事、

右之通可相心得もの也、

元治元年子十月

二九

一前大納言殿先隊は来ル廿五日より順ニ操出し、中軍は  
来月朔日大坂表出陣、同十六日芸州広島着到之筈ニ候、  
仍而泊割老通可被相達候、

但御軍艦入港候ハ、早速着到可被致候、

十月

西宮 兵庫 明石 加古川 姫路 正条 三ツ石  
藤井 板倉 実遠 神辺 尾道 本郷 西条  
海田 広島  
以上、

三〇

○長防追討之総督尾張前大納言殿より討手之諸藩

触達之写

(三〇の1)  
毛利大膳父子事、伏罪之姿相頭候付、当月十八日攻懸

日限之儀、一左右相達候迄攻掛可被相見合事、

十一月十四日

尾張前大納言



(三〇九) 心得書

毛利大膳父子、山口を開き萩江移、寺院ニ蟄居いたし候事、

一五卿始脱藩士、一旦三田尻江集、尚又五卿を山口江移候処、今度他所江転座を申出候事、

一三暴臣を切首級差出候事、

一三暴臣参謀之輩も斬首申付候段相届候事、

三二

〇

私本家家老益田右衛門介・福原越後・国司信濃、去ル

七月登 京之上、不用主命、恐多も对

輦下騷擾仕、奉驚

宸襟候段、全大膳父子平常之申付不行届罪科難遁奉恐入居候付、是迄奉歎願候趣も御座候処、今度

御征伐之御規定切迫ニ及候段窃ニ奉伺、誠以恐惶痛心仕、國中一統弥謹慎罷在、大膳父子寺院蟄居仕、只管

奉謝罪候、右三人之者共所置之儀、此中御差図相待候

心得、今日ニ至り候而は返而忌忌ニ相当、自然御嫌疑可相成と奉恐入候、然は速ニ厳刑ニ処し首級可差出心得ニ御座候、且又私謹慎中越境之儀奉恐入候間、不得止事、封疆ニ慎ミ罪を

幕下ニ奉謝候、何卒

御寛大之御所置厚奉歎願候、誠惶敬白、

十月廿七日

吉川 監物判

三三

一私本家家老之内、乍恐於京都暴動仕候儀ニ付、先達而奉歎願置候、此度漸御征伐之御期限切迫ニ及候段窃ニ

奉伺、大膳父子を始末家中闔国之士民一統痛心泣血仕候、就而は御差図を不待罪魁益田右衛門介・福原越後・

国司信濃三人之者首級奉備

御実檢、其余参謀之徒嚴科ニ可申付候、尚又公卿方去年以来山口御滞在之処、何卒他州江御転座、追而は都

下江御帰入相成候様御取扱之儀、奉願度心得ニ御座候、乍併此儀早速大膳父子江申聞、其外為取計度奉存候得

共、遠路相隔、往復之日数有之候付、仰願候、列藩御

進発之儀暫御猶予被成下候様奉希上候、此由可然様

大総督

幕下江御取成之程、只管奉懇願候、恐惶敬白、

十一月二日

吉川 監物判

取締向嚴重申付置候儀ニ御座候処、同所出張之家来共甚不行届之次第奉恐入候、以来決而右様之儀有之候共不差通様敵敷取締申付置候、此段不取敢申上候様従國許申付越候、以上、

三三

○大目付・御目付江

此度長防追討被 仰出候ニ付而は、右追手之面々并

御進発御供之向共人数差出候上は、 御征伐被為濟候

迄は、御機嫌伺其外都而平常之勤品ニ不及候、

右之趣、万石以上以下并長州討手之面々江可被達候、

十一月四日

松平美濃守内

永田直次郎

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上、

十二月廿七日

南部弥八郎

◇第八六号 (元治元年カ) 報告 『玉里島津家史料四』  
一二四五

三四

○子十一月閏老江差出

美濃守領内筑前国遠賀郡黒崎と申処江、先月六日長州

藩士着船仕、指付候用向ニ而薩州・肥前江為使罷越候

趣ニ付、事柄相糺候処、歎願書致持参候旨申聞候付、

道筋差通候段申越候、同州江は御追討被仰出候ニ付、

仮令右躰之使者ニ而も領内可差通様も無御座、尤兼而

(付箋) 『第三百六十七号』

一 新撰妄子

時記集註

不遠千里而來

異國

有仁義而已矣

皇國

上下交征利而国危

狭泰山以越北海

為長者折枝

凡我同盟之人既盟之後言歸于好

以牛易羊

有如時雨化之者

有成德者有達財者

戎狄是膺荆舒是懲

大哉言矣

速於置郵而伝命

仰不足以事父母俯不足以畜妻子

城郭不完兵甲不多

不日成之

猶以一杯水救一車薪之火也

猶緣木而求魚也

出入無時

撫劍疾視曰彼惡敢当我哉

當時形勢

攘夷家之說

攘夷成し難きといえる人

条約

横浜交易

外国方之小吏

横浜の商人

勅書

御請

上洛の軍艦

諸色高価

江戸

西城

触半

鎖港の使節

勤仕并役替

別手組

邪說暴行

不舍昼夜

浩然有婦志

閑譏而不征

安其危而利其菑

馳馬試劍

天時不如地利

地利不如人和

過則改之

猶杞柳

雖欲耕得乎

遲々我行也

飢者弗食

勞者弗息

曠安宅而弗居舍正路而不由哀哉

視君如寇讎

懦夫有立志

諸浪士

巡邏

京師の見廻役

所々  
柵門

武田等

後室

太平筑波之浪士

水浪の仲間われ

水藩朝比奈等

柳連

野州辺の百姓

田沼

下婁江出た役人歩兵等

同く人足

宍戸  
松平大炊

宍戸百姓

野州出陣之旗下

我善為陣我善為戰

歩兵方の吏

謂失其本心

有栖川其外

其至爾力也其中非爾力也

歩兵

有採薪之憂不能至朝

加の世子申訳

其潤也可立而待也

水浪

此亦妄人也而已

福益国三人

無恒産因無恒心

浪人仲間

時日害喪

長防之人民

不知足踏之手舞之

京師騒動

二物不可得兼

毛利分家吉川等

如以朝衣朝冠冠座於塗炭也

参 内之公卿

願比死者一洒之

討洩されの長藩

寇至蓋去諸

御立退をすゝめし公卿

出乎爾者反乎爾者也

長州 異船の仕返し

膚不撓目不眩

薩州勢

如崩其角稽首

同 異人江頼て和睦

不動心

御立退を止めし人々

決諸東方則東流決諸西方西流

中川宮

戰必勝矣

会津勢

亦終必亡而已

長州一味諸侯三家

兵刃既接棄甲曳兵而走

越前勢

天下惡乎定

どちらつかずの大名

猶水勝火

彦根勢

久則難変也

徳川

有不虞之誉

大垣勢

賦粟倍他日

御進発御供旗下

父子不相見兄弟妻子離散

京市中焼出され

夜以繼日

武器支度

欣々然有喜色

御救ひ米

天下之口相似也

御進発之有無

勇士不忘喪其元

会藩松平将監

大旱如望雲霓

江戸江帰る奥方

天作孽猶可違自作孽不可活是之謂也

長州父子

小有才

山陵奉行

人皆掩鼻過之

京の死体

何可廢也

朱子学

弓矢斯張

又弓の稽古

其進銳者其退速

芙蓉間官吏

不奪不壓

ひとつの橋

不能令

水戸

事君無義進退無礼

春嶽

惡莠恐其乱苗

今度惣督ニなりし人

雖大國必畏之

庄内

天下莫強焉

熊本

有求全之毀

加州

不能平治天下

閩老

猶七年之病求三年之艾

政事

天下之生久矣一治一乱

時節到来

草尚之風必偃

大樹

天下無敵者天吏也

天下ニ一人

尽信書不如無書

此新撰妄子

事齊乎事楚乎

小諸侯

◇第八七号 (元治元年カ) 報告 『玉里島津家史料四』

(付箋) 「第二百四十号」

一於長崎亞米利加船江日本水主雇入度申出候処、御免無之候ニ付、同所詰之「コムシュル」より申立候趣有之、江戸江相詰居候「ミニストル」「プロイン」より申上候趣左之通、

日本の地勢は地図ニ而も既に被知召候半、亞細亞の東に位して独立せる事、英吉利の歐羅巴におけるがごとく、國威を張行セは東方諸國に冠たるへし、合州海に面せるを以て、軍船ヲ操練するは論を待たず、素より人性恰利勇壯、船夫また漸く熟すと雖とも、いまた足らざる所あり、幸ニ亞國の望に應じて船に駕せしめは、其身賃錢を得るのみならず、帰るの日熟達せる船夫数人を得んこと、偏に我貴國の為に願ふ処也、今長崎「コムシュル」より申立候書翰を翻訳し、尚此情実を述ふ、日本政府、我貴國の為に

此事を述るを以て、允准し玉はんことは疑を容さる  
所なり

月日

名

二  
一 関白殿下諸大夫より長州様江御上

京有之候様、宿次ニ而御沙汰ニ付、来ル廿日頃御発駕  
御内定之由ニ御座候、

一 長州様より 京都江数十人被差出置候付、少々之事ニ  
而も直ニ催進有之、既に八人之者打果之事も、姓名迄  
悉く相知居候様子ニ御座候、

一 関白様御亭江は姫路より警衛仕居候由、

一 酒井若狭守様御外出之節は多人数ニ而護送致し、四方

二 丁程は往来留ニ相成候由、

一 昨日、水戸浪人一人越後ニ而被召捕候者到着仕候、

警固多人数御座候由ニ御座候、

右之通

慶応元年乙丑自正月  
至四月

書面之趣はいつれにも勉励、京地ニ於て相達候様可  
被心得候、

◇第八八号 丑正月三日報告〔風説書〕

二

一 右同所江差出

私儀兼而御届申上候通、去十五日京都出立仕、同日夕  
大坂表江滞留罷在候処、蒸気船ニ而芸州表江為大物見  
罷越候様、尾張前大納言殿依指揮、今廿九日同所出立  
出帆仕候、此段御届申上候、以上、

十月廿九日

成瀬隼人正

## 風説書

丑正月中之内

南部弥八郎

三

一 長防追討之総督尾張前大納言殿より討手之諸  
藩江触達

(三の1)  
毛利大膳父子事伏罪之姿相願候付、当月十八日攻掛日  
限之儀、一左右相達候迄攻懸可被見合事、

十一月十四日

尾張前大納言

一 關老諏訪侯江差出  
此度毛利大膳御征伐ニ付四国之兵指揮仕候様、京都に  
おゐて御達之趣奉畏、武門ニ相叶難有奉存候得共、他  
藩諸隊江相掛候儀迎茂難行届奉存候ニ付、指揮之儀は  
只管御断申上度奉願候、此段宜御取成可被下候、以上、

十月廿八日

松平阿波守

(三の2)  
右ニ付  
心得書

毛利大膳父子山口をひらき萩江移り寺院ニ蟄居いたし候事、

一五卿を始脱藩士一旦三田尻江集、尚亦五卿を山口江移し候処、今度他所江転座を申出候事、

一三暴臣を切り首級差出候事、

一三暴臣参謀之輩も斬首申付候段相届候事、

四

一 十一月十六日芸州出立之飛脚使より来書

一昨十四日芸州国泰寺ニ於て左のことし、

毛利讃岐人数五十人・同志道阿波人数三十人程、芸州

菩提所国泰寺江益田右衛門介・福原越後・国司信濃、

右三人之首級白木長持ニ入持参、右家来兩人共麻上下

着用、尤長髪之尻如何ニも恐入候体ニ見受候、成瀬隼

人正人数半隊<sup>(總)</sup>操出、頭之騎馬いづれも手鎗・小具足・

陣羽織ニ而百五十人程罷出、国泰寺江入候上三首実檢

有之、列居大小御目付、其後江尾藩間宮外記、其外役々

出張、芸州人数を始諸家之警衛嚴重、実以勇々敷相済

申候、

一右ニ付十八日攻懸候儀は、先手之諸侯江見合候様御触

達有之、近々吉川監物芸州江罷出応接之筈ニ御座候、

御惣督ニは今十六日御着陣、其上之御指揮如何御手順

ニ相成候哉と奉存候、首実檢場所左之通、

芸州重役共

王事職御  
御三將川戸  
目録

首三  
披露役

名披露毛利家老

志道阿波

芸州家老共

五

一 十一月廿七日閨老水野侯より達

別紙扣書付之通、松平陸奥守・松平閑叟江去ル廿二

日相達候付、可被得其意候事、

松平陸奥守

御国事格別尽力有之候ニ付、宰相被

仰付候処、辞退申上度旨再応被申立候趣達 御聽候処、

格別之訳を以



御所江被 仰上

勅許茂相濟候事ニ候得共、再心厚申立之条尤之儀無抛被

思召候ニ付、右之趣於

御所江被 仰上候処、無余儀訳柄ニ付辞退被

聞召候旨被

仰出候間、願之通宰相辞退 御聞届被遊旨被 仰出之、

一

右同文言

松平閑叟

六

一 關老本多侯江差出

(六の1)

毛利淡路官位被 召放居屋敷始被 召上候儀申通候様

御達ニ付、則相達候処、別紙之通御請書并家来添書差

出候間、右相添此段御届申上候、以上

十二月朔日

関民部少輔

秋元五十橋

板倉主計頭

(六の2) 別紙

本家毛利大膳家来共、先達而於京都暴動彼是不届之至

ニ付、私儀官位被 召放居屋敷始被 召上候旨被

仰出候趣、恐入奉畏候、右御請申上候、以上、

元治元甲子年十一月六日 毛利淡路 印判

(六の3)

別紙

此度主人毛利淡路江御沙汰之儀深奉恐入、別紙調印之御請書差上候付、私共添書仕候処如件、

元治元甲子年十一月六日 粟屋 内 匠印判

奈古屋誠之進印判

福岡式 部印判

鳥羽嘉 盛印判

栗屋 齊 宮印判

富山 要 人印判

七

一 紀藩某江神奈川住ニ而紀州七里役之者より文

通之拔萃

前略、然は五日夜八時頃スウイツル国之商館一軒焼  
(頭註)「本町海岸弁天等之両所、また取捨舞之、相談中ニ候由御座候」  
失仕候、本町海岸并弁天之役宅取払、仏・瑞両国兵士  
館普請中ニ御座候、運上所つゝき駒形町取払、各国之

評談所ニ取建候由、山の手英兵卒屯所追々出来、根岸  
村江之新道一里余切開相成申候、各国荷物揚波戸場有  
来より五十間<sup>(マヤ)</sup>築立相成候由云々、

一八  
一去月晦日清水清次獄門之節、英兵士始兵卒千人程調練

ニ而右場所江罷越、清次直応接之上立合見分首落し候  
節、即刻致炮発候由、科書左之通、

浪人  
清水清次

此もの儀、浪人蒲池源八外一人俱々申合、子二十五歳相州羽鳥村  
八郎左衛門方江罷越、外国人退治ニ罷越候積之処、軍  
用金ニ差支候間所持之金子借用いたし度、若不承知ニ  
候ハ、一同切死可致抔申威し、金子致借用、殊ニ住所  
不知高橋藤十郎申合、鎌倉八幡門前ニおゐて英吉利人  
を及殺害始末、不届至極ニ付獄門ニ行ふもの也、

右之通承込申候、尤高橋藤十郎は人相書を以当時尋  
中御座候、後略、

十一月七日

柏木五十二

一九  
一右清次、横浜市中引廻し之節高声ニ詩を吟し、刑場に

臨ミ英之官吏と応接之際も、昂然と英人致殺害候ニ相  
違無之旨、其時之成行相答候処、異人共豪勇尤可惜連、  
以来改心有之候ハ、命乞いたし遣し可申旨申聞候処、  
命全くいたし候へハ又々異人を殺し可申と申切死地ニ  
就き候付、外国人共一般ニ其撓まさる氣象を讚賞仕候  
趣、既ニ新聞紙ニも詳ニ板刻仕候、

一〇

一 十二月九日尾州より閩老江差出

常野兩州浮浪之徒討取方之儀、一昨日申上候通、戸田  
采女正・井伊掃部頭と示合、前後より及接戦候手筈ニ  
被致、夫々人数<sup>(總)</sup>揅込候処、賊徒共去月晦日鶉沼宿より  
登り方之内北之方閑道江相通、天王寺村と申所江致止  
宿候趣相聞、夫より何方江相越候哉も難計候付、猶為

追討相越候歩兵方井上啓次郎初江も示合、追討之手配被申付置候、尤此後之模様追々可被申達候得共、先此段申達置候様、去四日急便を以被申付越候、

十二月九日

一 閣老本多侯江差出

賊徒共根尾谷江落入候付追討之人數操出候趣、此間御届申上置候、然処越前江越通候儀は危難嶮岨之細道、殊ニ欠崩候場所多御座候得共、遂ニ押行大野辺江相落候趣ニ御座候、依之追討之人數之外北国街道并大津辺江別手人数不取敢操出申候、此段御届申上候様、采女正申付越候、以上、

十二月十一日

戸田采女正内

太田多三弥

一 右ニ付巷説ニは、越前大野ニ而は賊徒之不相越以前市中を焼払置候付、無抛野陣を張り而夜を明し、同国今庄江相越致滞留居候趣相聞得、或は大坂より兩三日以前相届候書中ニ、越前ニ而雪の為ニ困窮いたし候処を、

越前・彦根・大垣之三手ニ而大半生獲仕候由相聞得候旨申来候段風聞有之候、尤此儀は虚実不相知事ニ御座候得共、江州より越前江相通し候街道は、何方も山々の落凹ミ候場所のミニ而、其内今庄は相応之人家數も相見得候得共、五六百人三日程も逗留いたし候へハ、米穀其外之有余も尽果可申地勢ニ有之、其上十月之下旬よりは積雪ニ而山野田畑共ニ平坦ニ相つゞき、諸物之運送も不自由ニ而、其土地ニ不馴者は凌方出来申間敷候付、兎も角も不日平定ニ相成可申と奉存候、

一 十二月七日大目付神保佐渡守・塚原但馬守之兩人、一橋公江為御使急出立相成候、右は賊徒上京之模様ニ付御尋之為と申事ニ御座候得共、一説ニは水戸政事不行届御追討ニ相成候程之騒乱ニ付、其仮ニ被差置かたく一橋公を御呼戻水戸家を御立と欵、或又削国ニ共不相成候而は列藩江被為対候而も不相濟、右等所置之為ニ御座候哉ニ承申候、尤水戸当公は十二月九日より差扣被 仰出候由ニ御座候、

一 諸侯伯其領分ニ住居之儀は、元来幕之大小吏輩之尤不

好事件ニ御座候処、水野・松前之両閣老其機を察し、

此度長州之原由も是より生し候間、方今復古好機會ニ

候由ヲ以建議し、幕吏合同して先達以来之御沙汰相成

候哉ニ密々風説も有之、右等を以水野は遠州浜松江旧

復し、松前は右之事并御進発ニおよはず長州の条理を

捌き帰り、其功ニより蝦夷地旧復之志願と相聞得、既

ニ松前江差戻相成候地も御座候哉ニ相聞得申候、其取

調之節箱館奉行は、開拓之儀専ら先役村垣淡路守取扱

ニ付同人江御尋御座候様申立、淡路守は元不毛之地当

時八万石程も上り候様ニ相成候得共、夫迄之御入費積

年之上ならては御取戻しニも不相成儀御座候処、右場

所御望ミは御役柄不似合事之旨取しらへ申立候付、当

時御作事奉行之処、他ニ事寄せ御役御免相成候由ニ御

座候、

一京都警衛并賊徒追討等之訳ヲ以、此内追々組々之銃隊

并歩兵隊上京仕候、一説ニ右様少々ツ、上京為致、来

陽俄ニ蒸気船にて大樹公上洛可有之由申者も有之候、

弥其通ニも御座候ハ、何歟密謀可有御座も難計と奉存

候、

一旧臘信州飯田侯堀某州高一万七千石二千石被召上閉門被仰付候、

右は先達武田始浮浪之徒押通り候節、関門打捨城中江

逃入、無手ニ差通し候故ニ御座候由承申候、

右之通承申候間、此段申上候、以上、

丑  
正月三日

南部弥八郎

◇第八九号 丑正月廿九日報告〔風説書〕

(表紙)

風説書

丑正月申

南部弥八郎

一 子十一月七日

一

一

一

一

一

加賀中納言

其方儀病氣ニは候得共、毛利大膳父子始追討ニ付、陸路芸州路之先鋒松平安芸守・板倉内膳正・阿部主計頭同様被仰付候間、為名代在京之家来長大隅守江隊將申付、早々発向、尾張前大納言殿御指揮ニ随（書）ひ奉戦可被申付候、諸事安芸守始江申合、委細尾張前大納言殿江相伺候様可被申付候、

二

一 十一月十八日広島表尾張前大納言殿より

奏聞之書付

謹而奉申上候、毛利大膳家老志道安房儀、当月十三日芸州廿日市と申所迄罷出申達候は、当七月於京師及暴動候罪魁益田右衛門介・福原越後・国司信濃三人之首級持参仕実檢ニ備度、宜差図有之候様仕度旨、松平安芸守家来まで申立候、右は右衛門介始命有之候ハ、生活之促可為差出筋合之処、安芸守を以先達而申訳候趣未相届内斬首差出候付、右首級広島国泰寺江護送之上、同寺ニ差置、警衛為仕置、臣慶勝一昨十六日広島表江

着到仕候付、今日右衛門介始首級実檢仕候処相違無御座候、且右及暴動候砌、参謀大膳家来宍戸左馬介・佐久間左兵衛・竹内庄兵衛・中村九郎儀、於国許斬首申付候、并久坂義輔・寺島忠三郎・来島又兵衛儀、暴動之節京師におゐて相果候旨、安房申立候、就夫右衛門介始三人之首級実檢之上、吉川監物江差遣申候、右等之趣幕府江申達候付、依之奉言上候、誠恐敬白、

十一月十八日

前大納言慶勝上

三

一 十月廿六日關老江差出

(三の1)

先達而先御届申上候、去ル十日辺田野原防戦之上、一先中根村まで惣人数引揚、夫々手配同所ニ宿陣罷在候処、去ル十四日水戸殿御城弘道館勤番被仰付候間、操込候様田沼玄蕃頭より以書付御達御座候付、早速中根村人数引上ケ水戸殿御城下上金町江宿陣、弘道館勤番罷在候、尤去ル十日戦争之節討死手負取しらへ候処、別紙之通御座候趣、出張之家来共より申越候、此段御届申上候、以上、

十月廿六日

板倉内膳正

(三の二)  
右ニ添別紙、左之通、

討死	物頭	内藤豊次郎
戦士組頭目付役	小菅庄兵衛	戦士
齊藤平吉	太田保太郎	城島一郎
名倉庄兵衛	馬淵栄吉	内藤七三郎
浅井政之助	宮田弥一郎	徒士
小林花平	足輕小頭	足輕
本田小七	原田浅次	佐藤久蔵
鈴木要之助		

四

右之通御座候、以上、

一 十二月十二日於総州佐原宿仮吟味所引渡相成

候房州勝山酒井侯御預ケ人数

齊藤与惣右衛門	白鳥定吉	小石衣八	加藤与五郎	齊藤元右衛門	丹治三十郎	加藤東三郎	長尾要	大久保金助	鈴木茂吉	佐藤文平	加藤金次郎	佐藤喜助
外 <small>二</small> 小者	六人討死											

元水戸殿家来

市毛縫殿介  
 横倉秀五郎  
 杉浦儀右衛門  
 堀江忠次郎  
 石川亮藏  
 大森弥平  
 根本清一  
 旧橋伝三郎  
 長洲忠七  
 宮田勘兵衛  
 助川秋三郎  
 鈴木順太郎  
 飛田熊五郎  
 同 儀兵衛  
 外岡保三郎

合而拾五人

五

一 十一月晦日閹老より大小監察江達

覚

甲州辺浮浪之徒為追討被差遣候面々、道中旅込之儀、非常之儀ニ付、仕来ニ不均有合之品を以、一汁又は一菜可成丈手輕ニ相賄、上下之無差別者人ニ付一泊錢貳百文、一昼錢百文より多く請取間敷候段、宿々江申渡候間可被得其意候、

右之通、向々江可被相達候事、

十一月

六

一 閹老本多侯江差出

野州辺浮浪之輩為追討常州江差出置候主膳正人数、去月五日一旦水戸表より取引、翌七日烏山通り江出勢御達しニ相成候旨、同八日御用番阿部豊後守様江御届申上候処、御差図相替り、笠間駅江出張、夫より野州宇都宮・上州館林、猶亦同州高崎・信州追分より同下諏訪駅江、始終御目付助大久保帯刀様御付添ニ而急速(様)操

込候処、同廿四日於同駅御同人様より家来之者御呼出、

十二月朔日

寺田鐵之助

田沼玄蕃頭様御差函之趣ニ而、是迄追々賊徒追討ニ付  
而は、遙々之長途嶮岨難所も不厭格別勉勵之処、賊徒

七(七〇一)

一 十一月十二日關老阿部侯より達

当所も既に相破、最早同州飯田表立退、美濃路通り迄

一 加藤左京大夫

落行候趣相聞候付、此下可追詰見込更に無之、空敷跡

を慕ひ候のミニ而無際限次第ニ付、追討之儀は限り人

数引揚可申、尤人数兩隊之内、直ニ在所江引揚、一隊

は品ニ寄、賊之模様次第第一ト先引殘候欵、又は引揚候

共可然取計候様と之儀ニ候処、帯刀様御見込ニは、賊

徒何方江屯集候欵、又は喰留置候と申目当ニ而も有之

候ハ、格別、最早當時ニ至り候而は、右之御見居も無

之候、其上飯田より先諸方道筋多有之、いつれ江退候

哉も難計ニ付、兩隊共引揚可然旨被仰聞候間、江戸表

より出張之人数、同廿五日下午諏訪駅出立江戸表江着、

在所表より出張之人数、同廿八日信州長窪駅出立引取

候積之旨、彼地江差出候家来之者より申越候、此段御

届申上候、以上、

溝口主膳正内

常州辺屯集賊徒共之内脱走之者有之、所々江致散乱候  
哉ニ相聞候間、銘々領分は勿論最寄迄も兼而手筈致し  
置、怪敷者見懸次第速ニ討取候様可被致候、若等閑ニ  
候は急度御沙汰可有之候、

(七〇二)

一 右同案ニ而左之侯伯江も達有之、

一 稻垣若狭守 内田濤一郎 堀田相模守 松平日向守

松平伊賀守 牧野伊勢守 榊原式部大輔 溝口主膳正

井伊重麿 三宅備後守 堀左京亮 柳沢影太郎 水野

日向守 酒井若狭守 藤堂和泉守 本多主膳正 本多

伊予守 石川保之助 土井大隅守 土井大炊頭 藤堂

佐渡守 柳沢民部少輔 大岡越前守 久世謙吉 松平

縫殿頭 内藤豊前守 堀右京亮 森川内膳正 井上筑

後守 土方鞆千代 増山对馬守 内藤金一郎 遠藤但



馬守 松平主水正 分部若狭守 加賀中納言 堀田豊  
前守 市橋彦岐守

一八(の1)

松平伊賀守

常州辺屯集賊徒共之内脱走之者有之、甲州路又は中山  
道之方江多人數落行候哉ニ相聞候間、速に手筈いたし、  
見掛次第討取候様可被致候、若等閑ニおゐては急度御  
沙汰可有之候、

(八の2)

一 右同案ニ而左之侯伯江も達有之、

鳥居丹波守 堀田撰津守 戸田越前守 本多相模守  
土井能登守 永井肥前守 青山峰之助 松平右京亮  
秋元五十橋 大岡兵庫頭 米倉丹後守 松平左兵衛督  
戸田采女正 真田信濃守 戸田長門守 喜連川左馬頭  
牧野内膳正 堀内蔵頭 太田総次郎 井上河内守  
大久保加賀守 戸田淡路守 間部丑治 大久保出雲守  
松平大藏少輔 大関肥後守 太田原銚丸

大久保三九郎 内藤志摩守 松平能登守 前田丹後守

松平大和守 安部撰津守 酒井飛驒守 板倉主計頭

松平越前守 有馬遠江守 内藤若狭守 松平丹波守

松平範次郎 西尾隱岐守 小笠原左衛門佐

松平助十郎 本庄宮内少輔 堀石兎守 本多紀伊守

右銘々留守居呼達之、

九

一 十二月朔日差出

(九の1)

先達而御届申達候野州脱走之賊徒共為追討、領分和田  
峠江人数出張相固罷在候処、去月廿日賊徒共多人數押  
来、双方砲発、嶮岨之場所敵合相迫、戸沢口と申所ニ  
而及接戦、当方討死手負并討取首級其外戦地ニ而取揚  
候品々、別紙之通御座候、且賊徒下諏訪宿ニ而人数相  
揃城下江押来候杯申候趣ニ付、猶亦人数富岡村と申所  
迄相詰手配いたし候内、伊奈郡之方江脱走致し候旨、  
在所役人共より申越候、此段御届申達候、以上、

十二月朔日

諏訪因幡守

本文ニ付、世上一般之伝説ニは、高崎侯之兵卒和田

峠ニ而十一月廿日苦戦之時、諏訪侯之人数は嶮岨之場ニ而徒に傍観、応援も無之、加之後ニは裏崩れいたし退候由ニ相聞得申候、尤諸家御届書面、何れも少々之取繕は都而御座候内、此御届書は最取繕而已ニ候哉ニ承申候、然則別紙戦死手負等余り過分ニ相見得申候、為御見合世評之趣申上候、

(九の2)

右ニ相添別紙

覚

深手	用人
薄手	土分
〃	塩原彦七
〃	三浦象太
〃	安間万吉
〃	算当平
討死	三輪左兵衛
薄手	鶴飼吉藏
〃	千野於菟
死骸不相見	諏訪伸吉
討死	徒士 林久太兵衛

〃

深手

足輕小頭  
牛山源次郎

同肝煎

土田三平

持筒組

伊藤垣右衛門

死骸不相見

宮坂加兵衛

浅手

原堅藏

〃

星出徳藏

深手

長柄組

宮坂清左衛門

討死

家老

矢崎与市

薄手

同

千野兵庫家来  
小平俊吉

〃

同

千野孫九郎

討死

小者

老  
人

(九の3)

討取候分  
覚

一士首老

但随方小野瀬清一郎と懷中ニ書記有之、陣羽織着罷在候、

一同三

但名前不相分、いづれも陣羽織着罷在候、

一討取拾三人

但接戦之節首級を揚候間合無之、賊徒脱走之節首計持退、其外手負有之候得共相分不申候、

(九の4)

一 分捕雜物品立書、相略ス

一〇

一 京師ニ於て御達

常州脱走之浪士鎮撫之為一橋中納言発向ニ付、貴所より少々人数差添候而可宜と存候、尤京都御警衛も有之候ニ付、多人数ニは不及、聊先手ニ差添可然存候間、宜御勘考有之度存候、依之申達候事、

十二月朔日

野々宮中納言

飛鳥井中納言

会津少将殿

桑名少将殿

一一

一 十二月九日水府邸中下々迄通達之趣左之通

諸向江

武田伊賀等不屈之者共取締方御不行届ニ而、公边御苦難ニも被為成候ニ付、

中納言様恐入御慎之儀、御月番御老中方江被 仰立候付、右御挨拶無之内は御家中一統別而謹慎罷在、無抛用向之外は猥ニ他行致間敷候事、

十二月八日

右之儀ニ付、御普請・武芸・鳴物御停止被 仰出候、

但普請は雨漏之分無抛小破之分は不苦候事、

右之趣、支配々々末々迄可被相達候事、

一 表長屋窓戸釘シメ、百軒長屋等、

一 子供風上ケ無用、高声無用ニ候、

一 万一近火之節は、御合図之太鼓等打不申、早拍子木打

廻し候筈ニ候事、

一二

一 断章 当世大学中庸 取義

其本乱而未治者否矣

如惡惡臭

十目所視十手所指

身有所忿懣而不得其正

之其所賤惡而辟焉

民之所好好之所惡惡之

争民施奪

見不善而能退

菑必逮夫身

其所令反其所好而民不從

小人之使為國家菑害並至

智者過之

爵祿可辭也白刃可踏也

枉金革死而不厭

素德行怪

國無道至死不変

半途而廢

邈世不見知而不悔

常野浪士

征伐

薩越会評判

京師乱妨

屋敷取潰

因備筑前阿波  
久留米津議論

浪士押借

守護職

佐久間修理

御触書

方今形勢

一橋

藤原実美  
中山侍従

長藩士

西洋者流

此様之人無之

薩之攘夷

搦水

睨而視之

兄弟既翕

宜民、宜人

無憂者其唯文王乎

柔遠人也

懷諸侯也

持危

大哉

國無道其默足以容

待其人而後行

賤而好自專

質諸鬼神而無疑百世以聖人而不惑

施及蠻貊

講武所連之姿

所司代・守護職

攘夷之令

大樹公

五国和親

國主之叙任

當時之政事

京暴長藩被討

肥後

五国拒絶

遷都謀主

尊 王攘夷

御恩沢

一三

一 十二月十五日閣老より達

松平確堂

諸家家族国邑江差遣候分当地江呼寄候様今般被

仰出候ニ付而は、其方儀は御統柄別段之儀ニも有之、

旁早々出府有之候様 御沙汰候、

一四

一 十二月十五日閨老江差出

常野脱走之浮浪徒追討方之儀ニ付、此度松平越中守様・  
滝川播磨守様・織田市蔵様より、別紙之通夫々御渡御  
座候ニ付、追々人数操出申候趣從国許申越候、此段御  
届申上候、以上、

藤堂和泉守内  
松岡橋四郎

一五

別紙四通

(一五の1)  
野州辺賊徒共之内脱走之者、信州路より閑道を通行上  
方筋江押懸候ニ付、江戸表より夫々御追討御手配も有  
之候得共、一橋殿ニも御出陣追討被致度旨

天朝江被御申上候処、

御許容相成、速ニ江州辺迄発向被致候ニ付而は、賊徒  
共何方江脱走可致も難計候間、領分口々は勿論、守備  
嚴重ニ相備置、賊徒と見請候ハ、無ニ念討取可被申候、

此段為心得申達候、

十二月十五日

織田市蔵

滝川播磨守

藤堂和泉守殿  
留守居

(一五の2)  
野州辺賊徒共之内脱走之者、中山道筋江相越候付、追  
討方等之儀夫々相達取計候儀有之、且右輩申条致探索  
候処、賊徒共去ル十八日同所出立、内藤正人数は塩名田宿江、  
沢村昼休ニ而、牧野内膳正領分中山道八幡江出、夫よ  
り望月宿江一同止宿いたし、内膳正人数は塩名田宿江、  
松平丹波守人数は長窪村、松平伊賀守人数は北国往還  
海野宿江出張有之候間、戦争相始候欵、又賊徒右を外  
し押出候欵、其居所は不相知趣、

(一五の3)  
一賊徒共唱居候は、一橋殿江是非共存込候趣意言上致候

迄は、仮令諸侯何程責寄候共踏潰し候趣申触、且又其  
場所は悉く放火いたし候杯申触居、諸家人数下方等何  
れも聞及恐怖いたし候由、右之通相聞候間、京地辺江

も相越候儀難計候付、右之心得ニ而、万一賊徒共相越候ハ、速ニ討取候様、兼而手筈いたし置可申候旨、江戸表より申来候付、中山道筋は夫々手当相達候得共、自然東海道江罷出上京之程も難計候付、東海道応援被仰付候間、早々人数差出不洩様打捕可申、万一打洩候ハ、他領迄も付入打取候様可仕候、

十二月

(一五の4)  
兼而相達置候常野脱走之浮浪徒、尾州路より東海道筋罷登候哉も難計趣等も相聞候間、早々尾州路迄人数差出、最寄諸藩申談追討可被致候、此段申達候、

十二月

一六  
一 十二月十六日閣老本多侯江差出

(一六の1)  
今度賊徒共越前路迄脱走、何所迄落延候哉も難計旨、一橋中納言様并其御筋より別紙三通御達御座候付、京都御警衛場所雲母坂江も増人数差出、領分潮来島村江も人数差出候様仕候処、越前敦賀表より西郷筋江罷越

候も難計哉之模様ニ付、陣屋領分江も人数差出敵重申付候、既ニ一橋中納言様大津表より去ル九日若狭守在所大溝江御出張、御陣所ニ相成可申趣、松平出雲守様ニは一橋中納言様御先ニ同所江御出張之旨ニ而、追々先着之者有之候、在所大溝陣屋下并近辺閑道等江若狭守家来手配敵重申付候、委細之儀は別紙之通御座候、右之趣以急飛脚從在所表申越候ニ付、此段御届申上候、以上、

十二月十六日

分部若狭守家来  
三宅頼母

(一六の2)

別紙 去ル二日京都屋敷江大目付様より

御達写

此度野州辺賊徒脱走之者、信州路より閑道等通行上方筋江罷登候様子ニ付、一橋大納言殿明三日当地御発足、江州地辺迄為追討御出張被成候間、御固所一際敵重相心得、万一当地江入込候ハ、速ニ打捕候様可相達旨、中納言殿被仰聞候、此段申達候、以上、

十二月

小出五郎右衛門

分部若狭守殿 滝川播磨守

留守居

(一六の3)

別紙 去ル四日大津蔵屋敷江大目付様より

御達書写

兼而相達候通、昨三日中納言殿大津駅着陣被致候得共、  
賊徒何れ之道筋罷登候哉も難計候付、海津・今津辺迄  
為押大久保加賀守人数操(繰)出候筈、尤依時宜猶諸家之内  
江可被

仰付哉ニも有之候間、此段為心得相達申候、以上、

十二月四日

織田市蔵

滝川播磨守

分部若狭守殿

留守居

(一六の4)

別紙 去ル十五日大津宿より刻付を以左之封

書到来之写

賊徒共越前路迄脱走、此上何所迄落延候哉も難計、中  
納言殿出張追討被致候も必竟

帝都迫近不致速ニ討滅相成候様被致度趣意ニ有之候得

共、軍中之儀、流言浮説等ニ而衆心疑惑を生し候而は

不都合ニ付、右様之儀は聊拘泥不致無ニ念追討斃殺い

たし候様、猶又屹度可相達旨、中納言殿被仰聞候間、

此段申達候、以上、

十二月

織田市蔵

滝川播磨守

分部若狭守殿

留守居

一七

一 子十一月廿五日会津侯より三十歳以下ニ而は養

子願難相成儀ニ御座候得共格別之訳を以内意伺

差出候処、左之通、

水戸中納言様御舍弟余八磨様養子願之儀は、

上様より肥後守長病之處実子無之候ニ付而は、右余八

磨様相応ニ相見候間、養子ニいたし候ハ、安堵いたし

病氣快愉果散行ニも可相成、依而周旋致候様ニと、尾

張前大納言様・一橋中納言様江

御直書被成下候付、御両卿より右 御沙汰之趣被仰聞、  
難有御請申上、水戸様江申合置候儀ニ御座候事、

一八

一 子十二月十七八日頃浪賊共より加州陣江差出候

降伏状

(一八の1)

私共多人数引卒是迄罷登候次第、先般書取を以奉歎願  
候通、聊素意上達仕度趣意も御座候処、何分当節之自  
柄ニ落入、口上書願等御取揚難相成段被仰渡奉畏候、

然上は時実之行違より移来候義とは乍申、 公辺御人  
数と打合候儀も有之、殊ニ是迄旅行諸藩為致動揺候段、  
実ニ天下之御大法相犯し不相濟儀、深恐入奉存候間、  
尊藩軍門江向一同降伏仕候、何卒此儀可然被仰立、如  
何様ニも御所置被仰付候様、伏而奉願上候、右様言上  
候上は、元より決死罷在候儀、聊彼是申立候筋は無之  
候得共、只々先般奉歎願候通、如斯成行候事情は実ニ  
其謂も御座候事ニ而候間、奉对 公辺御後閣意怠懷キ  
大不敬之相働候儀は無之処、今更空敷流賊之汚名を相  
蒙候様ニ而は、千載之後死而尚遺憾ニ御座候間、武門

之情、尊藩ニおゐて別而御酌留宜御弁解被成下候様奉  
願候、決死之一語、他ニ申立候儀無御座候、以上、

月日

武田伊賀守

正其判

加賀中納言様御内

永原甚七郎殿

(一八の2)  
今般賊徒共深恐入候趣ニ而、加州軍門江向一同降伏候  
由ニ付、

公辺江御所置方御伺中、賊徒共六藩江分配御預可被仰  
付段、昨夕織田市蔵様より御内達有之、右は各藩在所  
表江引取候儀ニは無之、出張最寄之場所ニ警衛可仕趣、  
然処加州軍門江向降伏仕候付、定而主張取計可被申儀  
は勿論と存候得共、各藩ニ而出張最寄之場所ニ而警固  
と申候而も相当之場所も無之、多人数之儀、甚以不取  
締と存候間、賊徒一纏ニ仕警固仕候得は都合も宜敷、  
就而は敦賀陣屋之儀は手広ニも有之趣、且賊徒屯所よ  
り近くも有之、旁以右江不残差出、六藩より番兵差出  
方可然と存候、右辺之儀は加州家主張可被致儀ニは候



得とも、一応申上候事、

同日

松平越中守人数

本文六藩より番兵差出と申儀、只今之処加州出張人数不足ニ而取締難相付、黒川はしめ大小鑑察方

一手は廿四日敦賀表引揚、翌廿五日不殘同所引揚之事、

ニも被申聞、無抛右様申述候事有之、尤加州国許より人数引寄ニ相成候様、夫迄之処当分番兵差出候様御達被下度と、精々手強く及談判候由、

一手は廿四日引揚、

一九

一 子十二月廿九日上方より来書之内、左之通

(一九の1) 此度降伏之賊徒、加賀中納言家来江御預ケ相成候ニ付、

同廿六日引揚

為追討出張之人数、別紙日割之通可被致帰陣候、此段

申達候、以上、

月日 由比 図書 織田 市蔵

同廿五日より申合帰陣

(一九の2) 別紙

同廿七日人数引揚

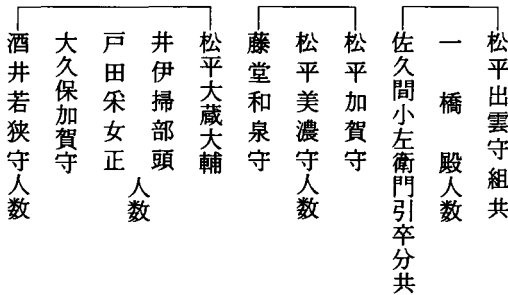
一出張人数引取、左之通

十二月廿四日

松平肥後守人数

右疋田宿引揚之事、

書面日割之通相心得、諸家帰陣可致儀ニ有之候得共、前後見合、休泊等不混様勘弁帰陣可被致候、



二〇

一 丑正月七日一橋附家老より差出候書付并別紙

(二〇の1)

一橋殿先般常州脱走之浮浪徒為追討江州海津駅迄出張

被致、夫々之指揮被致候処、渠等降伏いたし候趣、委

細は過日直書ヲ以被申上、猶又去月廿二日、別紙之通

伝 奏衆を以被

仰出候ニ付、同廿三日海津駅取払、同廿三日帰京被致

候段、京都表より申越候、依之申上候、

(二〇の2)

別紙

一橋中納言

彼是御用多御央ニ候得共、此度浮浪為所置出馬之儀不  
得止依請被 仰出候処、追々降参之趣ニ相聞候条、相  
応之裁判相付次第、早々上京可有之被 仰出候事、

十二月

二一

一 子十二月常州那珂湊浮浪降人於佐原表御預人数

四百六十六人之内

一百二十人

松平下総守

一百人

土井大炊頭

三十人

板倉内膳正

二十人

松平弾正忠

十五人

加納官一郎

一同

酒井銚次郎

一同

水野肥前守

十三人

米津伊勢守

一百三十八人

堀田相模守

合

二二

一 於上総国銚子表御預四百三十六人之内

二百三十人

松平大和守

三十五人

黒田伊勢守

二十人

阿部駿河守

十二人

稲葉兵部少輔

合二百九十七人残り百三十八人内一人病死

二三

一 於下総国関宿表御預二百五十二人之内

一三十人

大岡兵庫頭

一二十人

水野日向守

一十三人

井上筑後守

一同

森川内膳正

一二十五人

保科弾正忠

一十三人

林肥後守

一十二人

大岡越前守

一二十五人内一人病死

久世謙吉

合

二四

一 十二月十一日申渡

大御番頭

丹羽長門守

組并与力同心共

常州水戸表江相越居候両番頭其外帰府為致候筈之處、

水戸殿より被仰立候趣も有之候付、其方并組等暫時為

御警衛被差遣候間、得其意支度出来次第早々出立可被

致候、尤先手水谷主水・御目付助御使番夏目次郎左衛

門・村瀬平四郎儀も被差遣候間、諸事次郎左衛門・平

四郎可被談候、

御先手

水谷主水組共

右同文言

御目付助

御使番

夏目次郎左衛門

御使番

村瀬平四郎

常州水戸表江相越居候両番頭役々帰府為致候筈之處、

水戸殿より被仰立之趣も有之候付、暫時為御警衛大御

番頭丹羽長門守・御先手水谷主水組共被差遣候付、其

方共儀も被差遣候間、右之面々申談御警衛向嚴重可被

取計候、尤右之者共彼地着候ハ、両番頭初役々共帰府

候様可被取計候、

水戸表ニ罷越居候面々

御書院番頭

織田伊賀守

御小姓組番頭

井上越中守

御持之頭

和田伝右衛門

御先手

土屋釣之丞

御徒頭

遠山三郎右衛門

御使番

日根野藤之助

水戸殿より被仰立之趣も有之候付、暫時為御警衛大御  
番頭丹羽長門守并組与力同心御先手水谷主水組共・御  
目付助御使番夏目次郎左衛門・御使番村瀬平四郎水戸  
表江被差遣候間、右之面々彼地着候ハ、其方共并組共  
帰府候様可被致候、尤次郎左衛門・平四郎可被談候、

十二月十一日

二五

一 子十二月廿日歩兵頭小出播磨守江申渡

金貳拾兩

歩兵差図役下役

星野正之助

同拾兩

同並

久保田忠次郎

同拾兩ツ、

同勳方

田代喜代之助

金貳拾兩

相曾小一郎

齋藤利三郎

同三拾兩

歩兵組

戦死之者三人

同四拾兩

深手之者八人

同三兩

浅手之者一人

右之者共、野州辺江為追討被差遣候処、彼地戦争之節々  
何れも格別相働手負候趣ニ付、為御手当書面之通被下  
候間、其段可被申渡候、尤被下金は御勘定相談可被請  
取候、

二六

一 右同断御持小筒組之頭江申渡

金七兩

御持小筒組

谷城善次郎

右、野州辺江為追討被差遣候処、彼地戦争之節格別相  
働手負候趣ニ付、書面之通被下候間、其段可被申渡候、  
尤末文前同文言、

一 於燒火之間替席參政酒井侯申渡

御持小筒組差図役  
下役並勤方

五拾俵三人扶持内三十俵御足高 木村有輔跡  
有人扶持御足扶持

御持小筒組勤方

同元次郎  
十八才

木村有輔儀、野州辺浮浪之徒為追討罷越候処、常州小泉村戦争之節、先登ニすゝミ敵陣ニ向ひ敵彈ニ中り死を遂候ニ付、家督無相違元次郎江被下、且又別段之訳を以御持小筒組差図役下役勤方被仰付、元高五拾俵ニ被成下、勤候内御扶持方三人扶持被下之、

御持小筒組

三拾俵式人扶持内拾八俵御足高 岩本弥助跡  
有人扶持御足扶持

同兼太郎  
十三才

弥助儀、野州辺浮浪之徒為追討罷越候処、常州大貫村戦争之節、先登ニ進ミ敵彈ニ中り死を遂候付、番代可申処、別段之訳を以、弥助取来御足高御足扶持共本高ニ直し兼太郎江被下、御譜代ニ被成下、小普請入被

仰付之、

二八

一 十二月廿日關老江差出

(二八の1)

賊徒共越前路脱走ニ付、追討人数之外ニ北国街道并大津辺江向別手之人数操出候段、先頃御届申上置候儀ニ御座候処、大津辺江差出候人数進退方、於同駅一橋中納言様江相伺候処、越前路之方江押進候様御目付様を以御達御座候、依之右人数直ニ引返し越前江差向、兼而同国江差出置候人数と一纏ニ相成候処、御使番様より依御達、一番手・二番手は賊徒廻道之延田村江押寄対陣仕罷在、三番手は築ヶ瀬宿江出張陣取、猶四番手も操出申候、賊徒木之根峠辺屯集所、諸手之御人数其四方を嚴重取囲、同所は至而深雪、粮米等も欠乏、必死困窮罷在候趣、去ル十五日出張家来之者より申越候、此段御届申上候様、采女正申付越候、以上、

十二月廿日

戸田采女正家来

桑山豊三郎

(二八の2)  
一 常州脱走之賊徒共、根尾奥谷江落行候付、為追討さし

出候人数之内ニ而、左之通生捕并分捕御座候、委細之儀は追而可申上候得共、先此段御届申上候様、采女正

申付越候、以上、

十二月廿日

——家来  
右 同 人

(二八の3)

常州行形郡  
新宮村出生

秋山清七

同国鹿島郡  
畑毛村出生

野口彦右衛門

同州七浦  
中観音浦出生

朽木常七

以上

右之外分捕諸品相略ス、

二九

一 子十二月廿五日関老江差出

去ル十三日十四日御届申上置候通、脱走之賊徒、越前

国大野より室慶寺村を越へ領分池田郷中江追々立入候

趣ニ付、人数操出清水谷口江一手、板垣口江一手、魚

見口江本多興之助援兵ニ而嚴重ニ相固置、郷中賊徒宿

所江攻掛候処、何分賊徒多勢ニ付、彼より難所断切候

程難計候間、松平越前守家来始諸方江打合、多勢ニ而

諸方口々より可攻懸軍議夫々手筈いたし候処、去ル九

日賊徒共山道谷間より越候而、日野山裏手之方田舎谷

と申險道より今庄駅江罷越候趣注進有之候付、口々江

相固居候人数引揚、府中江操込、松平大藏大輔出馬ニ

付、私人数も相加り今庄宿江攻込可申と、去十二日人

数夫々出張いたし候処、賊徒共去ル十一日曉同所引払

候而西近江之方江落行、残徒共池田郷中ニ潜伏之趣も

難計候間、猶一手之人数池田郷中取調候処、何れも落

行、当時西近江新保と申処江屯集いたし候趣ニ付、私

人数は板取江宿陣仕居、猶追討手配罷在候段、在所家

来共より申越候間、先此段御届申上候、以上、

十二月廿五日

間部忠治

三〇

一 子十二月賊魁武田伊賀より加州江初度差出候歟

願之書面

戊年以來從

天朝醜夷掃攘之

勅諭御下被遊、夫より贈大納言殿日夜反復有之、防禦之計策數度建白被遊候得共、遂ニ不被行、臣子之至情遺憾無此上、猶中納言殿ニも去亥年上京之砌、公辺を補佐し、攘夷之成功を奏候様との蒙

勅命、天盃眞之御太刀迄拝領有之帰府被致候得共、何等之効顯も無之候付、有志之者一同焦心勞思、是非共醜夷之凌辱を雪ぎ

御国体相立候様との存込より、内外尽力義氣を鼓舞し罷在候処、猶子五月從

天朝被 仰出候鎖港之儀、從 公辺御布告等ニ相成ハ、  
奸徒市川三左衛門等江戸表登一説伏鼓張し百方相妨候付、有志之者一同申合、領内湊村江引取居候処、奸徒共兵革を差向致発砲候ニ付、無抛及接戦候、然処 公辺之御人数迄も願下し候趣後ニ承り、諸侯兵を動候段、深恐縮仕候、好乱美兵之存意無之候は勿論ニ候得共、

有志之者因循罷過候而は、兼而攘夷之勅諭も水之泡と相成、

偷言如汗之大義分毫不相立候而は、臣子之分如何計之憂ニ仕衷情より右之事件ニ差迫申候、同衆之固固より不本意ニ存候付、一先湊村を避け退去致候事ニ御座候間、理非分明ニ罷成、微志貫徹いたし候様仕度志願ニ御座候、有志之者情実御惠察宜御取計被成下候は、於一同如何様之御所置佐り候共憾無御座候、以上、

元治元年子十二月

武田伊賀守  
正其判

加賀中納言様御内

永原甚七郎殿

三

一 丑正月五日越前より關老江差出

(三二の1) 旧冬廿四日御届申上置候賊徒、井阿領新保村屯集候付、

(井伊也)

諸手申談早々攻撃可仕候処、加州様手江歎願之趣申出候付、暫攻撃見合相成候様御同所様より申来候、然処同十六日一橋中納言様より猶又早急攻撃可致旨御指揮申来候ニ付、兼而諸手申合候通、同十七日可致攻撃手

筈ニ候処、加州様手江賊徒共降状差出候付、攻撃見合候儀、御同所様より同夕申来候、右ニ付其段一橋中納言様江御届申上候、然処右賊徒不残加州様御家来江当分御預鎮靜相成候ニ付、同廿四日大蔵大輔儀帰陣、且又由比図書様・織田市蔵様より御達之趣も有之候ニ付、惣人数追々引取申候、此段御届申上候様国許より申付越候、以上、

松平越前守内

正月五日

何 某

(三)の<sup>2</sup>  
此度賊徒攻撃之儀ニ付、大蔵大輔出陣并家来本多興之助初惣人数出張場所、且又加賀中納言様・井伊掃部頭様・松平飛驒守様其外、越前国御領主之御方御人数等出張場、且賊徒新保宿屯集之場所等、別紙絵図面之趣ニ御座候、此段御届申上候様国許より申越候、以上、

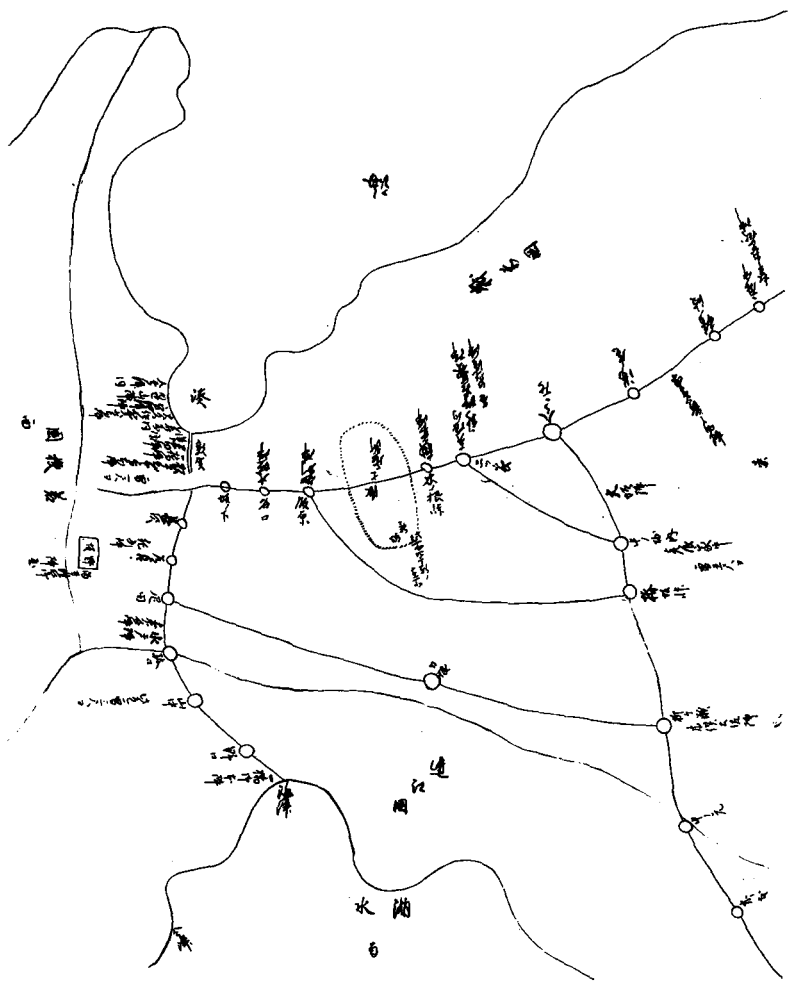
正月五日

内  
右 同



。圖  
。圖

。圖



三三

一 子十二月小倉来書之内

三条実美初五人之輩并右付属脱藩之者共請取方等之儀ニ付、此度松平美濃守初江申渡之趣意は、全追討之外之所置ニ付、下関口討手之面々ニ於て、右ニ倣ひ如何之挙動有之候而は不可然候間、心得違之儀無之様可被相示置候事、

十一月廿三日

一右ニ付、薩州・筑前・肥後・肥前・久留米江は請取方之儀被仰渡候事、

三三

一 乙丑孟春附会之連歌

因循で治まる御代や松の花  
勤王よりはとかく金納  
宮重は見かけはかりが大きうて  
江戸へ出さねはうれぬ蜜柑  
すめる世を濁せし水や運の月  
引汐あひのみゆる橋杭

幕府 情態 尾州 紀州 水府 一橋

ぼふ鱈は味ひうすし越のうミ

心は手がたき会津蠟そく

見場のミで強ミの見えぬ加賀の絹

米たくさんで喰へぬ仙台

薩摩蠟臭ひが照りハ至極よし

東都向よき肥後の廻米

世につれて道ふミ迷ふいなはやま

味噌べつたりの備前すり鉢

水天宮程の利益はなき筑後

米沢絹ハいつも手丈夫

癢ひ所手のとくかないひせんがさ

阿波の鳴戸はとかく波立

土佐駒ハ今にないらんか治まらず

小倉袴はよく保ちたり

風につれうこめく秋の案山子哉

はかたおひ地はいつもすたらす

ひれ立て勢ひみせよ近江鮒

いつものかミハ本の居へ物

越前 会津 加州 仙台 熊本 因州 岡山 久留米 米沢 肥前 阿州 土州 小倉 芸州 筑前 彦根 雲州

誰眼にも見苦しからぬ伊達模様

宇和島

からくりを武田近江に仕そこねて是非なく罪を待て今

伊勢の暦の日和をそ見る

津

庄

大柿に西国さるが手を焼きて

大垣

象眼鏡梅輪模様

加州の菅原作

津島祭の拍子抜たり

対州

捨鞭でにけるにはやき加賀鍮餓鬼喧まじき寺小屋の世

立花にわるい匂ひハなかりけり

柳川

話

腐たおほぎ犬も喰れず

長州

昆布

蝦夷

鶴ヶ岡松を堅固に守るなり

庄内

きさきミ昆布京大坂にうれ兼て積戻し荷はかつぎ物也

やき蛤も京にはたらく

桑名

紺かすり

琉球

手さはりも至極すなほな南部縞

盛岡

徳用な色のかはらぬ紺かすり直が高ひのてちと困るな

津軽の鮭も可也には喰へ

弘前

り

淀鯉ハ都の人の口に合ひ

淀

松島

奥州

水毒下だす沢瀉の能

山形

懇に他事なき沙汰を公武れとどちらつかすに浮たまつ

右一巡

島

三四

一 諸国十二景名産美景

磔川之孤橋

常州

さん

名にしおふくらしに困る雪の中に頭巾冠りてちむ爺

水門戸を塞ぎて細し磔川渡せる橋は元の仮にて

武田からくり

伊賀

山事はとかくなかとかくつゞき兼分散に出す地面老ヶ所

枯萩

長門

長門

深雪

越前

茶碗

肥前

茶湯師もひねつて見たる肥前焼古ひハあれと直打わか  
らす

山道

羽羽

凹凸と山形道の峻しきを身が可愛さに氣を付てゆく

峰の松

因幡

いなは山伊賀に誘引はれかせられて異な外人を攘ひや  
はする

うね織木綿と蚕糸と  
にて交織る

筑後

開カと鎖クと引久留米たる所置振はどれか誠であります  
やら

○

三五

一 賊徒武田伊賀等申立候趣意書、加州ニ而周旋之

一件

(三五の上)

当十二月葉原駅着陣罷在候処、一昨九日八時頃賊徒新

保駅江追々相懸候段及探索候ニ付、人数押出し可及戰

争と手筈仕置候処、同日七時彼より書状を以申越候趣

は則申上置候儀ニ而、当手之答ニは、今度為御加勢出

勢罷在候儀、無是非可及一戰所存罷在候段答候処、重

而申越候趣は、歎願一条ニ付致上達義專要之次第、時

宜ニ寄候而は、総督様江上達候様致度旨申越候ニ付、

歎願之趣段々愚考仕候上、天下を動揺為致候罪科難遁

儀は奉願候得共、歎願之筋不致上達空敷相果候而は、

武士之遺憾、誠ニ以可憐情実ニ付、彼等宿陣江甚七郎

儀罷越、段々及応接候処、実以同藩姦正之牟楯(手)より起

り候哉と被察候、畢竟諸国致通行候義無抛体ニ聞請、

且は諸手江対し彼より戦争を求候之所体無之哉ニ而、

歎願之筋

天朝迄も於上達は、尤決死罷在候儀故、如何之体ニ御所

置被仰付候共一統決心罷在候段申聞、誠ニ以神妙之至

ニ奉存候、右様之義氣より起候事情ニ御座候処、暴ニ

押詰討取候義、実ニ武士道之遺憾、且は先般御評議之

節、賊徒ニ付集会之対陣之ものも彼より兵器をとき敵

対不致萌も有之上は、討と不討とは其手之將江委任可

被為在段拜承仕居候ニ付、一応奉伺候、謝罪之御所置可有之哉、又は可討取哉、尚御指揮御座候様奉願候、以上

加賀中納言内

永原甚七郎

月日

赤井伝右衛門

不破亮三郎

滝川播磨守殿

織田市藏殿

再曰、本文之一条彼より差出候歎願書并始末書及謝罪書共三品御達申候、将亦賊徒新保宿江宿陣罷在候処、同駅は貧小村ニ御座候上、数百里経歴到来之義、粮米等も差支、最早及飢餓候段申聞候ニ付、御所持ニ候得は取統方相心得させ可申哉、此段急速ニ御指揮御座候様仕度奉存候、

一 謝罪書等三通

(三五の二)  
乍恐以口上申上候、我々情実先書并始末書中委細申上

候通、更ニ無他事、唯々臣子之分尺忠のミ御座候処、申迄も無之、因循偷安之人情、飽迄姦者之讒説を信し正義之妨をいたし候族も不少、旁以正邪不可同処之勢ニ至り、有志之士為群決死報国攘夷之素願度々申出候処、憎戦之時情讒ニ相紛候折柄、衆情騷擾し却而同穴之戦と相成候、我々共求乱好事之儀は毛頭無之、実ニ勢之不得止より出る事ニ御座候、对

公辺大嫌疑を蒙り、諸侯之營を致動揺候段、深奉恐縮、固より我々共之不本意、別胸打明致置中情ニより、態々閑道を取諸州致通行候処、今日之勢ニ而は至所嫌疑難相免、誠ニ恐懼罷在候ニ付而は、微忠貫徹いたし候儀御座候は、如何様被仰付候共不苦候、殿下之英明我々共之情実御高察被成下候様、幾重ニも奉志願候、以上、

武田伊賀守

正其判

(三五の三)

賊臣武田正其誠恐々々頓首百拜

一橋公之閣下ニ白、臣等負罪之身を以、不憚嫌疑不願天下之大禁、軍装之衆を卒ひ諸州通行いたし候段、深

奉恐入候得共、乱妨挑戦之義は毛頭無之、実ニ不得止

之勢ニ御座候、閣下御存知被為在候通、逆臣結城寅寿

之残党市川三左衛門・佐藤凶書・朝比奈弥太郎等之賊

臣讒を構へ、臣等烈公之遺志を継、奉侮慢御国醜夷を

掃攘し、国恩之万一を奉報、微忠を 公辺江尺度存寄

有之を、奸臣百万金鉄一渫之勢、於本藩逐ニ数度及戦

争候段、同穴之闘不本意千万御座候得共、臣等因循罷

過候儀、戊年以来

天朝より御下被為遊候有志之攘夷（譯字アル）ニ御座候、

勅諭悉く水之泡と相成、

倫言数件之大義寸分相立不申、且醜夷跋扈、

神州之御国体実ニ掃地之場合ニも相移申候、左候而は烈

公

祖宗之遺志を継、速ニ

東照公之風教を欣慕被遊候素志も泯滅無期ニ至候条、

臣子之情憾（概款）無此上、固より粉骨碎身醜夷掃攘之微忠を

天朝 公辺江尺度臣等之中情ニ御座候、勢情之始末、別

冊相認入 御高覧申候、願くは 閣下御臨察被成下候

様伏地待命、

十二月

(三五の4)

始末書

先年醜夷掃攘之

勅諭御下相成、且昨年 君上御上京之砌、

公辺を補佐し攘夷之奏成功候様被為蒙

勅命、 天盃迄頂戴被遊、

天朝寵遇不過之候得共、未其功無之、

天朝より御咎も被為在候而は 水府公之御瑕瑾無此上御

儀と、有志之族忠諫申上、尽粉骨 公辺迄数度歎願仕

候得共、未御許容不被遊待命罷在候内、兼而御存知も

被為在候結城寅寿之残党市川三左衛門・佐藤凶書・朝

比奈弥太郎等之奸臣、当子五月中より国内ニ呼集し逆

謀を企居候処、五月廿六日

天朝鎖港談判被仰出候儀相悟り、左候而は逆意齟齬可致

旨ニ而、取急同月廿五日夜、逆臣市川三左衛門始數百

人弓鉄砲を携え、御関所を破り、小石川邸に至、種々

之讒言を構へ、執政初諸生諫臣等退職禁錮等ニ取扱候、  
右様奸臣カシイ檀タナニ相成候而は、烈公之忠節は勿論、水府家  
代々之教訓相滅（彌世）△△脱（彌世）アルヘシ  
残○、国許江は婦人小兒而已残居候処、三奸人共懐中  
押而登城いたし、賞罰を我意ニ取行、金鼓武器等自由  
ニ取出し、色々役人割等致し、防戦可致と手当をなし、  
川々橋々を落し、府下入口等も都而砲台を（マタ）壑ぎ、籠城  
之構へをなし候旨、江府江相聞候付、有志一同より君  
上御下国直々御取鎮相成候様上言仕候得共、一円御取  
用無之候処、不被得止事 公辺江御達被遊候処、御支  
族松平大炊頭殿を以御名代と被遊、水府表之奸人御所  
置之儀御委任有之、諸有志一同守衛として真田承王院  
ニ至り、右之通相達申候処、奸魁市川三左衛門等承引  
不致のミならず、銃手ニ命し大小砲乱発いたし候付、  
於此方素より戦争之用意無之、不得止事ト先湊村江  
還り、再稽古場ニ至り、使者を以先鋒之隊長渡辺半助  
江相諭候得共、又々砲発いたし、祖宗御代々御神主尚  
又御母堂貞芳院始御簾中諸公子外方江御住居被遊候付、

相憚り城之方を負き致砲発候所、戦争はかどり不申、  
再湊村江退き軍議相立候内、奸徒又々讒を構へ、公  
辺御目代田沼玄蕃頭殿始諸侯之大兵を以湊村江出張被  
致、其中御代官田中恵之助と申者、御目付戸田五介・  
佐々井半十郎より内意ニ而事情を委細 公辺江申立、  
無事相治り候様致所置度旨、有志江申談候ニ付、大炊  
頭殿より家老兩人を戸田五介陣江遣し、大炊頭殿御自  
分ニ戸田五介陣所ニ至り、事情委細ニ申述、公辺江  
被申立度被相答候処、諸有志申候ニは、戸田五介等は  
迄正義之者共不承、万一府下奸人共談合偽ニ而誘引し  
捕んも難計候付、一先病と称し、使者を以篤と虚実を  
明し、其後行て可然旨謀事（謀事）致候処、大炊頭殿被申候ニ  
は、不行候而は兵を腹背に請け不可謀、我行て万一和  
議整時は国家之大幸、我等死は不惜とて、諸事を不被  
用、終に大貫村ニ至り戸田五介ニ対面し、事情分明ニ  
被申述候得は、至極尤之至ニ付、是より江戸江登り共々  
尽力可致旨五介申候間、大炊頭殿ニは其夜松川陣屋ニ  
一泊、翌日御出立江戸江罷登候旨、奥右筆丹羽要之助・

御小人目付片岡為之助より書翰到来、右ニ付一同鎮靜、公辺之左右相待候内、

公辺御人数之内より折々炮発有之候得共不打合、三十日余相待居候処、預入地内屯いたし居候奸徒之内より、此方富岡三保之助・野沢誠之丞・福地勝太郎・天野順之丞・谷晋五郎五人之者江対面いたし度旨申来候付、川向出洲と申所江罷越候、以来往復三度ニ及候得共、何之儀を談候哉、一切外江洩れ不申候処、廿二日夜八時頃ニも相成、御殿地ニ人多集候付、本道より参り度、榊原新左衛門執政参政谷鉄吉・谷弥次郎其外諸役人<sup>本ノマ</sup>、新左衛門等ニ対面談候処、右之者共申談ニは、我々共公辺出張之隊長和議之義精々相成候得は、只今ニ相成候而は如何様共取計様も無之、乍去立退候而は不相分、大発之族浮浪之徒同様討取候儀、残念之事と存候間、此方より公辺之御印を相渡置候、是を懸居候者江は御構無之候間、大発之輩と一同天神社内一円相成居可申と之事ニ付、夫は必隠謀、大炊頭殿を欺き候同術ニ可有之と申候得共、信用不致、仍而不得止御

領地内引払、郷山常岩山江未明ニ入候処、果して公辺御人数御領地江入込、所々江致発火、

公辺より御渡相成候御印を持居候を、皆一同砲丸ニ相敗られ候様子、付而は於此地死戦可致とは存居候得共、<sup>本ノマ</sup>有志々々御殿ニ居候得は、不残殺され候而は正義此時ニ滅し、正義を唱候者絶而無之様相成候而は、祖宗及御代々之御神靈且先君烈公江対し奉り大不忠ニ相当候間、士衆卒罷在候事ニ御座候、以上、

本文之書面、別而誤写脱文も御座候哉ニ相見得申候得共、原書之仮写取申候、

三六

一 子十月廿三日水戸湊降参人之姓名

榊原新右衛門	富田三保之助	中山民部
谷鉄藏	谷弥太郎	渡辺宮内右衛門
門奈三衛門	里見四郎左衛門	福地政太郎
栗田八郎兵衛	松本平左衛門	小池源太左衛門
入谷六郎右衛門	伊藤源太郎	三木孫太夫
鈴木庄藏	三好右衛門	八村田理助



市川善太夫 増子三郎太夫 石川善次郎  
新井源八 戸沢誠之允 飯田来太郎  
岡部七十郎 山野辺秀之介 肥田金藏  
小田部幸吉 真木彦之丞 福地勝右衛門  
沼田久治郎 小川源六郎 立花源太郎  
鹿島又四郎 梶田清左衛門 三浦平太郎  
渡辺甚藏 本沢平太夫 岡崎唯右衛門  
塀和角之允 矢野唯之允 檜村半藏  
尼子扇右衛門 伊藤田宮 永岡勇次郎  
埴清左衛門 小池安之允 矢野正彦  
金子勇次郎 下野隼次郎 小山田介七郎  
石野源次郎 成瀬広之介 晋太郎  
平戸喜太郎 岡本直次郎 向坂宗十郎  
森三四郎 鈴木徳太郎 大関庸之介  
矢野与之介 佐野源三郎 里見平三  
原熊之介 塩谷八百之介 林忠左衛門  
小沢亀之助 林千藏 片岡勝藏  
佐々与右衛門 服部久太夫 市川養四郎

近藤友吉 天野藤左衛門 小原慎太郎  
市川治之允 黒沢忠之進 大内市五郎  
小松甚之允 綿川宇八郎 塩谷兼次郎  
中島金平 照沼平三郎 手塚金八  
大胡幸藏 里見宣之允 小泉静右衛門  
近藤秀之進 森本幸藏 伊王野又六郎  
鈴木藤三郎 宮本辰之介 薄井十兵衛  
檜山又六郎 金子七之丞 飯村源八郎  
小川富之助 橋本米吉 内藤彦之丞  
久方彦右衛門 間々田長十郎 菊池次右衛門  
床井庄藏 大関亮之介 栗田藏次郎  
石川彦右衛門 大森敬之助 小庭新介  
長山縫殿 大橋彦右衛門 初瀬兵太夫  
小野崎藤兵衛 平方金六郎 佐藤純之介  
兼子銀次郎 桜井恵之進 岡部藤助  
照沼松太郎 川崎猷之助 池原米太  
伊東猶之介 小山平左衛門 佐藤奎之允  
中村新平 經木万右衛門 国松銀太郎

御床机廻り

横山喜右衛門 岡見弥七 佐久間貞介  
 前野鎌介 佐藤鎗三郎 山本万次郎  
 長久保権三郎 鈴木金次郎 沼田藤左衛門  
 皆川三輪吉会 津庄吉 跡部金太郎  
 伴 七之介 広岡卯之四郎 松下源太夫  
 松延喜彦 高橋芳四郎 五十嵐宗四郎

平山留四郎 林 亀之助 竹内常太郎  
 川崎内蔵 大田原虎吉 安松晋助  
 谷 勇次郎 鈴木清次郎 小山田醒吉  
 同 七之助 野崎斧五郎 田尻新助  
 根本三吉 園部俊雄 川崎豊吉  
 檜山辰太郎 坂井弥平次 榊原忠兵衛  
 国友兵助 塙 甚蔵 坂場壮三郎  
 塙 彦四郎 遠藤常彦 飯村元五郎  
 伊東長之介 助川栄太郎 竹数右衛門  
 大内誠蔵 海野八之丞 茅根藤太郎  
 治野井和三郎 船橋虎之助 滝田鉄之介  
 高野仁之介 米川富次郎 武田魁助  
 石川辰次郎 園部忠三郎 神永鉄蔵  
 国友吉次郎 横山喜重郎 山田金一郎  
 長島雄蔵 大塚新左衛門 桑弥十郎  
 同 林之助 長谷川豊次郎 小泉五藤次  
 栗原清蔵 大内幸太郎 菊池忠之助  
 楠 寅之助 佐藤佐吉 関内政介

立花平太郎 矢口忠太郎 小貫源兵衛  
 林長左衛門 檜山惣一郎 海老沢 市  
 宮田貞助 同 兼次郎 林源四郎  
 部源四郎 柴田治兵衛 平方金三郎  
 滝田三之介 平間豊之助 酒泉金三郎  
 岡見 仲大竹与平 天野小二郎  
 堀口捨吉原 隼之介 福地定吉  
 河西辰次郎 岡崎仙藏 佐藤藤五郎  
 白石進兵衛 根本幸五郎 落合巳之吉  
 鈴木勇介 肥田安次郎 伊藤源二郎  
 近藤卯之介 武藤秀三郎 河西銀三郎  
 佐野次郎九郎 黒田留藏 門奈左之進  
 安松 仙介 増子謙藏 三田寺秀太郎  
 滝川金太郎 本沢藤吉 松沢雄次郎  
 跡部鉄次郎 松本栄次郎 梶 仁助  
 山方貞之助 小平辰藏 海野吉之介  
 関内彦四郎 服部熊次郎 坂場清太郎  
 榊 亀五郎 村田長三郎 浅利七次郎

前野信之介 館 鉄太郎 岡本徳三郎  
 經木鐘吉 平山得三郎 照沼慕藏  
 大関直四郎 田村徳三郎 明珍仙之介  
 沼田順三郎 吉川吉兵衛 岡山卯三郎  
 白石丹兵衛 増子重之介 大関重之介  
 関 信一郎 川又甚介 大内竜次  
 柏 惣三郎 福田彦兵衛 寺門幸太郎  
 高岡 忠介 市毛縫殿之介 飯田久藏  
 野島富之介 富田金吉 鐵太郎  
 桑名清四郎 柏 菊太郎 飯村為吉  
 海野平彦 塙 与兵衛 荻野与一郎  
 三好右衛門八組 福地政太郎組 廿八人  
 里見四郎左衛門組 三木孫太夫組 拾五人  
 五人  
 谷鉄藏組 諸同心 八人  
 付属同心 七人  
 中間 五人  
 村田理助支配 七拾三人  
 真木彦之丞支配 百六拾人  
 小田部幸吉支配 五拾九人  
 新井新八支配 百九人  
 御目付方下役

石川亮藏 根本 清堀口五四郎

森 主計 田村弥内 久米信之進

大森弥兵衛 宮田勘兵衛 松葉常重

川又輝之介 綿川勘兵衛 大野新介

小滝源七 立花彦藏 中村忠四郎

渡辺長左衛門 綿川新次郎 野上秀三郎

阿久沢縫殿 中村安藏 飯村舛藏

菊池七郎兵衛 黒沢魁十郎 大久保又市郎

長洲忠七 旧橋伝三郎 鈴木彦太郎

竹内新六 室町庄兵衛 羽生宗十郎

横倉秀五郎 助川秋三郎 弓野清十郎

木村三保之介 木村万藏 木村勘兵衛

助川四三郎 永井茂次郎 中村忠之介

同 常之介 同 円次郎 荻吉平次郎

玉川福藏 森山安藏 小使之者三人

坂場熊太郎 真家亀吉 滝川藤次郎

久米菊太郎 宇留野春吉 河瀬辰之介

黒沢覚介 黒沢亀吉 福地利右衛門

高野鉄太郎 柳生八十吉 小泉鉄五郎

同 健之介 鈴木隼之介 岡部三八郎

川崎長藏 江幡平吉 大串平太郎

岡部進五郎 同 茅之介 福地舛吉

平塚啓斎 北条万之介 大内龍介

菊池忠五郎 鴨志田本助 菊池謙藏

郷土目見以上

柴田誠之助 戸塚宗十郎 吉沢勝之介

茅根謙之允 須藤庄右衛門 同 康之介

服部藤右衛門 弓野鞞負 鷹巢伊織

祠堂

住吉伊織 茅根多門 楠 橋衛

野上大内藏 宮本 緑 薄井須賀之介

中島兵部多賀野美濃 菊池雅楽

小川雅之介 平沢金之介 鯉 渊 左京

丹治監物 増子謙之允 海野豊之介

平賀住之介 鈴木吉雄 高根雅楽之介

舟橋 三齋 田辺造酒之介 永山島之介  
森 式部 高木 外記 土岐十太夫  
鈴木 齋志津筑後守 西 丹後  
関根 加賀 諏訪右衛門 西 政太郎  
鈴木長門守 兩宮鉄三郎 宮本主馬之介  
郷士目見次座

橋本頴之介 宮本織江 飛田竹之介  
鈴木主計 海野孝藏 同 捨藏  
多賀野芳次郎 大塚修理 井上藏人  
上田信太郎 宮部卯之允 高野彙之介  
柴田寅一 楠 虎寿 萩谷湧之介  
高梨 数馬  
寺院

宝幢院 一心院 持宝院 一乘院  
降人惣人員

合千百拾老人

但於水戸表名前取しらへ候由御座候、

三七

一 正月廿日 関老江差出

(三七の1)

水戸殿事、武田伊賀等不届之者共取締方不行届候ニ付、  
恐入慎之儀被相伺候、右ニ付私累代被附置候身分ニ而  
職掌不行届奉恐入候、依之差扣之儀奉伺候、以上、

十二月十五日

中山備前寺

(三七の2)

付札

差扣可被有之候、

三八

一 喜連川候より関老江差出

(三八の1)

水戸中納言殿、武田伊賀等不届者共取締方不行届ニ付、  
慎之儀被申立候段、於在所承知仕奉恐入候、依之差扣  
之儀奉伺候、以上、

十一月十八日

喜連川左馬頭

(三八の2)

付札

差扣可被有之候、

三九

一 小田原侯より差出

去月十九日、伝 奏御用番野々宮中納言殿より家来之者被召呼、從四位下御推叙被

宣下候旨御達御座候付、御請之儀、先月御用番阿部豊後守殿江相伺置候処、去ル三日家来之者被召呼、此度於京都表從四位下御推叙

宣下之旨入 上聞候処、

叡慮ニは候得共御辞退可申上旨被 仰出候段、御書付を以被仰渡候趣奉畏候、右御辞退之儀、宜被 仰上可被下候様仕度、此段申上候、以上

十二月十五日

大久保加賀守

四〇

一 丑正月五日越前家臣本多興之助より相届

旧臘廿五日本多美濃守様江御届申上候通、常野両州辺脱走浮浪之徒為追討、興之助人数引纏、木之根峠迄押詰、敵重手配指揮仕居候処、一橋中納言様御差図之趣ニ而、滝川播磨守様・由比図書様・織田市蔵様より飛

札を以、右賊徒共急速討取可申旨御達ニ付、諸手申合、

同十七日払暁、戦期取究候処、加州様御人数出張先より御使番を以、右賊徒共降伏申出候由ニ付戦期相延具候様申来候付、無余儀猶予仕、数日打囲ミ罷在候処、

賊徒共降伏之儀 御許容有之候哉、同廿四日由比図書

様・織田市蔵様より諸手人数引揚可申旨御指図ニ付、

興之助始人数引払、同廿六日在所表江帰着仕候、猶委

細之儀は大蔵大輔家来より可申上候得共、猶又此段御

届申上候様、興之助申付越候、以上

正月五日

本多興之助家来  
大井五右衛門

四一

一 加州より差出

(四一の一)

常野州脱走之浮浪共、京都より出張罷在候中納言人数

固場所江相越歎願之趣申出候ニ付、一橋中納言様江相

伺候処、御取用無之、接戦之手筈ニ有之候段固許江及

注進候付、先御届申上置候処、猶又降伏状差出候故、

御同所様江差上候処御取揚、右人数一手江浮浪共御取

締之儀被仰渡、敦賀表江召連罷越、於同所滝川播磨守

様・織田市蔵様江差出候旨、重而及注進候、依之從國許松平大藏大輔様為御加勢出張申付候本多播磨守并先手物頭大本ノマ既且同姓飛驒守為加勢出張之人数共、旧臘廿四日迄ニ引取申候、右之外浮浪之者為取締方越前表等ニ人数相越置申候、先此段御届申上候様國許より申付越候、以上、

正月五日

加賀中納言内

加須屋十左衛門

(四一の2)  
去ル五日御届申上候常野州脱走浮浪之者共、御取締方一手ニ被仰付、旧臘廿三日より同廿五日迄三日ニ右徒七百七拾人余敦賀表江さし出、大御目付様等請御差圖、寺院三ヶ所ニ入置、敵重締方致し、其段織田市蔵様江及御届、且此外為取締方越前表等ニ相殘居候人数之内追々國許江引取候旨申越候、仍而此段御届申上候、以上、

正月十日

内

右 同 人

四二

一 丑正月十日關老江相届

信州清内路 御関所此度御預ヶ被 仰付候付、在所表より人数差出、去ル四日堀石見守家来より請取勤番仕候旨、在所家来共より申越候、此段御届申上候、以上、

正月十日

内藤若狭守

四二

一 丑正月十一日阿州候より差出

拙者儀、来丑年参勤可申処、長防追討被仰付、為名代嫡子淡路守出勢為致候ニ付、人数少ニ有之候、就而は右御功成之上追而奉伺候様可仕候、右様御聞置被成下度申達候、以上、

十二月廿二日

松平阿波守

四三

一 子十二月十八日

菅沼新八郎

当九月晦日、武州逆井渡場勤番之砌、名代醫師体之坊主罷越候ニ付、身分相尋候処、歌よみの趣、偽短冊等差出候ニ付、印鑑は無之候得共、外ニ子細も有之間敷と心得違いたし、家来共一己之存意を以相通し候趣ニ有之、

右は野州浮浪之徒ニ而、身分を偽当所江潛伏致し候者

ニ付、此程召捕御仕置も相済候事ニ候、一体勤番所無

印鑑ニ而は差通し申間敷管候処、家来共心得方等閑之

儀ゆえ、右之始末ニ至り候段、畢竟申付方疎略之儀と

相聞、不行届之事ニ候、此段可申聞旨 御沙汰ニ候、

右關老本多濃州宅ニ而申渡、大鑑察戸田能登守相越、

但差扣相伺候付、差扣罷在候様達之、

四五

一 子七月中長藩邸取こほちニ付府下町人人足等江

被下候金錢等之高

一金貳千百七拾四兩ト銀拾四匁 市中雇上ヶ人足

一米千八百六拾四俵 同人足

一紙六拾七箇 市中地主中

一金貳千六百兩 右同断

一蠟燭三百八十五箱 右同断

一金貳千九百九拾兩貳分ト 市中湯屋中

一銀拾四匁九分 車力

一同五百七拾五兩貳歩ト銀拾壹匁 牛持

一同九拾八兩三分

一同六拾兩三步ト銀五匁 茶船持

一同九兩三步銀五匁 金物屋

一錢四貫六拾四文 舟賃

一金拾三兩三步三朱ト銀六匁 出役諸入用

一同六兩三步老朱 同断

一同三拾九兩貳歩ト銀拾四匁五分 同断

一三歩貳朱ト銀貳匁五分 同断

一錢貳拾貫文 市ヶ谷人足死人手当

一同貳百四拾貫文 惣町人足怪我人

一金九拾七兩老分貳朱 市中名主中

合 金八千六百六拾七兩三步貳朱  
銀六拾七匁五分  
錢貳百六拾四貫六拾四文

右之通、丑正月諸入用として被相渡候由、

四六

一 筑前侯より關老江差出

(四六の1) 尾張前大納言殿、於御陣場彼地遣置候家来之者被召呼、

去年脱走いたし是迄長州ニ滞在之三条実美初五人之輩

長州より請取、老入ツ、私并細川越中守・有馬中務大



輔・松平修理大夫・松平肥前守江被預置筈候間、夫々私より請取候上引渡方共專可取計、尤請取方難行届節は越中守初江も申合、兵力を以速ニ臨機之所置可仕候、其段越中守初江申渡被置候旨、以御書付被相達、且又以封書今度三条実美初五人之輩他国江引移方格別ニ取計、脱藩之者共長州より請取方等之儀は、期日便宜之所置可仕旨をも被相達候、此段申上候、以上、

十一月廿八日

松平美濃守

(四六の2)

別紙

松平美濃守

一 去年脱走いたし是迄長州江滞在之三条実美初五人之輩、長州より請取、宍人ツ、御自分并細川越中守・有馬中務大輔・松平修理大夫・松平肥前守江預置筈候間、夫々請取方難行届節は越中守初申合、兵力を以速ニ臨機之所置可有之候、其段越中守初江も申渡置候事、

(四六の3)

細川越中守

去年脱走いたし是迄長州江滞在候三条実美初五人之輩、宍人ツ、松平美濃守より請取預可被申事、但右五人之輩、美濃守長州より請取方難行届節は、有馬中務大輔・松平修理大夫・松平肥前守申合、兵力を以速ニ臨機之所置可有之候事、

(四六の4)

御名

有馬中務大輔

松平肥前守

同文言

四七

一 子正月芸州侯より閩老江相達

(四七の1)

長防御追討ニ付、安芸守領分広島表江尾張前大納言様御始追々御参着之儀、先達而不取敢御届申上候後、猶又御参着并御惣督様より御達之趣も御座候付、諸藩追々参着、別紙之通御座候、尤右之外御惣督様江為御附添諸藩参着仕候得共、悉く御届不仕候段、国許より申越候、此段御届申上候、以上

正月五日

松平安芸守内  
梶川銀次郎

(四七の二)

別紙

十二月四日御参着  
同十二日御引取

十二月十日御参着  
同十一日御引取

十二月十日御参着  
同十一日御引取

諸藩参着左之通

松平讃岐守様

松平三河守様

阿部主計頭

水戸中納言様御家来

板橋春三郎

松平美濃守様御家来

加藤司書

越知小三太

真殿登

加藤三郎右衛門

松平三河守様御家来

海老沢極人

松平相模守様御家来

荒尾駿河

小泉十兵衛

黒川八十輔

伊王野平六

細川越中守様御家来

郡夷則

田中八郎兵衛

有馬中務大輔様御家来

有馬藏人

松平越前守様御家来

本多修理

青山小十郎

奈良元衛

酒井十之丞

大井弥十郎

松平出羽守様御家来

朝日千助

富谷門藏

高井 蔵八

杉生 募

松平肥前守様御家来

奥平大膳大夫様御家来

伊東 外記

逸見 志摩

立花飛騨守様御家来

有馬遠江守様御家来

十時 摂津

堀主 馬助

堀 健蔵

谷川 六之丞

松平右近将監様御家来

町原 与八郎

阿鱒 監物

小笠原佐渡守様御家来

伊達遠江守様御家来

百束九郎左衛門

松根 凶書

尾崎嘉右衛門

亀井隠岐守様御家来

小笠原近江守様御家来

小野寺 六郎

藤江貞右衛門

多胡 兎波

松平老岐守様御家来

渡辺磯右衛門

服部 外記

松平隠岐守様御家来

松平主殿頭様御家来

鈴木七郎右衛門

板倉八右衛門

小笠原左京大夫様御家来

小笠原幸松丸様御家来

小笠原 甲斐

山崎太郎兵衛

伊東左京大夫様御家来

長倉 弥門

松平佐渡守様御家来

神山 頼母

右之通御座候、以上、

四八

日本貿易新聞第八十五号摘要

西曆一千八百六十四年十二月廿一日  
我元治元年甲子年十一月廿三日

条約を取結ひたる国々の全權等は、曾て下ノ関に於て  
威敵赫々たる戦功を顕せし後、日本大君に向て勢を示  
し、以て掛合を為さんとて、大君へ要請すへき事件を  
一同相談決定の上、数艘の軍艦を率ひて施行せし哉、  
其趣ハ全權の外にしる人無しと云、○偕数月前にハ絹  
糸尽く江戸に渋滞して只隠然と些少の高を茲に送れる  
のミにて、敢て公然としては一把の糸をも当地へ持込  
事無ししか、全權等出府後にいたり三千苞の絹糸を到  
着し、以前の相場に比すれハ三割三分程の増直段にて  
売払ふる如き宜しき光景ハ、只暫時の間ニして、程な

く已前の有様に立戻れり、併し此事は全權等の出府に  
よりて起れる成功の第一事とす、○此頃より全權等屢  
集会して後、彼是の議論紛々なりしか、遂にロゼルト  
アールコック君の裁判に随て、最早日本には数艘の軍  
艦夥多の兵卒は無用たりと決定せり、故に軍營に屯集  
せる軍勢の内若干隊は近日当港を立出すへき筈なり、  
ロゼルトアールコック君の此妄説に同意せしハ誰某な  
るや、我等は只在留兵卒の警固によりて安穩に業を楽  
しめるなり、此威力を仮すしてハ一日片時も安堵の思  
ひなかるへし、○ロゼルトアールコック君は呼戻さるゝ  
にあらずと云ふ説あり、且我等は彼の本国より受取た  
る書状に如何成文言を記載せりやしり得すといえども、  
多分彼の本国政府の命によりて立出を為すに相違なし  
と思へり、方今日本政府と引合たる事務を施行すへき  
の機会に臨みて、彼の立出する事は我等に於て最も嗟  
嘆の至りなり、彼は篤疾に罹りて余儀なき事あるの外  
ハ、決して自便なる了簡を以て帰国の念を発すへき人  
にあらざる事は、我等之を証せり、若呼戻しの命あら

すして、此のとき所為有に於ては最も宜しく糺明を加ふべき義なり、

#### 四九

一 横浜新聞紙中抜萃

七十八号之内

一モノと号する蒸氣船、上海より此港江到着せり、第十

月二十二日我九月廿二日出板之上海新聞を持參せしか、

支那の事に付て異聞なし、但し其内に亞米利加南北二

部戦争を休めて和睦し平穩に成たる由、印度の報告に

みえたる由を記せり、元來此風説ハ桑方濟歌サンフランシスコより出た

る事にて、其九月十日我八月十日の新聞にはしめて見へた

れ共、唯南北兩党和睦を取結ひしといふのミにして、

其詳なる事をきかす、

七十九号之内

一 第十一月八日我十月九日の朝コレア船船蒸氣船入津するによ

り、歐羅巴洲第九月迄の新聞を得て報告す、併此便宜

には我本国の新聞を委しくのせさりし、

一 亞國の戦争猶引つゞけりと雖も、方今共和の人民は一

揆党と和睦の意盛に起れり、茲に又大統領継立の事あ

り、依之其跡役を願へる衆人中より任に当れる者を抜

擢せんか為、各其党によりて最良の人を名指すへきチ

カゴの大会議を付たり、然るにセネラル、ト、マス

トルジャン、リチモントと説の乖違分裂せるを以て、

(陸カ)

林碇氏と麦折倫氏の間競争の意あるを知るへき也、

借麦折倫なる者は和議官等に因て愛慕せらるゝ人なり、

又林碇君は曾て自己の行ひたる政務に反して、今更和

議を構し、南北兩部に於て要する事件は齊しく會議の

上にて取計ふへき旨を言出せる人なりといふ、○南部

にてはアラバマ船の戦功を競ひ、猶北部の貿易を害せ

んとの所存にて、其他一の勇猛なる暴掠船を出さんと

決せり、○クラハシー船の甲比丹ウート氏は紐育港ネウユール

り出帆する諸船に向て劇烈なる戦を仕掛んとて、船を

洋中に浮へて待懸たり、斯て第八月十六日我七月十五日に至

てマインの海浜を遠かりたる海上にて二十五隻の船を

打碎けり、此軍艦乗組士官より聞けるに、此船ウイル

シンクトンを出帆して後、洋中に於て五十艘の船を奪

へり、其内十六艘は僅に三十時の間に分捕せしと、○

此クラハシー船は白聖を以てぬりたるスクーネル形の

鉄張蒸気船也、其長さ凡二百フート我三十、中二十フート三間余

ト間我三にして水中に入る凡六フート我一なり、蒸気螺

旋機二具・烟管二本を設く、又船上に一小砲を架し、

中央に三十二ポンドの長砲、艦辺に廿四ポンドの大砲

を備ふ、乗組人数惣計百廿人、ジョンティロルウード

氏命令を司れり、船卒等は諸州の人種混雑すといえと

も、大概リー氏の軍勢より拔出せる兵なりといふ、○

此船は数度北部の蒸気船隊に追掛られたれ共、其走る

事神速なるか故に今に至て猶捕へられざる也、

上海第七月廿六日我六月廿三日迄の新聞を同所より巴理斯都

へ報告せし書中に、次の事件を記す、

仏蘭西と安南との新条約調印、当月十五日に相済たり、

此条約中廉立たる款、左のことし、

下交趾の六ヶ国江仏国の鎮台を置くへき事、

安南海浜に三の緊要なる港を開き、各地の近郊キロ

メートル我二里の距離間に於て、仏国商人勝手次第

に旅行し、且商売し得へき事、

天主教を国内へ弘むる為に差越たる仏国の弘法使者

へは、諸般格別の免許あるへき事、

貿易に関係する事を処置する為、ホウ交趾の及ひ開

ける各港にコンシュラール、アゲントをおくへき事、

一我等風聞をきくに、当時居留の大不列顛女王殿下の兵

(頭註)「本文ハ異人中風説ノミニテ、顯事江戸へ軍船乗入シト無之

卒を各各用意して、明日(火曜日) 我十月出陣せんと

催せり、是全く江戸にて大君殿下英卒の訓練を上覽し

玉ハん為なりと云、○実に方今日本国には外国事務切

迫せり、○条約を破れる事を以て大君政府を外国人等

の脅んは、左のミ時を費すにも及ハざる事也、もし大

君殿下、我赫々威嚴なる大軍船隊江戸海へ進ミしを望

ミ見給ハ、忽外国人等の懇親なりしを悟り、其異心

あらざるを解し、且もし事を両端に托して因循遅引せ

は、速ニ兵力を用んとの形勢を察し、直に其請ふ所の

要件を領容し玉ふ事疑ひなかるへし、然るに幸如此手

詰の所置をも用ひすして、遂に希望せし要件の免許を

得るにいたれり、茲に於て外国人の威力大に日本国に

行はれしをしるへし、

一 都て要件免許ありし後、已に數時日を送れり、頃日歐羅巴人等神奈川におゐて日本兵士の調練を見物すへき旨の案内受たり、其次日、又不列顛及び日本の兵卒等おなし調練場にて調練を為し候に、我國の兵卒等熟練して真に用るに堪えたる事、又変化無量の排列、或は神出鬼没の運動、及び兵器の便利なる事を日本役人等驚愕感心して、終に此事を大君へ言上せしより、殿下も亦其戦法を上覧し給はんとして、江戸へ兵卒を呼寄せ、其可否を試ん事を欲し給ふと、我等推考するに、殿下の甚愛觀し給ふへきは必定也と、

一 若し此のとき好機會にて、日本の形勢一足飛に変化せば、我等遠からざる内、歐羅巴人に開化せられたる日本人を見るにいたらん、希くは、實際の事ニ付尤緩裕なる良法を設られん事を、然らんには、日本にて古來より薰陶習染せる頑固嫉妬の生質を去りて、全く開化一掃せる人種となるへし、実に懇篤なる交際を為すは只日本人のミの利益にあらず、又外国人の爲にも大なる利益といふへし、已に歐羅巴人へ親切なる所置を

日本人より為せる事あり、其中に二三の大名の最著明なる事あり、其一は曾て英国軍艦のうしなひたる錨及び鎖索を薩摩にて引揚、其 太守より返却せられたる、是也、

一 又一は下之関にて為せる条約を十分に遵修すへきか為、外国人の任用として諸品を集め、其貯蔵を建て、困難せる船の下ノ関へ入港せし時十分修復を加ふへき料を用意せる、長州是なり、如此は皆外国人と親睦ならん事を欲するものなり、故に外国と日本との交際ハ大なる成功に至りしといふへし、只当分開化の障碍と云へきは貿易の法則のミなり、

当今大君ハ、日本国の産物より大利益を分つへき事を明かにしり得て、独り全国の利権を占ん事を望めり、如此商法は実に外国人にも亦大名にも宜しからぬ事なり、今茲に衆人の望ミといふは、売買を勝手次第に許して、只政府には商売の障碍とならざる既に取来れる所の次第に増加する大なる運上を収めて足れりとすへし、其運上といふハ、出入・港税・エキサイス

國産の諸品より、市人の所持する等なり、如此に所為  
取むる税・テキス諸品ニ掛る税

せは数年ならずして人民及び政府の富を増すのミならず、日本をして富国強兵に至らしむる事疑ひなし、今政府の権を以て貿易市場へ國産を輸送せしむべきは容易なる業なり、

今度不列顛兵卒等調練の為出府する時、横浜在留の外人等も江戸見物の免許を得ん事を希望す、假令免許せらるゝとも、江戸は二十里の遠路なれハ、小蒸氣船の一二艘を以て見物人を送るべき免許あらざれば、至る者甚た少なかるへし、

第八十号之内

一 亜国の戦争尚止まず、然れ共衆説皆和睦に傾きたり、我きける諸説に因て考ふるに、南北和親の勢互に懸隔して尚以前に異ならず、方今林銜君の治世殆と終らんとするに依り、新大統領撰挙の事あり、亜国人民悉く和睦を好むか故に、其任に当れる者を拔擢するなるへし、○我等甚疑ふ、若し大統領林銜退役の際に臨みて自分和睦の説を発し、然も林氏再位に立事なきに於ては、次に位に昇れる者より其事を布告し其所置を為す

なれハ、誰氏にもせよ、其位に任せられたる新大統領、千八百六十五年第三月に於てみづから其職を奉する迄は、亜国当今の事務に僅たり共或は改正を加ふる事なるへし、兩國戦争の關係ハ其時に至て委曲に弁解し給ふへし、

一 印度新聞に云、ビルマ緬甸の王は、其国より西支那迄轍道を造り伝信機をひく事を英人の会社に許し、且夫か為に地を恵ミ、又石炭坑三ツ・礦鉄山一ツ、其他許多の恩恵の事件を英人の会社に致せりと、然らんには直に歐羅巴・印度地方と伝信機を以て交を通するに至るへし、今我等の考に、轍道の成功は尤疑ふべき事なり、

五〇

日本貿易新聞第八十六号

千八百六十四年十二月二十八日  
元治元年十一月三十日

今月二十四日我十一月廿六日の朝九時頃、ルヰヰルト君其妻と共に旅館を出立し、仏蘭西波戸場にいたれり、此時第二十番レヂメント及び海軍輕歩兵之を警衛し、米利堅のミニストル及び米英のコンシユル之に扈從せり、



ルヰゾルト君已に波戸場に会せる同僚知己に訣別せる後、パロサ号船に乗込ミ、海軍輕歩兵及び和蘭海軍皆筒を捧げ、大砲軍祝砲を放発したり、而してルヰゾルト君は仏英の船將に暇乞し、英仏米蘭の軍艦及び神奈川の港よりの慶賀畢り、後神奈川より中国海行長崎に道をとリ、上海の方江出帆せり、○はしめルヰゾルト君外国人の爲にハ危き時におゐて日本に到着せしが、彼か才智を以て、且米仏役人の助に因り、歐羅巴人の日本に住するより以来、また曾て見ざる平安に帰せり、我等皆彼か急に出立せるを患れとも、ウインチストル君彼に代りて米のミニストル プライン及びひのミニストル ロッチスと共に、以前に均しき政事を行ふを悦へり、此役人等心を同し力を合せ居る内は、大君政府の我等を絶さること必せり、

先日大不列顛の役人を殺害せる者按るに清水清次なり 召捕られ、吟味の爲に横浜に引出さるゝの評判ありしか、昨日日本政府の役人、此者を市中に引廻し、即日戸部村にて外国人も土人も群集見物の中に刑罰に行へり、此者は

最立たる殺害せる者の一人と見へ、役人之に実に彼を殺害せるやと問ける時、此者答へて、彼役人等を斬り倒したるに於て我最も功多しと云ふ、辞といひ容貌と云ひ、平生に易る事なし、実に感するに堪たり、

##### 五一

日本貿易新聞第八十七号 西曆千八百六十五年第一月四日  
我元治元年十二月七日

浪人清水清次を召捕吟味の節白状之趣左のことし  
浪人清水清次は、浪人賢次郎といふ者の子にして、遠江に生れ、十歳の頃迄父賢次郎と共に諸国を遍歴し、夫より父に別れて其知己の家に寄食し、年齢長するに及んで東海道筋のクモスケとなり、少許の金を得たり、其父清次に向て云ひけるは、今我浪人といえとも元來貴族の子孫なりと、故に清次は何卒武士となりて清水家を復せんと欲し、其得たる金を以て刀を買ひ、文武に達したる者の弟子となり、學術を修行する事を得たり、清次は外国人の日本に来れるを嫌ひ、之を嗟嘆するのミならず、尚且横浜開港以來、諸物価の騰貴せしを嘆きて、常に外国人を賤ミ惡むの余りに外国人を殺

害せん事を企て、横浜に來りしハ二月十四日、即西曆三月六日の事なり、然る処大小を帯ひたる者は御番所にて敵數吟味せらるゝ由をきゝ、余義なく横浜より二里程隔りたる程ヶ谷といふ所にゆき、其近傍の山中に長刀をうつめ、且旅装等を林中に隠し、夫より再び横浜に向て出立し、途中にて或る茶屋に休息せしに、茲に短刀をおひたる者一人來りて清次と種々談話せし処、此人も亦外國人を惡し故、同策相求めて、清次の意に叶ひ、直に朋友の義を結び、共ニ外國人殺害の事を約束し、兩人共に横浜関門の方に趣き、既にして其門に入らんとせしに、此辺に居合せたる者一人門内に走り込ミ、大声に浪人か来たゝと叫はりければ、大に驚き其者を殺害せんと欲せしに、間もなく番兵馳集りしかば、忽一計を生し、関門の外にある蕎麦屋に逃込ミ、例の如く蕎麦を誂へ、其間ニ脚半をとり形を替んと急ぎしか、番兵已に押寄たるにより、大に狼狽し、取る物もとりあへず、持たる包を捨て、此屋の裏口より逃れ出て、長刀を埋めたる地に向て脱走し、茲

にて一夜を明したり一人の浪人此後如何なりたるや、本文に見て一夜を明したりへす、蓋し此狼狽にて離散せしなるべし、扱翌日に至り、再び町人の姿にて関門近く來り居て、外國人の通行するを見、彼等を殺さんとせしか、警固の者多きによりて其意を果さず、此後數度計策を運してつけ狙ふと雖も、本意を達すること能はず、若身の在処を知られてハ一大事とおもひて、再び諸方を遍歴せしなり、然れ共外國人殺害の儀を暫時も忘れず、横浜にハ迎も立入難き故に、外國人の鎌倉にゆくを待ち、彼地にて殺害せんと計り、先月廿一日神奈川を出立し、翌廿二日武州・相模兩國の堺なるサカイギにいたり、此地にて一個の武士と親友の好ミを結び、互に其本国を名乗合けるに、此武士ハ下野の生れにて姓名を高橋藤十郎と云ふ、扱清次は藤十郎の談話を聞しに、鎌倉八幡に参詣し、夫より京都に趣くへき由を聞て大に喜ひ、共に鎌倉に往て外國人殺害の本意を遂くへしともひ、直様同伴して彼地に趣きたり、かくて八幡宮に参詣し、終りて表門を出、大凡二百ヤルド百程も歩行たる処に、外國人馬上にて來るを見掛しかば、輒ち其

身を松樹の蔭に隠し、扱清次、高橋に向ひ、汝外国人を殺すへきやと問ひしに、高橋即座に同意しけれハ、即持たる笠を投捨て、刀を抜きて、一番に乗り来たる外国人の左に走り、其肋骨に切付、其外所々に傷を与へ、高橋は二番に乘来りし者に切掛け数多の疵を蒙らしめたり、扱此二人全く死したりと見て馬より落たるにより、大に其宿志の叶ひたるを喜び、速に此地をのかれ去りたり、此後高橋は何国へに行しか更に行方をしらす、是より清次は長刀を捨て、袴をぬぎ、羽織を手拭にて結び手に提げ、只脇差一本のミを帯して、全く町人の姿に變し、追々にけ延たる途中に於て殺害せし異人は英人なりし由を承知せり、其後品川の関門を通行せず脇道より江戸に入込ミ、兼てより知己なりし稲葉丑次郎・蒲池源八に出会し、相談之上共に京都へ登る積にて、当月二日江戸表を立出し、其日は源八外一人と程ヶ谷迄罷越、翌三日藤沢迄ゆきしに、路銀に差支、此假にては逆も京都迄ゆきかたきと種々心配せしに、相州服部村に八郎右衛門といふ富家ある由を

聞込ミ、金子借受可申と、一同八郎右衛門宅へ押込ミ、清次いひけるには、我等は外国人を切殺すか為に此地迄罷越たるに、用金に差支たれば何卒致借用度、万一不承知に於ては切殺したる上家財金錢共に奪ひとるへしと申威し、若干掠取りしに、百姓共程なく駈参りし故、其場を逃去り、地名不知小山の内に於て右の金子を改めしに、悉く古き二朱金にて、凡五六百イチブあり、其内過半は極印打ちたる者なり、扱此内二百イチブ許を外兩人に配分し、夫より小田原迄立越たれども、上京の道中甚危難なるへしと思ひて、此処より直に江戸へ引返したり、扱其後も又長刀をすて、町人の体になり、相州ニッパへ遠く逃延ひ、稍安堵の思をなせり、然るに源八・丑次郎の兩人召捕られ、清次一人是迄危急を遁れたれども、もはや此のとき大罪を犯せし上は遂に逃れ難き儀と考へ、又々姿を替へ、もし召捕の役人迫り来る事あらは切殺すへしと、脇差を懐中に隠し持ち、千住迄罷越し、彼処にて召捕れたり、其時ハ最早奪取たる金子の内八両を或る旅人と金二歩判に取

替へ、其内イチブ八個半を遣ひ捨て残金を所持せりと云ふ、是に於て高橋は何地へ逃去りたるや、再応鞠問せしか、清次は聊も彼の行方を知らざる由なり、此のことく清次は大罪を犯し召捕られて吟味を受けしに、少しも包ミ隠すことなく一々白状に及びしなり、

十一月西曆十二月

右に記せる口書は、清次吟味の一件を洩さす書のせたるものにして、親友サトウの翻訳なり、

五二

日本貿易新聞第八十八号

西曆一千八百六十五年十一月十一日  
我元治元年十二月十四日

長州の騷擾將に終りて、再び静謐にならんとするの説あり、信すへきに似たり、

長州の臣吉川監物、其君を安全にせんか為に、先頃京都を騒かせし者の中最暴戻なる家老増田を捕へて其首をぎり、且其党の最抽たる者七十五人を捕へて、和を乞ふ為に之を京都に送りしといふ、

長州侯及び其子長門守の兩人は或る寺院に退居せしと

そ、

是に由て見る時は、諸侯皆了簡違してある事と見えたり、且薩摩は嘗て長州の為に其蒸氣船を砲撃せられ、其臣四十人を殺されしといえども、猶長州赦免の事を周旋せりといふ、

一 横浜一千八百六十五年一月二日、即ち日本元

治元年十二月五日、日本貿易新聞の版元江

我今此頃清水清次一件に就て見聞する所の事の覚書を汝に呈す、此事件は先月廿七日・廿八日我十一月廿九日両日見る所也、汝が既に刷する所の説遺漏なしといえども、今我贈る所の覚書の中一二汝が未聞所のものあらん、之を採用するも亦妨なし、其他の取捨ハ只汝の意にあり、

覚書

看客某

十二月廿三日我十一月廿五日 昼後、ルセルフォルト、アールコック君午膳に臨ミし時、御老中より使者を送らる、其趣意は先頃鎌倉にて英人を殺害せし者の中一人、此度江戸近在にて召捕になりたる趣きなり、此由を聞てア

ルコック君其悦を表する徴として、直に己れの貴き黄金の時圭并其鎖を取て此使者に贈れり、爰に於て此罪人刑罰の為に横浜へ送り來らるゝの由をしればなり、清水清次の召捕れしは、猥りに己か口より其罪を自負するに依て頭れしとも云ひ、或は先日横浜に於て刑せられし支党の白状に依て蹤跡せられしともいふ、何れ孰是なるを知らずと雖も、後説は其実を得るに近からん、一般の風説にては、先に刑せられたる兩人の中銀八源八といふ者は清水清次の家僕なる由なり、此者はしめ横浜へいたる路にて或る富農の家に押入掠奪せし物の内に、其家の極印打たる古金ありし、銀八其主清次に別れし後、其罪を人に物語せし事より銀八は召捕れたり、且其白状にて清次の罪状明白に頭れ、清次も遂に召捕れたり、

斯る事に依て、清次の千住駅の旅店に隠れ居る由を江戸政府の役人に聞へたり、此千住といふ駅は、日本橋より二里半程へだたりたる所なり、

罪人を成丈傷疵せず召捕る事、政府の役人は平生要す

る所なるか故に、屢々僞計を用る事にて、此度も彼罪人と俱に居りし若き女を窃に役人の前に呼出し、清水清次の容子等逐一尋問し、且彼を生捕る為に役人を手引いたし候様申付らる、清次平生兵器を以て身に從ひ、眠る時と雖も大なる軍扇を離さず側に置く由を此女より云ひ上げたり、○此軍扇は斯る人には甚た利なる兵器なりとぞ、此者江戸又は千住に在る頃は、人目を忍ぶか為に其兩刀を必ず隠し置ける歎と思はる、

此女に云付、此夜は清次の側を暫くもさらすして厚遇し、能く心付て晚餐には最美饌をすゝめ、醇酒を大に飲しむる様に為すへし、然る時は彼かならず前後を忘れ熟睡すへし、其時彼の兵器を奪ひ去て捕手役人に告よと命せし、○斯て此策十分に期して、此夜捕手の大勢彼の座敷の内へ踏込み、彼の身に跨り、直に木械を以て彼の手足に枷す、此時清次初て目覚、此光景を見て大に怒り、必死の働を為して遂に丈夫なる木械を打破りければ、捕手の人々大に驚き、彼か今まで覆ひたる夜具を以て彼に掩ひかけて多勢折重なり、辛ふして

遂に捕へ得たり、○此時予め彼の兵器を奪はず其家を守らざりせば、恐らくは彼必此地を脱走せしなるへし、」十二月廿七日我十一月廿九日江戸より奇麗なる駕に此囚人をのせ、政府の役人数輩と軍卒多勢警護して送り来れり、同日昼後四時夕七ツ頃に横浜近くに在る獄へ着せり、此獄の庁に囚人を証する為、鎌倉より来り居し三人の者并日本役人・英吉利の吏等数人(符カ)数人待居たり、既にして囚人は、此庁後にて駕より出て、獄の庭に引出されし時、我始て其身軀容貌を十分に見る事を得たり、囚人は紙窓に対して立たり、役人及び証人は囚人の方よりは見えぬ様に此紙窓の内に在て、障子に指を以て穿ちたる穴あり、其穴より囚人を能く見へる様にしたるに依て、十分に其容貌を見たり、既にして証人共彼を熟視せし後、囚人も暫時退かしむ、其後フロース君の望にて、弥相違なきやを証人に熟視せしめんか為に、再び彼を紙窓の前に引出せり、○其時証人共一々相違なきやを尋問せられしに、各孰れも此囚人は鎌倉にて見たる殺害人の中の一人に相違なき由一同に答ふ、其

内にも兼吉といえる若者は、鎌倉にて此囚人白刃を閃めかして外国人を一撃の下に殺せしを親しく見たりといふたり、之に由て日本役人既に罪状の確証を得たりし、故に囚人は顯罪を逃るゝに辞なかるへし、

囚人を再び証人に見せたる後、刑舎の前に退しめ、繩を以て速に彼を縛したり、其時コンシュル、フロールス君、彼に一二事詰問したき旨を願ひたるに、日本役人其義は相成難き由を固く拒ミたれ共、終に囚人の姓名を問ふのミの事を免さる、是に由てサトウ君すゝミ出て其姓名を問ふ、囚人日本役人を見て答を為すや否と問ふ、日本役人答を為せといふに依て、我は浪人清水清次といふ者なりと声高に答ふ、其時又サトウ君とふて曰く、汝鎌倉にて外国人を殺害せし者の中の一人なるかと云ひしに、彼か答辭ハ、我等明に理解しかたしと雖も、睨と左様なる由を答へしと、サトウ君後に云へり、○囚人は猶何やらん言ハんとせしを、日本役人之を止めて跪しめ、外国役人に向ひ何事もいはす次の間に退くへき由を望ミければ、外国役人退きし、○

其時齡二十、二十一位の容貌清秀なる日本役人、囚人に向て坐し、其犯せる罪科の次第を一通り流説し聞しめし上、死罪を云ひ渡せり、其声色儼然として、人皆其才に服せり、

囚人未死刑を命せられさりし前は寛裕なる取扱にて、始て駕を出し時は手械もせず、蔽敷繩も掛けず、只小さき木械を両足に枷せしものにて、年齡二十五六七位にて、身体五尺有余にして筋骨逞しく剛勇の壮士と見えたり、○裁許云渡し終るや否や、繩取の下番三人、直に彼を叱して庁外に引出せし、我聞く、罪人を斯く俄に苛虐に取扱ふ事、かゝる折日本の風習なりと、斯て囚人再び見物人の前に出来りし時、何やらん語ふて、其恐るへき刑罰の云渡しに少しも屈せぬ事を示すといへとも、其心中はさこそ悲しかりつらんと思はれたり、○其時囚人は馬に乗られ、荷鞍の上に束縛せられ、衆人の観に供する為に横浜の市街へ送らる、此時又再び譚んとせしか、声弱りけれハ、側に居たる外国人に、我何事をいふてある欵汝等理解し得るやと問ふ

て、其譚ふ事を止めたり、

此硯我横浜市街へまで始終警衛して伴はさりしかとも、囚人は通り筋の町々にて、看客の諸人に従容として談話を仕掛、再び勢を得たりと見ゆ、吉田橋の番所を過る時、囚人己れか首を懸る為に用意したる獄門台を見て、やかて仕置の場所江いたりし頃は、日既に暮に及て六時半夜六頃になりき、此頃斯く遅く刑罰を為んこと然るへからざる由の議論起れり、初は罪人を馬上に縛せしか、やかて馬より卸し、刑罰場に接したる困の中の苞の上に九時半夜五時近く迄置かれし、此地は湿寒の氣甚しき故に、一二度役人に向て、甚難儀なれば早く刑に行はれ度由を促せり、此時始終罪人は傍人に向て言笑自若としてありぬ、八時三十分夜五時過刑罰は明朝迄延ざるへきの議に決せり、○彼今爰に一夜を生延るとも、いつれのかれぬ命なれハ、彼に於て喜をも為さず、又更に悲をも為さずと見へたり、死に臨てよく従容自若として言笑常のことく、誰か彼に過る者あらんや、終にトウマル駕を此所に昇来りて、再び獄中にのせ帰

りぬ、

次日我十一月廿八日 昼前十時四時に、此刑罰を証する為に、英國の軍士及び居留の外国人多く集りたる時、罪人を駕に載てふたゝひ刑場に送り来りし、其罪人は軍卒・市人の並列せし中を駕の窓より諸方を見廻して通行せり、終に窪ミたる所一間計前の方に駕を昇居へたり、此窪ミたる地は、其傍に罪人を跪かせ、此穴の中へ其首を打落す為の設なり、○死期既に近ける時に臨みて、罪人ハ酒を飲んと乞ふ、日本の法にて斯る時には予め其用意あれハ、直に温めたる酒を与ふ、之を十分飲て、彼小き穴に近よりし時、延上りて夥多の看客を見やり、励声してニホンタマシヒカヤウゾと叫へり、○日本人の魂は皆我如く剛強猛烈にて決して死を畏れぬといふ事の由也、其時目を隠さんか為に手拭を以て彼の眼を掩んとせしに、我はかゝる物を要せぬ由を云ひて、重き日本役人に向て、我死後其妾をよく心付られ呉候様願ひ、且彼の墓に其名を彫付たる石塔を建具候様等、兩三事の願を為して、終に彼穴の側に敷き置し苞の上

に跪きて詩を誦ひぬ、其意は其地に居合せし外国人ハ誰も理解し得ざるへし、詩を誦ひ終りて、又暫時の猶子を乞て、彼の少年の時の事に関係せし詩を誦ひ、而して寝と貌を改め、何やらん文章めきたる事をいへり、茲に居合せたる外国人の中に、之は外国人を罵りし詞也と云ひしかとも、当時清次か云ひし詞、外国人には理解し得ざる事ならん、清次其時、いさ立派に首打ち吳よといひながら、みつから首をさし延て待居たり、其時剣手は罪人の首筋に下りたる髪の毛を掻き上げ、刀を振上げ已に切らんとせし時、罪人すさまじき顔色にて剣手を見上げ、暫し待吳よと乞けれハ、剣手ははつと心転倒して終に初の一太刀ハ首を切損せしなり、十一時四半時少し過に終に清次の首を討て、速に之を携去て梟木に掛たり、

五三

一 子四月野州大平山屯集賊徒之魁首共より備前侯

江建白書及侯より以添書内 奏之書面

但既ニ経過候事ニ御座候得共、書中



此御方様江關係之事件相認、且は備前ニ而執

奏御座候付而は、同国ニ而兼而相合居候内存

も可測知哉と奉存候付、写取申候、

(五三の1)  
再拜稽首奉歎願、

侍從備前候 闕下江、小臣等草莽巖穴之小人方位を越

過し、天下之御大計彼是申上候は、其罪不輕と奉存候

得共、 先烈公教余薰陶致し、尊

王攘夷之大義は、神州ニ生候者、奴僕ニ至迄、此大義を

固持し、須臾も不可失墜之所以、聊知覚仕候、苟も列

士林候は斯危急之時勢を傍觀仕候儀、士林之所愧ニ御

座候、抑当今天下之大勢を窃觀仕候ニ、日淪月沈滔々

趨下流候勢と奉存候、去年八月薩・会之二藩設奸謀、

長門宰相を陥れ、七卿を追ひ、

廟堂之正議を奉拒隔候罪、実ニ滔天之大惡ニ御座候、天

下之人同口ニ薩賊会奸と相唱、賊奸之名ニ定候者

輦轂之下ニ横行仕、

廟堂之御大政ニも參予仕候事、不可解之一事ニ御座候、

去年攘夷之

詔令數々御布告ニ相成候得共、今以横浜一港之鎖閉も不

相立及遷延因循候事、不可解之二事ニ御座候、於幕府

君臣之大道御正し被遊恭順之誠意御立被遊候と御申立

ニ御座候得共、恐多も奉道

玉体候堀田備中守・安藤對馬守誅戮削封之御沙汰無御座、

高藩大屋ニ致安座候事、所謂君臣之大道・恭順之誠意

名実相叶候事理ニは無御座候、是又不可解之三者ニ御

座候、右三事は天下之大倫大勢ニ關係仕候事ニ御座候、

是則天下之大勢、日淪月沈滔々趨下流候事、小臣等固

より

廟堂之大計を奉伺得筋は無御座候得共、当今之時勢ニ而

は唯々 先烈公之御遺訓、所謂尊

王攘夷之道地ニ落候事と奉存候、草莽巖穴之小人

廟堂之御大計を彼是奉申上候儀ニは無之候得共、 先烈

公之遺訓地ニ落候事と奉存候得は、焦心裂腸所難耐ニ

御座候、乍併小臣等如何様苦心仕候共、単身微力を以

先烈公之遺計を紹述仕候事は、固より其任ニも無御

座、其人ニも無御座候、只々満腹ニ存込候は、一身之

進退去就、先烈公之遺訓を失墜不仕候様仕度奉存候、

就而は一死之外無他事覚悟仕候、何分此上攘夷之先鋒

と罷成、撃刀横架、醜夷之陣営ニ討入、奮死仕、忠義

之雄鬼と相成、奉拜謝 先烈公在天之靈事、小臣等之

分ニ御座候、随而同志之者相謀為攘夷祈願、日光山

東照宮 御廟所江參籠仕罷在候、乍然叩動干戈、擅為

私闘之所業ニ落入候而は、於大義之上顯然不仕候間、

何卒攘夷先鋒之

勅許奉捧度懇願ニ御座候得共、

九重之天攀昇之路なく、空敷巖穴之下ニ悲泣仕候而已御

座候、伏惟 閣下は我 先烈公之御血統ニ被為入、大

邦ニ君臨被為在、大義天下ニ顯明いたし、東西奉渴仰

候、就中於小臣等乍恐我君公同様ニ奉仰候より、誠に

唐突之至ニ御座候得共、不願非分冒之誅奉歎願候、何

卒 閣下之御不棄を以攘夷先鋒

勅許を奉捧候様、御周旋被遊下候様、万死奉懇願候、小

臣等固より草莽巖穴之小人、非分之願請哉と奉存候得

共、只々憤死<sup>思</sup>悲悶神乱氣錯、非分之事も忘却仕、先

烈公之遺訓片端をも奉伸度心腸迄ニ御座候、伏願は、

閣下小臣等之重罪を御有免被遊下、微忠之小志を御

懇察被遊下、攘夷先鋒之

勅許御願請御周旋被遊下候得は、千謝万感不堪結草之思

と、冒万死奉待罪日光山之廟前候、恐惶謹言、

田丸稻之右衛門

直元判

藤田小四郎

信判

元治元年甲子四月

竹内百太郎

延秀判

岩間敬一郎

信成判

侍從備前侯閣下

(五三の?)

右江備前侯添書

微臣茂政再拜頓首謹而奉歎願候、今般野州太平山屯居

仕候者共より封書差越、披見仕候処、間々触忌諱候儀

も相見申候得共、積年攘夷之

叡慮奉恐察、且

神州正氣之衰弊と醜夷猖獗侮慢を痛憤悲歎之余、不得止

事之憤実より相発候儀と被察申候、若年不肖之茂政是

非得失も不相弁候得共、実父斉昭存生中兼々教示仕候

尊

王攘夷之大体ニ於てハ少しく耳底ニ存居申候故、昨年来

上京之都度々々愚意献言仕、幕府江も屢意衷申述候儀

ニ御座候、然処於幕府無余儀意味も御座候哉、

叡慮御貫徹之実効、只今迄顯然天下ニ不相頭、衆議紛々

人心不服之趣ニ御座候、乍併当春大樹上洛之節、横浜

鎖港之儀、尚又被 仰出も有之、一橋中納言より御請

も申上候事ニ御座候得は、早々実効相立可申様取計候

と奉存候折から、今度大平山之者共より申立候趣ニ御

座候得は、此機会ニ乘し幕議も早急ニ相決可申候間、

何卒彼等志願之通

勅許被為成、幕府江 御沙汰被為成下候様奉懇願候、素

より彼等草莽鄙野之小人ニは候得共、志情之切実ニ至

而は、大邦之君子ニも不可恥と不堪感激奉存候間、何等彼等微衷之程

御哀憐被為 塞被下候ハ、

朝恩深く奉感戴候儀ニ御座候、依之右封書相添、此段奉

歎願候、宜御執

奏希入候、恐惶謹言、

備前侍從

松平備前守

茂政判

右伝 奏方江被差出候趣御座候、

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上

丑正月廿九日

南部弥八郎

◇第九〇号 (丑正月カ) 報告 [玉里島津家史料三] (一二三九)

(表紙)

西一千八百六十五年第一月廿五日

元治元年甲子之最終冊

# 貿易新聞 第九十号

正月十六日訳成

日本貿易新聞

第九十号

西曆一千八百六十五年第一月廿五日

我元治元年甲子十二月廿八日 神奈川開版

右の文は日本元治元年十月の風説書を翻訳したる者なり

今月五日の暁に於て浪士の徒大に敗北せり、水戸中納言ハ 大君の近親なるか故に、城内に在る清水の屋敷内へ逃げ入る事を許されたる由、田沼玄蕃頭ハ水戸国を取り、且其城を保守す、十五日、水戸領内香取と云ふ地方にて浪士再び大に敗走せり、其内残りたる五百余人の徒ハ、所に往来し、老若を殺し、其乱妨に依て人民の惱ミ言ふ可らず、故に 大君政府にてハ彼等を誅伐せしめんが為に、三人の大名に命を下せり、然るに右の内百五十人、自から降参し捕へられて、テンコウジと名

くる真言宗の寺院に在り、世人の説にハ、彼等速に罪せらるへしと云ふ、

武田香雲齋(耕)、自称甲斐守(訳者按に伊賀守の誤なるべし)ハ元ト水戸の家

老にして、当時ハ浪士の頭たる者なり、先頃筑波の戦争の時逃りたる徒を引率し、且諸方より人数を招き集め、兵卒を増し、信濃領の通路なる和田峠に在りて、諸方より聚りたる浪徒の総大将たる、依て 大君政府にてハ、此事を聞き、彼香雲齋を追討の為、幾個の大名を遣せりと云ふ、然れとも其後の事ハ未タ詳ならず、

浪士の徒、甲州(即ち甲斐国)に至り、此地に在る大君の城を奪取りたる風聞有り、

記者曰、浪士の聚まる事ハ河水の漲るか如しと雖、人民浪士に信服せず、只 徳川氏の連綿繁栄を希望すと云へり、

## 附横浜在船号表

英吉利商船	アルギユス	アキンド	バックンテ
シムリヘリネ	ドン・リカルド	エルヒン	
ガバルワ	ゼー・ニー	ジュリヤ	ロンドン

シラゼ ソワエストルン 右十二隻

同軍船 イウリヤリュスー コンケーロル

コケツテ コルモラント オスブレイ

ケストレル ブンセル ハーホック

コロマンデル セヘルン 右十隻

仏蘭西商船 アランチ 右一隻

同軍船 セミラミ 右一隻

米利堅商船 ベネハクトレス ブランデンビユルグ

ペット 右三隻

同軍船 シャーメストウン 右一隻

荷蘭商船 プカタリナ 右一隻

同軍船 デヤンビ メタリスコロイス 右二隻

通計三十一隻

正月十二日成

外山捨八訳

柳河校正浄写

◇第九一号 (丑春頃カ) 報告〔維新前後諸書付23〕

(付箋) 「第二百三十八号」

一 子十月常野脱走之賊徒中山道より越前迄暴行之道之

記

十月廿三日 晴天

立山発足、大宮泊り、入口ニ而少々之砲戦、一人討死、

同廿四日 晴天

山方朝倉舟士ニ而奸民ニ出逢、辺栗峠にて畑尾山右之

手被打、同所ニ而東ヶ崎浅右衛門打死、

同廿五日 朝より雨降

大沢峠ニ而少々砲戦、大子奸民追払泊、

同廿六日 晴天

月居口・川山口・左貫口防戦泊り、此日月居口ニ而大

宮立原伝十等家来左貫口より一手寄来り、寺を焼退く、

十月廿八日 晴天

月居口防戦、武田大夫出馬、川山口追払泊、

同廿九日 晴天

月居口ニ而薄手四五人、一人打死、此所雞鳴頃より出

立、

十一月朔日 晴天

左貫越野州境ニ而黒羽根勢と砲戦、雲峯寺前通り、寺

川上村ニ而泊り、

同二日 晴天

立兵糧、蔵郷村泊、

同三日 晴天

立兵糧、芦の陣屋応接ニ而通る、鍋掛鯉堀多宿ニ而泊、

同四日 晴天

高久村昼飯、同所早泊り、此所江黒羽根領人歩大勢集

居、

同五日 晴天

奈須重<sup>(野カ)</sup>ヶ原通り、立兵糧、石上村泊り、夜八時頃より

出立、八重田山田ニ而夜中休、

同六日 八時頃より雨降

大宮村絹川舟渡アリ、小井村泊、

十一月七日 四時頃より晴

日光道中大沢横切、鹿見夜<sup>(沼カ)</sup>五時着泊、

同八日 晴天

例幣使道中、金崎宿立昼大柿泊、

同九日 朝より雨降、七時晴

立兵糧、葛野宿早泊、

同十日 晴天

昼兵糧なし、梁田宿泊、

同十一日 晴天

太田早泊、

同十二日 雨降

同断滞留、

同十三日 晴

太田昼頃より出立、利根川渡アリ、此所応接ニ成、押

而通ル、小松少々後レ召捕ニ相成、十四日明方本庄宿

江着、朝飯休ミ、

同十四日 晴天

上州真井泊、此所陣屋アリ、

同十五日 晴天

市ノ宮昼、是より峠越、下仁田泊り、此峠迄尤某二人

出廻、

同十六日 晴天

此日朝より梅沢口と申所江上州高崎勢三百人計寄来、

必死之戦、味方大勝利、寄手廿四五人打取、生取大勢

アリ、大勇根本(大曾根繁藏)繁藏打死、其外両三人打死、大砲四挺

得ル、梅沢口民家十軒余寄手ニ而放火、元宿関所越泊

り、

同十七日 晴天

信州平賀宿泊、此間内山峠あり、上下五里程難所、信

州之奸民橋一ヶ所落し置、

同十八日 晴天

野沢宿昼、中山道江出ル、望月宿泊、

同十九日 四時頃より大雨

長窪昼、和田宿泊、此夜薄井鳥太郎出奔、

同廿日 晴天

和田峠ニ而諏訪・松本等と合戦、必死なり、味方勝利、

大砲合葉沢山得ル、味方四五人切死アリ、奇兵隊ニ而

諏訪勢追行、此所も諏訪・松本ニ而放火、下諏訪ニ而

夜明ス、此所家二人不居、

同廿一日 晴天

伊奈郡昼、(部之)上郡泊、

同廿二日 晴天

伊奈道中平正宿昼、松島泊、

同廿三日 晴天

飯島昼、片桐泊、

十一月廿四日 晴天

飯田城下応接ニ而通る、飯田より昼飯出る、駒場泊、

此夜鮎沢・浅田・黒田・原田作平出奔、

同廿五日 晴天

駒場より一里程行返し閑道ニ入、極難所峠アリ、二ツ、

上清内越・下清内越、飯田より出張関所応接ニ而通る、

同廿六日 四時頃より雨降

木曾妻籠江出る、是より馬籠峠アリ、此所ニ而雪ニ逢、

馬籠泊、

同廿七 晴天

中津川昼、此所慷慨家アリ、味噌付餅セツタイ出る、

大井泊、

同廿八日 晴天

大久手・細久手、此間十三峠アリ、おめこ松アリ、

同廿九日 晴天

大田川船渡アリ、慷慨家アリ、宮水観音景地也、川向

ニ犬山城見ゆる、僅十丁計なり、鵜沼泊、

同晦日 曇

鵜沼より二里程行閑道江入、鹿原八幡アリ、安久多見

村舟渡アリ、陣屋アリ、高木村・三玉戸村両宿泊、

十二月朔日 大雨

昼飯なし、井飛宿、此所陣屋アリ、応接ニ而泊り、

同二日 少々曇

谷汲より十丁計前通り美濃難所江入、此日薩州人来る、

金原村・日向村両宿泊、

同三日 晴天

三里計行、永峯ニ而泊、

同四日 晴天

蔵見越二里、灰星峠四里、秋生村大野より出張、此通

辺村々放火ニ付、一人も家ニ居らず、

同五日 朝より大雪

此間谷道也、本戸・黒戸等五ヶ村ニ而家数百五拾軒程、

大野ニ而放火、中島泊、更ニ家なし、蔵或は橋之下ニ

而泊、

同六日 朝雪雨降

此間二り、笹又峠アリ、難所なり、越前木ノ本泊、

同七日 晴天

七時頃より雪雨降、脾田村・法橋村一里半峠アリ、大

本村泊、

同八日 折々雪降

千代谷より谷口江一里峠アリ、此辺ニ而正武隊追々遅、

東又泊、

同九日 折々雪降

此間峠アリ、桜谷・仙本茶何も谷道也、今庄宿昨八日

彦根兵七百人計泊り、府中江行後ニ而宿々人不居、今

庄宿泊、

同十日 雪降



正武隊等追々大勢後レ候付、同所ニ而滞留、

同十一日

二ツ家関所アリ、木ノ根峠(茅カ)アリ、此所江加州家より大

勢出張、隊士永原甚七郎応接ニ成、新保泊、

同十二日

加州侯固江応接ニ出ル、滞留、

同十三日

滞留、

同十四日

滞留、此日、加州侯ニ而一橋君江呈書取次、

同十五日十六日

滞留、

同十七日

此夜、天・龍・寄三隊、加州陣中葉原江引移、

同十八日十九日

滞留、

同廿日

同、加州永原応接ニ来る、

同廿一日 曇

加州より応接ニ通る、人数十人程、

同廿二日 朝晴天

加州江武器引揚、軍門両口江出来る、

同廿三日 朝より雪降、夜中大雨

同廿四日 雪降、大風、七時頃より止ム

出立、敦賀本勝寺江着ス、

同廿五日 朝より雪降 同廿六日 四時頃より晴

同廿七日 晴天、諸隊宿坊釣鐘堂前ニ分る、

同廿八日 四時頃より小雨降 同廿九日 晴天

終

◇第九二号 丑二月八日報告〔維新前後諸書付24〕

(付箋) 「第二百五十二号」

一 子正月月中旬到来一橋様附より紙面之写

此度野州表残党武田耕雲齋始として浮浪徒美濃路大垣

迄罷越、同所江屯集致し居、橋府江歎願之筋有之杯申唱、

禁闕ニ迫り候段、早打ヲ以戸田采女正殿より訴出候ニ付、不取敢橋府御參

内之処、此度は水府之徒を討手惣督被 仰付、守衛職始京都之大小名御加勢として御出張相成、橋府ニは当月三日朝五ツ時御陣揃、御先陣加賀中納言殿人数、水戸余四磨殿、会津侯人数其外領分近諸侯方、夫々操出しニ相成候、且橋府御出陣ニ相成候ニ付而は、羅紗胴服裁附共御渡被下、御目見已上金筋入、已下之分四筋入ニ而、小子共儀は羅紗金筋入着用、殊ニ御側備被仰付、直々御差図有之、実以冥加至極、一同勇氣盛にして、高名其余討死之覚悟ニ而勇々敷出張、御陣列惣勢千八百人程、御先歩兵・大砲方・小筒方・別手組講武所方・鎗劍方・御馬前当炮小子共御左右相固、其外前書之通ニ而御陣列相揃、同日夜大津御本陣御泊ニ相成、同所江会津人数・余四磨殿・小田原侯御逗留ニ相成候処、賊兵追々越前より北国之方江敗走之様子、依

之同十三日大津宿出立、堅田泊、夫より大溝宿御泊、今津宿御泊、夫より江州越前之境江州海津宿江御出張

ニ相成、北国海道辺は何れ之駅ニ而も雪四五尺程降積り、一同難渋仕候、乍然勇氣不落、山々を踏分ケ、同十六日海津宿江着仕御帶陣相成、御家老松浦加賀守殿為御名代、越前敦賀迄別手組武百人・大砲六挺・炮術方二小隊、御目付織田市藏殿差添出張ニ相成、御先陣加州侯・余四磨殿・彦根侯其外諸侯方、浮浪屯集越前新保と申所迄、右諸侯方御出陣ニ相成、賊徒卑兵種茂尽キ、夫々野州表ニ事変り、嚴重之手配ニ而脱走致し候事も不相成程ニ而当惑之様子、然ル処同廿一日中納言殿御指揮ニ而加州始弥戰爭ニ御評定相極候処、其夜加賀侯陣中江一橋殿江歎願之筋有之上京仕候儀ニ付、諸侯江戰爭仕接戦仕候義は毛頭無御座杯と、種々歎願書差出候処、御取用無之、無論ニ討取候様一橋殿御指揮ニ而、弥惣掛りニ戰爭之事ニ決定致し候処、同廿二日浮浪千八百人余降参申立、同廿二日武器類・大砲拾式挺・小筒五拾挺、諸品共不殘加州侯家来江差出、賊

徒加州侯家来江不取敢御預ケ、為檢使大目付滝川播磨  
守殿・御目付由比叟書殿、海津より新保迄御出張相成、  
右ニ付荒々平穩ニ相成、同廿三日御帰陣之旨被 仰出、  
同所出立、御出陣之通御泊ニ相成、廿五日大津宿迄御  
帰府、弥廿六日御帰京相成候事、

一 今度松平伊豆守殿前か為御名代追討御出張、大炮歩兵小箇  
組其外御供ニ而、当月十四日大津宿泊り、夫より京地  
ニ御滞留相成、御用濟尾張殿・紀伊殿ニも御引揚ニ相  
成候由、

一 京地より出張致し候北江州海津迄廿三里余ニ御座候、  
一 十二月廿六日、無滞御供仕、九半時京着、御旅館江御  
帰陣相成、先々一同安心仕候、右ニ付為御祝儀廿八日  
惣出仕有之、御酒・御吸物被下候、同廿九日御供之向  
一同江金五両宛被下候、同出張先江州表ニ而山狩御供  
致し候ニ付、当方一同江別段之思召を以、御手元より  
金貳拾兩為御褒美被下置、難有難尽筆紙実以難有奉存  
候、

一 当月下旬頃ニ相成候ハ、又々大坂表海岸為御見置御

出張ニも可相成由之達有之、当月廿日頃ニは大坂表江  
罷下り申候、

一 当月四日初而御参

内有之、夜九ツ時御帰館ニ相成、然処橋府去子年浮浪  
之徒江州辺江屯致候節、早速出張

御満足

思食候、依之 御中啓輕賜候事、

右之通御座候、已下略ス、

一二 正月十七日右同断

私儀、兼而御届申上候通、尾張前大納言殿依指揮長防  
為見届罷越候処、右見届之上今廿七日芸州表江帰着仕  
候、此段御届申上候、以上、

十二月廿七日芸州日付 石河佐渡守

一三 正月十五日御用番和泉守様江

(三の1)拙者儀、急速御用向有之候ニ付致参府候様、尾張前大

納言殿江御達有之、依之芸州表今廿九日致発足候、此

段御届申達候、以上、

十二月廿九日

稻葉民部大輔

(三)の2)

拙者儀、今般急速致参府候ニ付、在所表通行之節四五日市中江致滞留罷在、家来其外彼是支度等致度、尤御用中之儀ニも御座候間、入城差扣申候、此段御届申達候、以上、

十二月廿七日

稻葉民部大輔

一四

一尾張前大納言殿当月四日広島表発途被致候積御座候処、参府之節上京被致候ニ不及、御都合も被為

在候間、長防追討相濟候ハ、早々出府被致候様被

仰出候ニ付、京都表江は不被相越、一旦尾州表へ被相

越、早々参府被致候而可有御座候、此段申達候様被申

越候、

右 御城附より被差出候由、

一五

正月廿三日

松平和泉守様御事

松平謙翁

内藤紀伊守様御事

内藤藤翁

当職中久々重御役も相勤候義ニ付、折々登城於羽目之間御機嫌相伺候様可致旨被 仰出之、  
右御兩人

正月廿五日為御機嫌伺登城、於 御座間

御目見 御懇之 上意有之、

一六

正月十二日御用番様江池田信濃守様より御届

堀石見守殿信州伊奈郡清内路 御関所御預之節、脱走

之賊徒共致通行候ニ付、其節勤番之家来共押込置候様

被 仰渡候間、其段在所表江申遣候様可仕候処、勤番

家来之内番頭役合田驩ト申者、前条之始末奉対

公边奉恐入候段申立置、被 仰渡之趣同人江は不申渡

已前切腹仕候段、在所家来之者より申越候、石見守殿

逼塞中ニ付、此段以私御届申上候、以上、

正月十二日

池田信濃守家来  
西部儀右衛門

一七 子十二月廿九日京都御目付様へ差出候

一七拾七人 武田魁助手合 宿所摺本屋

一六拾三人 川瀬書藏手合 同 藤 藏

一五拾四人 川上清太郎手合 同 三郎左衛門

一八人 小監察有田八郎手合 同 伊左衛門

メ式百五人

一鎗式拾筋 但し銘々名札付有之、

一背負具足櫃一荷 ○柳筒理式ツ内品物入

一紙合羽袴枚 但し三口共難波源之丞所持、

右葉原駅江引取候人数書并武器等引取置申候、新保村

江相殘候分は追々御達申候、以上、

子十二月 永原甚七郎

赤井伝右衛門

不破亮三郎

一八 加州家風説

候由、

常野脱走之徒、越前地ニおゐて、一橋様先手御頼ニ相成候加州家来永原甚七郎江浪徒共より一橋様江歎願之筋申入候ニ付、同人取次遣し候得共、其儀ニ不相成旨之御沙汰故、其段申渡候処、降伏之旨尚永原江申入、是又取次中納言殿江申上候得は、小勢之場所は戦争之上押通置、今更大軍ニ而被取囲困迫致候迎降参杯申入、以之外之儀、右は大罪之者共ニ付老人も不殘討取可申旨御下知、依之永原浪士へ対し其趣申聞、且種々執成いたし置候得共、御聞入不相成、此上は戦争之上討取可申旨、其用意可及、併食料乏敷候而は難波可有之、依而米成金銀成入用之品可申立、拙者計ヲ以送り可遣、其上鬭争可及旨申渡候得は、浪士より右様御懇志之方江敵対之儀は仕不申、我々共兼而一命は抛居候間、何れニも御差図ニ随ひ可申旨ニ付、夫々生捕ニ致し候由、勿論武器大小等は取揚候得共、繩は不掛加州家江預り居候、人数八百人程、武田親子越前家ニ而預り居候由、但浪士共雪ニ迫り、殊ニ食料尽、不得止右様相成り

右は加州藩より承り候趣、

一九 正月廿三日紀州殿御城付より被相伺候由

紀伊殿参府之儀、為同年此節使札差越可被申哉ト相伺候処、書面之趣は、此度は別段使札差越ニ不及、御定例之御時節参府被有之候様可被申旨、御附札ニ而御沙汰有之由、

一〇 丑正月三日御用番様江

御預り降参人之儀、兼而伺済之通相心得、夫々手当方等被 仰付置候処、此節疫邪流行追々伝染仕、百廿四人之内百人程相煩、多人數之事故十分ニ手当兼用等品々為仕候得共難行届、此上猶又病人相増、自然養生不相叶者出来可仕哉も難計心配仕候旨、御在所役人共より申越候、此段各様迄申上置候、以上、

正月三日 久世謙吉様家来 丹羽慎藏

一一 丑正月廿一日御用番和泉守様江

同性式部大輔儀、国許窮民共為取扱休足罷在、当三月中参府可為仕替之処、都合向も御座候ニ付、来月七日発足、同十五日参府為仕候間、右之段御聞置可被下候、以上、

正月廿一日 上杉弾正大弼

一二 丑正月廿三日御用番和泉守様御宅江家来呼達之

松平播磨守 松平大学頭

高田松平大炊上ヶ屋敷、是迄両家ニ御預ヶ之処、御昔請方より請取候に付、引渡候様可被致候、

正月

一三 正月廿四日右同断

大久保加賀守

御使番三好内藏助・牛込忠左衛門、箱根御関所為御取

締被差遣置候処、此度帰府候様相達候ニ付、此段為心  
得相達候事、

一四 元治元子十二月願出候書付

私共首曲之儀は芸家戮翫之筋ニ而は無御座、乍恐

神君様御深慮ヲ以、土氣為可被相助御陣中江も御供被  
仰付候処、当時業家之様ニ成行、甚以歎ケ敷、代々恩

録頂戴罷在候為冥加、不肖之者ニ而は御座候得共、兼々

身分不相応之御武役も相勤度、既ニ異船渡来候砌、安

政元寅年十二月中当番同性性小八郎奉願候処、翌卯年正

月廿九日本多越中守様御付札ヲ以、奇特之事ニは候得

共先此義ニ不及旨被仰渡候、然ル処近年別而武備御盛

育之御時節ニ相成候ニ付而は、右越中守様被仰渡候趣

も御座候得共、何卒私共今般武帯兼帯ニ被仰付被下置

候様奉願候、仮令今般右兼帯被仰付被下候共、別段其

廉被 仰付被下置候様奉願候所存ニ而は無御座候、不

肖之者共自然之節ニは武備之御用向も被仰付被下置候

は、冥加至極難有仕合、且は同性共平常武芸心掛之励

ニも相成候間、何卒右願之通御聞届被下置候様奉願候、  
以上、

十二月

幸若弥次郎

幸若民弥

幸若小八郎

一一五 丑正月廿九日伝聞書

昨年横浜ニおゐて斬首せられ候清水清次が白状ニ依て、

今度京師ニ於て肥後藩之医師田中俊達被召捕、近々差

下ニ可相成よし、田中俊達年齡三拾五六才住居未詳、妻は

召仕を本妻ニ直したるにて、年廿四五才、乳児一人あ

り、清次は田中の食客ニ而、俊達ニ随ひ外国人を殺し、

名主宅にて金子を奪ひ、俊達は先達而上方江出立、清

次は跡より出立、東海道ヲ登り候処、先々人相書相廻

り候噂も高く、進みかね引帰し千住ニ潜伏、被召捕候

事、俊達は桑名表縁者之方江参り候趣披露いたし、中

山道旅行之旨申唱、甲州路より京都江登り候処、官よ

り桑名表并京師江御達ニ相成、其上為追手町方同心四

人正月四日出立候処、京都町奉行手ニ而召捕相成候、

妻は川越江逃去、跡より上京之約束ニ而、頃合不知出立いたし、出途かけ親類江立寄之節、於丸之内辺ニ捕押、尤駕籠之者迄も同様被召捕候事、

一六(の1)  
一 丑正月十五日

伯耆守

豊後守

此度上京被 仰付候付而は、彼是物人多、殊ニ暫く在

京ニも可相成哉ニ付、別段之以

思召、御内々金五千兩拝借被 仰付之

(一六の2)

伯耆守

此度上京被 仰付候ニ付、別段之以

思召、御内々拝借金被 仰付候得共、旧冬差急日光表

江罷越、且又今般急速之上京彼是物人多、殊ニ暫く在

京ニ茂可相成哉ニ付而は、別而難儀たるへくと被

思召候ニ付、猶又出格之訳ヲ以 御手許より金壹万兩

被下之、

右於御用部屋和泉守申達書付渡之、老中列座、

一七  
丑正月十五日御用番和泉守宅江家来呼達ス

安藤理三郎

養祖父対馬守儀、格別慎方も宜、此節病氣ニ而快氣之程茂難計趣ニ付、格別之御宥免ヲ以、月代致し居間内歩行致候義は不苦との事ニ候、此段対馬守江申聞候様可被致候

一八  
正月十四日御用番様江御届

今般毛利大膳父子服罪長防鎮静ニ付、明後四日尾張前大納言殿芸州広島表発途被致入京候ニ付、私儀今日同所出立入京仕候、此段御届申上候、以上

正月三日 成瀬隼人正

一九  
丑正月十五日御用番様江因州候より

相模守儀、長防為追討伯耆米子表迄出馬仕候処、尾張



前大納言殿より芸州広島表迄出張候様御達御座候ニ付、早速同所出立可仕之処、雲州路より芸州江之道路難所多之上、宿々人家少之趣ニ付、家来荒尾駿河広島表被差遣候処、去月十一日御同所様より御呼出ニ而、粗御用済ニ茂相成候付、先広島表江出張ニ不及旨、米子表江滞留尽力致シ候様、其内御様子ニ寄猶出張之御沙汰も可有之旨被 仰渡候、依之其俣米子表江滞留罷在候、此段御届申上候様申付越候、以上、

正月十五日

松平相模守内  
山下判平

一〇  
一 子十二月七日美濃守様御宅江家来呼達ス

松平飛驒守

播州兵庫御警衛、酒井雅楽頭ハ御免、為代り其方江被仰付候間、守衛向嚴重可被心附候、依之上野山内御警衛は御免被成候、

二  
一 子十二月廿四日同断

牧野越中守

北条遠江守儀、大坂表御警衛被 仰付候ニ付、泉州海岸御警衛御免被成候、右ニ付泉州御警衛代之者可被 仰付候処、当節諸藩御役当分御人操御差支之折柄ニ付、相模守代りは不被 仰付候、若又代り之者無之不都合ニも候ハ、猶可被相伺候、

二二  
一 子五月廿四日御用番井上河内守様江仙台候より

私儀御国事格別尽力行届候由被 仰立、宰相

御推任被 仰出候得共、更ニ寸功も無御座、右様厚キ賞ヲ奉蒙候は恐懼之至奉存候ニ付、御免被成下度旨奉願上候処、去ル六日二条 御城江家来御呼出ニ相成、格別之訳ヲ以

御所よりも被 仰出

勅許之上被 仰候儀ニ候間、彼は無心配御請可仕旨、御書付ヲ以被 仰渡候、斯迄厚キ蒙

御沙汰候を重々奉辞退候は奉恐入候得共、私熟反求仕候処、既ニ先願ニも奉申上候通ニ而、近年廟堂 御事多之折柄、何之微功も無之高官ニ被 仰付候段、幾重

ニも奉恐入候、且又連年領内疲弊、郷民之艱難不忍見  
候得共、自国は勿論蝦夷地領分海岸手当ヲ始、昨年上  
京今年之出府、民間無恤之暇無之、殊ニ外夷之御所置  
追々被

仰出茂御座候ニ付而も、武備海防之手当彼是士庶奔命  
茂疲、自然民心不折合、蕭牆ニ変茂難計ト日夜苦心而  
已、他念無御座、上は 廟堂ニ対シ尺寸之功なく、下  
は領民ヲ臨ミ艱難ヲ救ニ無由、独過分之高官奉辱身之  
籠策を用候は如何ニも不安道少、有士民之上たる身ニ  
して、実ニ戦兢ニ不堪奉存候、

勅命 台命厚キ被 仰出ニ背キ、 思召之程も難計、  
再応奉辞退候は恐縮此事ニ奉存候得共、一家之安危ニ  
係り無抛奉申上候、願くハ他日御国事万分之一之功を奏  
シ、下領民飢渴之危難をも救候時を待、奉蒙

尊命候は如何計難有奉拝戴候間、当今之処何卒奉恩免  
候様、深く御賢察之上奉願候通被成下度、尚又宜御執  
成奉願上候、以上、

五月

松平陸奥守

右之通見聞仕候間、此段申上候、以上、  
五月 二月八日

◇第九三号 丑二月十三日報告〔維新前後諸書付25〕

〔付巻「第二百五十六号」〕

一 元治元子年十一月十一日芸州表於草津長州家老兩人  
御呼出御目付戸川鉾三郎殿より御達之写

今度主人大膳父子末家ニ至迄御征伐被 仰付候付、尾  
張前大納言殿より改而被 仰渡候御趣意有之、拙者よ  
り申渡候様と之儀ニ付、則今日申渡候間、御趣意之趣  
大膳父子家来末々迄威徹致候様、

二

申渡之覚

一 毛利大膳儀、兼而入京ヲ禁する処、陪臣福原越後を以  
右之歎願ニ托し、其意強訴、国司信濃・益田右衛門介

等追々差出候処、寛大仁悲ヲ以て雖扱之、更ニ悔悟之意なく立を左右ニ寄、不容易意趣含、既ニ自兵端を開

禁闕発炮候条、其罪不輕、加之父子黒印之軍令状国司信濃ニ授る由、全軍謀顯然ニ候、旁防長江押寄速ニ可令追討之旨

御所より被 仰出、惣督尾張前大納言殿・副将松平越前守、

朝廷幕府之命を奉し、諸軍を卒ひ、長門・周防ニ相向ひ、罪を正すもの也、

十一月十一日

一三 同月十四日諸藩江御達之写

毛利大膳父子事、伏罪之姿も相頭候ニ付、当月十八日攻掛り日限之儀、重而左右相達候迄攻掛可被見合候事、

十一月十四日

尾張前大納言

一四 同月十九日御達之覚

先達而戸川鉾三郎より申渡候追討之御主意之趣ニ付、

吉川監物を以申出候謝罪之廉々は有之候得共、猶大膳父子恐入之次第、自判之書面ヲ以早々可申出候、

一三老臣之首級は余謀之輩斬首之儀も承届、五卿之儀茂申出候通無延引可差出候、且右ニ付附屬之脱藩人は始末も早々可申達事、

一山口之儀は新規修築之事ニ付、早速破却可有之事、

一益田右衛門介始三首級、吉川監物江差遣候筈ニ付而は、即刻監物江引合渡遣方宜取計候事、

但右之次第国泰寺警衛之輩江申談置候事、

一五 十一月廿四日御達之写

毛利大膳儀、謝罪之運ひニ相成候ニ付、些之御所置如何相定候為可相成哉承度候間、重臣之内国泰寺对方行届候者、来月五日迄ニ広島表江可被罷出候事、

但本文見込之趣直々被申達候付而は、持口之兵備ヲ不懈様申付、自身輕隊ニ而広島表江早速罷出可被申

候事、

十一月廿四日

尾張前大納言

六

子十一月廿三日惣督尾張殿御陣江差出候書付享

(六の1)

三家老之首級差出奉備 御検使、并参謀之者共斬首仕

候儀も御聞届被成下、五卿方猶右江附屬之脱藩人等之

義始末可仕様との御事、

一山口之儀は新規修築之事ニ付、早速破却可仕との御事、

右之廉々御書付を以被 仰渡候趣、大膳父子江申達

仕候、此段御届申上候、以上、

十一月廿三日

吉川監物

(六の2)

一先達而戸川鉦三郎殿より被 仰渡候御追討之御主意之

趣ニ付、私より申出候謝罪之廉々御座候得共、猶大膳

父子奉恐入候次第、自判之書面ヲ以早々可申出旨被

仰渡之趣、大膳父子江申達仕候、此段申上候、以上

十一月廿三日

吉川監物

一七

同月廿六日御同所江差出候別紙共三通、左之通

(七の1)

三家老云々々々々々

一山口之儀は新規修築之事ニ付破却之事、

右之廉々吉川監物江被 仰渡之趣、謹而奉畏候、以

上、

十一月廿六日

毛利大膳

(七の2)

一先達而戸川鉦三郎殿より被 仰渡候御追討之御主意之

趣ニ付、吉川監物ヲ以申出候謝罪之廉々は御座候得共、

猶私父子奉恐入候次第、自判之書面ヲ以可申出旨被

仰渡、謹而奉畏候、以上、

十一月廿六日

毛利大膳

(七の3)

一私家老益田右衛門介・福原越後・国司信濃、去七月於

鞆下騒擾之始末深奉恐入候、就而右三人之者禁錮申付

御差凶奉待候処、却而過慮ニ相当之儀奉存、此度殿刑

ニ所し、首級奉備 御検使ニ候、并参謀之者共一同斬

首申付、委細吉川監物を以申上候通ニ御座候、私父子

平常之緩セ罪科難遁、依之寺院に蟄居恐惶罷在候、

元治元甲子年十一月廿六日 毛利大膳書判

毛利長門書判

一八 末家中より歎願書

(八の1) 私本家毛利大膳家来益田右衛門介・福原越後・国司信濃、去ル七月於

輦下騷擾之始末深奉恐入候、右ニ付三人之者禁錮申付御差図ヲ奉待候処、却而過慮ニ相当候儀ト奉存候、此度敵刑ニ処し、首級奉備御檢使候、并參謀之者同斬首申付、委細は吉川監物ヲ以申上候通ニ御座候、全平常之緩セ罪科難遁、依之寺院蟄居恐惶罷在候、何分

御沙汰謹而奉待候趣、大膳父子奉歎願候処、右件ニ付而は末家之私儀彼是ト輔翼筋不束之儀共、於私多罪重科奉恐入候、寺院閉居罷在候儀、実ニ私身等如何様之御敵科被 仰出候共、其分御請可奉申上候念願ニ御座候間、何卒格別之 御仁恕ヲ以、大膳父子罪科一等御寛大之御仕置被 仰付候様、泣血奉懇願候、誠惶恐頓首敬白、

元治元甲子年十一月廿四日 毛利淡判書判(略)

(八の2) 一去七月本家大膳父子・家老益田右衛門介・福原越後・国司信濃於

輦下及騷擾候段、深奉恐入候、就右三人之者所置敵刑首級奉備御実檢并与謀之者一同斬首申付候、是全父子兼而示メ方不行届ニ付、罪科難遁、依之退城謹慎罷在候、此上之 御沙汰奉待候次第、於私も深奉恐入候、右等之趣篤ト被 聞召分、寛大之 御沙汰被 仰出候様、謹而奉歎願候、以上、

元治元甲子年十二月朔日 毛利左京書判

(八の3) 一同文言

元治元甲子年十二月朔日 毛利讚岐書判

一九 元治二丑年二月二日尾張殿御城付より被差出候由

前大納言殿去月廿四日京都江被致到着候、此段申達候様被申付越候、

前大納言殿今般

公方様 御上坂之儀更被 仰出候ニ付、御用有之候間  
暫滯京候様被 仰出候段、伝奏野宮中納言殿より御達  
有之候付、御請被 仰上候、此段申達候様被申付越候、

二月

一〇 丑正月廿四日御用番和泉守様江芸州候より

(一〇の1) 別紙御届仕候趣ニ付、兼而西口出張罷在候先手人数、

旧臘廿八日悉為引払、尤口々要所江は警衛之者差置申

候、此段御届仕候、以上

正月廿〇日

松平安芸守

(一〇の2) 別紙

一 毛利大膳父子追々致伏罪西国鎮静之趣ニ付、為御見届

尾張前大納言殿御名代石河佐渡守・御目付戸川鉾三郎、

旧臘当所発足、長防江入込、同廿七日帰着被致、両国

鎮静異儀無之旨ニ而、同日討手之面々陣払可致旨、前

大納言殿より御達ニ付、諸家之人数追々引揚、前大納

言殿ニは今日当所御発途ニ相成、其後長防相変儀無御

座候、此段御届仕候、以上、

正月四日

松平安芸守

一一 同月廿六日御用番様江

(一一の1) 今般尾張前大納言様より別紙之通御達御座候旨、因許

より申越候ニ付、此段申上候、以上、

正月廿六日

松平安芸守内

福永助左衛門

(一一の2) 別紙

毛利左京

毛利淡路

毛利讚岐

吉川監物

毛利大膳家老共

此以後督府江申達候儀は、芸州家江申出有之候得は、  
督府江相達答候間、得其意宜取計候事、

正月

一一 正月廿七日御用番様江間部侯より

(一一の1)

去ル十日所司代松平越中守殿江京都詰用達之者被呼出、別紙之通以書付被仰渡候間、早速人数差出可申段、在所表より申越候、以上、

正月廿七日

間部中治

(一一の2)  
別紙

伏見より宇治橋辺迄御警衛、市橋彦岐守・小出伊勢守代り被 仰付候ニ付厚可相心得候、尤戸田采女正江も同様被仰付候間可被申含候、

正月

一一三 正月十日

佐竹右京大夫

朔平御門井伊掃部頭代り被仰付候旨、所司代より達有之候、

一 同廿九日御届書出候由

中川修理太夫

猿ヶ辻御警衛被成 御免、稲荷山宝培寺門前御固メ被

仰付旨、右同断、

一 十二月晦日

戸田采女正

同門前御警衛御番所大久保加賀守代被仰付旨、伝奏衆より申達候間、右同断、

一一四

十二月十二日於大坂表達

建部三二郎

一 柳对馬守当分尻無川御警衛被 仰付、市中廻り被成 御免候、依之同人跡持場之儀、暫之内一手ニ而請持候様、御城代より達有之由、

一一五 正月廿八日

牧野越中守

松平中務大輔御役中、其方永田町中屋敷家作共拜借可

被 仰付旨、中務大輔江相達候間、得其意可被談候事、

正月廿七日

名

一六 正月廿六日

井伊掃部頭

其方家之儀は、前々日光山 御神忌

御法会之節々 御名代被 仰付候ニ付、此度 御神忌

ニ付 御名代可被 仰付候処、先達而御進発之節御先

手をも被 仰付候ニ付、酒井雅楽頭江 御名代被 仰

付候、此度毛利大膳父子悔悟服罪致し候ニ付、御進発

は不被 遊候得共、時宜ニ寄尚被 仰出候儀も可有之

候旨被 仰出候趣も有之候ニ付、此度 御法会之節

御名代は不被 仰付との 御沙汰候事、

一七 正月廿七日御用番様江

御用 召ニ付、牧野越中守と交代、去廿一日大坂表発

足、道中無滞候得は来月六日着府之旨、大坂表より申

越候、此段御届申上候、以上、

松平刑部大輔家来

一八 正月廿一日御用番様江彦根侯より

(一八の1) 去ル十日御所司代松平越中守殿より家来之者被召呼、

別紙之通御達有之候間、此段御届申上候様、掃部頭申

付越候、以上、

正月廿一日

井伊掃部頭内  
久保田庄司

(一八の2) 別紙

朔平御門御警衛被 仰付置候処被成 御免、石薬師御

門加賀中納言代り并山崎表御警衛酒井雅楽頭代り被

仰付候、厚可相心得候、

正月

一九 正月廿四日御用番様江松山侯より

去月廿七日、於芸州表尾張前大納言様より、毛利大膳

父子服罪ニ付国内鎮静之体為見届候処、異儀無之候、

依而討手之面々陣払可被致旨被 仰付候ニ付、隠岐守



儀当正月元日松山表江凱陣仕候旨申越候、此段御届申上候、以上、

正月廿四日  
松平隱岐守家来  
安藤収藏

二〇  
一去十二月廿七日、於芸州表尾張前大納言殿より、毛利大膳父子服罪ニ付国内鎮靜之体為見届候処異儀無之候、依而討手之面々陣弘可致旨被仰達候ニ付、私儀昨朔日在所今治表江凱陣仕候、此段御届申上候、以上、

正月二日  
松平老岐守

二一  
二三  
一三河守儀、長防討手石州路之二ノ手被仰付出張罷在候処、尾張前大納言殿より御達ニ付、陣弘仕、去十日国内許江帰着仕候、此段御届申上候、以上、

正月廿五日  
松平三河守家来  
徳山米造

二二  
一長防御征伐ニ付兼而御届申達候通、芸州倉橋島鹿老渡浦ニ而致滞船候処、毛利大膳父子服罪之趣ニ而、

国内鎮靜之体御見届相成候処異儀無之、依陣弘之儀旧蠟廿七日尾張前大納言殿より御達有之候間、同廿九日同浦致出帆、今五日在所表江致到着候、此段以使者申達候、以上、

五月五日  
松平讚岐守

右之通承合申候間、此段申上候、以上、

丑二月十三日

◇第九四号 丑二月十三日報告〔維新前後諸書付26〕

〔付箋〕「第四百二十六号」

秋元侯藩より内意伺書写

戸田土佐守様御儀、御同性越前守様御家御相統被仰出、此程御差扣中ニ被成御座候得共、越前守様御方江夜中密々被成御引移候方ニ可有御座哉、御差扣中ニ付此段各様迄私ヲ以奉伺御内意候、以上、

秋元但馬守家来  
正月廿六日  
押田五兵衛

一一 尾張殿御家老衆持參之書付

毛利大膳父子服罪仕長防及鎮靜申候ニ付、入京件々之次第奏

聞之上參府可仕之処、旅中江向ケ 御沙汰之趣も御座候ニ付、帰路之節上京不仕、為名代成瀬隼人正を以闕白殿下迄言上為仕、一旦帰国之上早々參府可仕旨申上置候処、大膳父子服罪之趣等隼人正ヲ以言上可仕旨被聞食、御不安堵ニ  
思食候間、帰路之節上京參内之上言上可仕様被 仰出候旨、伝奏野宮中納言相達於旅中承知仕候処、兼々所勞罷在押而旅行仕、猶以相勝不申候ニ付、無抛大坂表ニ逗留手当仕罷在申候、然処前頭之次第ニ付、未病中ニは御座候得共、押而明廿三日当表発途、一旦入京可仕奉存候、右は  
御沙汰之趣は御座候得共、

朝命難默止、一旦入京仕、早々參府可仕と奉存候、依之申上候、以上、

正月廿一日  
尾張前大納言

右は丑正月廿八日御届ニ相成候由、

一一三 正月廿九日之次飛脚ニ松平越中守様江被申遣候趣

(三の1)  
当四月

権現様二百五拾回御忌於日光山

勅会万部御執行ニ付、参向之面々途中警衛之儀大略申進候、其後方今之形勢ニ而は野州浮浪之賊徒共降腹致し、世上稍鎮靜ニは候得共、脱走之いまた何方江潜伏之徒有之間敷哉も難計、殊ニ日光山近辺之儀は賊徒巢穴之地ニも有之、不都合之儀有之間敷トは存候得共、万一不慮之儀等有之候而は不相成儀ニ付、旅中為護衛被通行候途中ニ領分有之面々より人数差出、嚴重取計候様相達、猶大御番頭始御旗本之面々、別紙之通堂上方其地発足以前上京有之候様申渡候、此段伝 奏衆江為心得相達置候様存候、且又年頭

勅使之儀、いまた被 仰出は無之候得共、定例之通

勅使参向之儀ニ候得は、堂上方よりハ先達而其地発足

之事ニ可有之候間、右警衛之儀は、罷登候大御番頭始

之内配分附添之儀、於其地御自分より御達可有之候、

領主々々之警衛は、被 仰出次第於当地相達ニ而可有

之候、此段為心得申達候、以上、

正月廿九日

御老中方御連名

松平越中守様

(113)

別紙

大御番頭 一人 組共

御書院番頭 一人 組共

御小性組番頭一人 組共

新番頭 一人 組共

御持之頭 一人 組共

御先手 二人 組共

小十人頭 二人 組共

当四月 御神忌ニ付、参向之撰家・門跡方始途中為警

衛被遣之、

一四

丑二月五日御用番様より家来御呼出御書付ヲ以御達

井伊掃部頭江

井伊掃部頭

其方儀 御進発之節御先手被 仰付置候間、此度は日

光御法会ニ付 御名代は不被 仰付、酒井雅楽頭江被

仰付候間相達置候処、雅楽頭儀今度大老職被 仰付候

ニ付而は、外々江代りも可被 仰付処、其方儀は家柄

之儀ニも有之候ニ付、家例之通

御名代被 仰付候事ニ候条、可被存其趣候、此段可申

聞との御沙汰ニ候、

一五

尾張殿御城附より被差出候書付写

(五のし)

旧臘廿四日御城付江被成御渡候御封物之趣、前大納言

殿旅中江申越相達候処、被致承知候、右は御答私罷出

申上候様被申付越候、以上、

正月十八日

渡辺半九郎

(五の2)  
別紙書付御達申上候様前大納言殿旅中より被申付越候

ニ付、奉差上候事、

正月

右同人

(五の3)  
別紙

一毛利大膳父子服罪仕長防及鎮靜申候付而、帰路之節一  
旦入京件々之次第 奏聞仕、帰国之上参府可仕旨申上  
置候処、頃日旅中江向御沙汰之趣も御座候間、帰路之  
節上京不仕、為名代家老成瀬隼人正ヲ以関白殿下迄言  
上為仕、一旦帰国之上早々出府可仕ト奉存候、此段申  
上候、以上、

正月

尾張前大納言

別紙共正月廿日被差出候由、

六(一)  
一去十二月廿七日於芸州広島表尾張前大納言殿より家来

之者御呼出ニ而、別紙之通御渡相成、依之出張人数同  
月廿八日広島表引払候旨、於旅中承知仕候、此段御届

申上候、以上、

正月十一日

阿部主計頭

(六の2)

別紙

阿部主計頭人数

毛利大膳服罪ニ付国内鎮靜之体為見届候処、異儀無之  
趣、依而討手之面々陣払可被致候、

元治元年十二月廿七日 尾張前大納言

(六の3)  
別紙之趣得其意、軍目付江相届可被引払候、

丑  
十二月

一七  
毛利大膳父子始御追討ニ付、中納言為名代長大隅守出

陣罷在候処、旧臘廿七日尾張前大納言様御陣所江大隅  
守被召呼、右大膳父子服罪ニ付国内鎮靜之体為見届候  
処、異儀無之、依而陣払致候様被仰渡候、依之人数追々  
引払可申答之旨国許より申越候間、此段御届申上候、  
以上、

正月廿一日

加賀中納言内  
加次屋十左衛門

歸着仕候、此段御届申上候、以上、

正月

板倉撰津守

八  
一松平陸奥守去子十月中出府之上、此度毛利大膳為御征

伐

御進発之節、御留守罷在、折々登 城仕候様被仰付、

同十一月十五日登 城之折、 思召之御旨も被為在候

ニ付、一ト先御暇被下置候、尤 御進発御頃合被 仰

出候ハ、早々出府可仕旨被 仰出、帰国仕候ニ付而は

為御警衛人数相留置候様、牧野備前守様より陸奥守江

御直話ニ付相留置候処、此度長防共鎮靜ニ付 御進発

は不被遊趣御触達も御座候間、右相留置候人数は一先

国許江指下シ申候間、此段御届可仕旨役人共より申聞

候、以上、

正月廿一日

松平陸奥守内  
大童信太夫

九  
一私儀(蠟)十二月廿九日芸州広島表出立、今五日庭瀬江

一〇  
一私儀去二日広島表出立、海路同五日領分玉福村江着船

仕、供舟之着岸見合、同所ニ二日滞留仕、今八日帰邑

仕候、此段御届申上候、以上、

正月八日

板倉周防守

一一  
一 元治元子年十二月総督尾張前大納言殿より被遣候畑

作之右衛門申出候探索書

防長之内山口・萩之人氣并当時之模様如何哉、内密承

合早速可申出旨被仰渡奉畏候、則彼地江罷越、内密承

合申候処、左之趣相聞申候、

山口之儀は、大膳父子先達而萩江引移候後、浦鞆負初

相詰鎮靜方専ら取行候由、且三条殿初は山口より一里

程隔り湯田と申処ニ住居被致候処、三条殿初へ附屬之

隊百人程、其隊三田尻・下ノ関辺江屯集致居候、隊之

内御楯隊・奇兵隊・膺隊・八幡隊・擊隊ト唱へ、五隊

ニ而凡千五百人程有之処、歎願筋有之趣ニ而、先月中旬三条殿初一同長府江相越、夫々寺院之内罷在候哉之由ニ付、萩藩中家老之内熊谷式部・栗屋帶刀始役々右諸隊鎮靜方ニ長府江出張罷在、山口・萩共惣藩之儀は何れも相慎穩ニ有之、尤前頭五隊之儀は如何様共萩より鎮靜方行届御座候処、三条殿始并右之附属之隊百人程は諸藩脱士等ニ而、鎮靜方申分ニも行届兼、心配之様子ニ相聞得候由、

一萩藩中之儀は、益田右衛門介在勤之節同人江隨身之輩は夫々所置行届、当時一和ニ而何れも恐入相慎ミ居候由之処、長府家中之儀は、家老三好内藏介儀右衛門介同意之志有之、右内藏介附ト鎮靜方ト二ツ立ニ相成居候由ニ而、藩中之内未タ一和ト申場合ニ無之由、鎮靜方氣立居候由ニ而、旁三条殿初諸藩之輩山口より立開長府ニ便り私意申立候由ニ付、長府清末より領主家老等右五隊之内頭立候者召連、萩表江罷出候由ニ而、未タ防長惣体一和之訳無之様相聞申候、

一萩ニ於て往古より年々拾八万三千石余武司米ト唱へ、

積金ニ相成居候由之処、右衛門介儀執權ニ而右金子ヲ以諸隊を引入れ、并同意之者江録(録)ヲ与へ昇進等為致姿ニ取計候由之処、今般右衛門介初右徒夫々所置相成、形勢相変申候、是迄埋木之輩役付申付居候由ニ候得共、説論行届居候哉、益田・福原・国司之家来共鎮靜相成居候由、

一防長宮市駅より山口江之街道、毛利筑後領分佐波川際右田市ト申処ニ関門有之、并鑄山峠登り坂口、此郭大手同様石垣組立、前後ニ木戸有之、関門嚴重ニ而左右台場相構へ、他国之者承糺し通行不為致由、右辺ニ相見得候人は、当時之姿ニ而は右用意筋は相捨候体ニ相見得、一先鎮靜之由ニ相見へ申候、

一去年上使中根殿殺害致候藩士等、追々仕置相成候由之処、右之内其碕奇兵隊之惣督相心得居候高杉新作ト欵申候者、去ル頃脱走致し、当時九州辺ニ逃去居候由ニ付、捕方手当中之由、

右之趣ニ而、防長在市共表戸シメ半蔀おろし相慎罷在候、就中徳山領分之儀は格別慎方宜哉ニ相見得、

御惣督公御寛大之御所置を相願置候由相聞申候、以上、

子十二月

正月朔日

松平備前守

家池田信濃守儀も為引取申候、此段御届申達候、以上、

二 萩中仕置

大和国之介 前田孫右衛門 毛利 登人

邪田次郎三郎 波多野金吾 渡辺内蔵太

天野謙吉 松崎弥八郎 中村文右衛門

渡辺伊豆 高杉和助 松崎岡蔵

山田宇右衛門 山田文助 山田七郎兵衛

山県半蔵 小田村文助

右之輩親類預ケ

宍戸九郎兵衛 竹内庄兵衛 佐久間佐兵衛 中村九郎

右之輩切腹、其外ニも有之候由、

一三 一私儀、長防追討出馬罷在候処、旧臘廿七日從尾張前大

納言殿、毛利大膳伏罪国内鎮靜相違無之候ニ付、最早

引払不苦旨御達ニ付、今朔日引払致帰着候、右ニ付末

一四 正月廿一日御用番様江被差出

(一四の1) 去ル十日松平越中守殿江家来之者被召呼、別紙之通被

仰渡候、此段申上候、以上、

正月十四日

本多主膳正

(一四の2) 別紙

本田主膳正家来江

坂本御警衛朽木近江守代り被仰付候間、厚可相心得候、

正月

一五 一旧臘廿日、京都御所司代松平越中守様より同所屋敷詰

家来之者被召呼罷出候処、八幡表御警衛罷在候山上三

鳥居内外御番所之儀は、御差支筋有之候付取払、山下

御番所より昼夜嚴重見廻り候様、以御書付被仰渡候段、

在所役人共より申越候、保之助在邑ニ付、此段御届申上候、以上、

正月廿日  
石川保之助家来  
松井祐助

一六  
丑正月廿三日御用番水野和泉守様へ被差出候処同廿九日夕御附札

(二六の1)  
備後守名代同氏玄蕃頭義、芸州広島表江出陣為仕置候処、長防御鎮静相成候間陣払可仕旨、尾張前大納言様依御達、去ル朔日同所引払、同九日帰着仕候、嫡子等之儀ニ付而は、先般被 仰出之趣も御座候付、支度次第参府可為仕儀ト奉存候得共、格別之御用筋不都合無之様、精々操合人数召連、数日之在陣、殊ニ備後守病氣も不相勝、彼是繁雜罷在候間、急速旅行之手当向茂相整兼候、依之不苦儀ニ御座候ハ、当春中之内参府為仕度奉存候、此段御内慮奉伺候様申付越候、以上、

正月廿三日  
三浦備後守家来  
鳩山十右衛門

(二六の2)  
御附札

書面之趣は如何様ニも差操、早々出府候様可被致候、

一七  
元治元年十一月十一日御用番豊後守様江進達書

隠岐守儀、在邑中仮養子松平伊賀守弟恨之丞儀相願置候処、同人より無拠儀御座候而仮養子相断候付、上杉弾正大弼六男篤之助儀仮養子之願書、片桐主膳正御先手田付主計差添、明日進達仕度、其節飛札をも差出度、此段申上候、以上、

十一月  
龜井隠岐守内  
山崎伝兵衛

一八  
丑二月三日和泉守様より阿部主計頭様江御達書写

阿部主計頭  
酒井大学頭江  
松平山城守

土井大炊守  
秋元但馬守



日光表御警衛兼而被 仰付置候ニ付而は、当四月  
御神忌之節宮門跡・堂上方等数多登山も被致候間、不  
作法無之様取計、御法会中は先般勤番被 仰付候阿  
部主計頭・酒井大字頭・松平山城守家来共同様申合、  
御規式ニ而勤番可被致候、尤委細之儀は懸り御目付江  
可被承合候、

右之通相達候間、可被得其意候、

二月

右之通承合申候間、此段申上候、以上、

丑 二月十三日

◇第九五号 丑二月廿八日報告〔維新前後諸書付27〕

(付箋) 「第二百三十三号」

一 横浜表当分之形勢為探索去ル廿二日罷越同廿六日  
罷帰り見聞之趣左ニ申上候、

条約各国ミニストル館之儀、元來江戸内ニ取建候約  
束之処、先年品川御殿山英国館焼失之後其仮ニ過來  
申候ニ付、此頃外国官吏より横港江各国ミニストル  
館等廣大ニ取建申度趣申立候段、世上専ら風説御座  
候処、右之事件はいまた確定仕候訳ニは無御座候得  
共、江戸之代りニ横浜江取立候は幕府ニ而從來好ミ  
候儀故、自然申立之通ニも相成可申哉と被考、乍然  
右ニ付而は種々議論之趣有之、治定不仕、尤開港以  
來コンシユル館も未取建候而商人之家ニ仮住居之國  
も有之候ニ付、追々造立之目途も有之、其他商館も  
手広ニ相成、地所狹隘ニ付、南之方沼地埋立、日本  
商家を引移、其跡に外国人家を取建候積ニ相見得申  
候、右は外国人共海岸之地を好ミ、競而高金を以て  
借地仕候故之由ニ御座候、

一 東之方本村江幕府ニ而製鉄所取建、当時普請中ニ而、  
江戸より御軍艦方数人伝習出役有之、右は全雛形ニ  
而出来上り三万兩位相掛候由、右ニ而当分幕下之士  
伝習いたし、追而は諸藩も伝習許容之積と相聞得申

候、右之外相州横須賀、浦賀より二里此方江近く、武州金沢之相對ニ而夏鳥より内江入込候所

ニ御座候、尤昨年ニ而右年限ニ答合候哉と奉存候、

へ大成製造所取立候筈ニ御座候得共、凡百万兩程も相掛候事ニ而、一兩年中ニは出来申間敷よしニ相聞得申候、

一 横浜江諸術伝習所出来之上、此涯幕下之面々罷出、

追而は右同様諸藩人も伝習之積ニ而取懸候趣ニ御座

一 外国人一統至極平穩ニ而、差当浪花入港  
朝廷江条約願等は勿論、議論を起し兵端を發し可申体無之様子ニ相聞得、只々貿易を盛にし可申見込と相見得、商館等競而美麗を尽し申候、

候、

一 同所為警衛定番役幕下輕輩之二三男・下番百姓等より全一往抱之者等凡千人

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上、

丑 二月廿八日

南部弥八郎

有余有之、右之隊長定番役頭取取締役一人御座候処、近頃同格之者二人相増、専ら大小銃隊取立候趣意と相聞得、下番は多分銃隊訓練相整申候得共、定番役はとかく鎗劍を好ミ銃砲を嫌ひ候者多御座候間、右等も追々銃隊を教練いたし候趣向之由、右隊長より内話承申候、

一 先達而外国官吏度々江戸江罷越候ニ付、品々雜説も御座候得共、右は全く条約期限ニ付而之事ニ而、他

◇第九六号 丑二月報告〔維新前後諸書付28〕  
〔付箋〕「第二百三十二号」

の子細は無御座由承申候、

但本文条約期限と申候は最初条約之節より五ヶ年目毎ニ相改、若もヶ条中ニ不都合之事御座候へハ損益仕候約束

一 丑二月

今年より色ます松の大樹かな

采幣取はおはり初もの

実のらする密柑は手入次第にて

水くつかへす武田からくり

猿猴か及はぬ月や橋のうゑ

波をかぶりてすくむ越前

九重にわるひかゞせし梅のはな

君か代てらす会津蠟燭

萩荊れは手持ふさたの蝶二つ

人を酔せる薩摩泡盛

肥後すいき東男を悦はせ

広島薬くわんとかく茶にされ

そらはかをつかつてゐるか茗荷たけ

あわの水飴わるくべたく

ねり替て江戸江持出せはかた酒

出しのきかなひ土佐の鯉節

中ぶらり風を伺ふ藤の花

江戸江買込仙台の米

うつむひて枯るをまつや萩の果

対馬祭も跡はくらやみ

はち利生ねから分らぬ大社

人を久留米にかゝる鯉様

陸奥と出羽武蔵の風になひくめり

越後あたりも浪静なり

ものゝふの名は高崎の軍立

すわやといつて通す浪人

此頃の酒は何れも直か上り

焼蛤もうまいあん梅

銭つくて又も東を賑やはせ

上の御沙汰を松前の昆布

最ふいゝそ十万石は元のもの

迷子になりし若イ御年寄

よしなほせ大和守はいやらしい

金納承意是て泰平

二

彦根侯より御届書

(二の1)  
先日御届申上候敦賀表囚人之儀、賊徒去ル朔日より追々御呼出有之、然ル処死刑之者有之候間、斬人差出候様黒川近江守様・滝沢憲太郎様より同三日御達有之、翌四日掃部頭より斬人拾二人差出、賊徒之内別紙之通斬首仕候段、出張家来之者より申越候、此段御届申上候様掃部頭申付越候、以上、

井伊掃部頭内

二月十四日

山本運平

右之余左之賊徒は酒井若狭守殿手ニ而斬人差出斬首仕候趣ニ御座候、

稲之右衛門事

八木橋清之丞

田原左京

伊藤健蔵

岸新蔵

川上清太郎

滝川平太郎

武田彦右衛門

山国兵部

長谷川道之介

井田因幡

川瀬専蔵

国分新太郎

前橋徳之介

小野斌男

山形半六

小栗弥市

(二の2)  
別紙  
掃部頭方より差出候斬人斬首仕候賊徒、

武田伊賀

武田魁助

山国(浮)浮一郎

村部万次郎

朝倉弾正

高野長五郎

藤田小四郎事

小栗弥市

竹中万次郎  
内藤昇一郎  
右之通御座候、

二月

三  
一 越前敦賀表より申越候賊徒一条文通写

今般浪人於御取調として敦賀表大目付黒川近江守様・御目付滝沢意太郎様、濃州関ヶ原春照海道御通行、去月十七日越前敦賀表御到着、翌十八日彦根・越前・若州之三藩江此度賊徒御取調ニ付、右囚人警衛并御用等茂有之候間、早々人数操出し候様御達ニ相成、右御書面十九日彦根着、翌廿日早天諸事為打合御城使日下部内記出立、同八ツ時頃宇津木兵庫隊三拾騎・銃隊三組彦根出立、同廿四日敦賀表江操込ニ相成、中野三季之助隊二十騎・銃隊二組、同廿三日出立、廿五日操込相成、右両隊凡式百五拾人、惣勢六百余人余之勢、越前・若州両藩ニ茂追々出勢ニ而、同廿七日三藩勢揃相成候処、兼々公辺ニ而は御手管相定り、明ル廿八日晚景明

曉より賊徒御引移ニ付、早々人数出張候様御達有之、彦根勢は越前海道氣比之神社辺、若州ニは東町辺、越藩ニは浜島寺町辺、加州藩ニは賊徒共是迄入囚罷在候本勝寺・本妙寺・長遠寺、右三ヶ寺之内外警衛被仰付、右藩之惣勢凡四千人持場敵重ニ相囲、夜四ツ時頃より賊徒共江、明曉より

公辺江引渡候旨御達ニ相成候処、無急度承服仕候ニ付廿九日払曉より御引移ニ成、往来警衛之儀は領主若州江被仰付、乘駕二拾挺ニ而兼而御手管御座候浜手町家之土蔵拾六戸前ヲ御借請有之、廿九日昼夜ニ八百人之賊徒一切御引移ニ相成、其節彦根藩・越藩ニは辻々警衛被仰付候、扱一番之土蔵より五番迄は若州、六番より拾番迄は越前、拾一番より拾六番迄は彦根御預り、凡一戸前ニ六拾人宛入囲罷在候、右六戸前之賊徒三百六拾人之内耕雲齊二男武田魁介初重立候者拾二三人有之候、耕雲齊は越藩手ニ入囚罷在候由、夫より宇津木・中野両隊五拾騎、三番ニ組立、一昼夜四度代りにて土蔵戸前ニ幕張致し、立番之体ニ御座候、引続き二月朔

日より御預り拾二番土蔵ニ罷在候武田魁介初十二人之者共、永覚寺於御白洲ニ御吟味有之、田沼玄蕃頭様ニも同日敦賀御着相成候間、追日御吟味相済次第早々御仕置可相成ト被存候、

右今般一挙始終大略如斯御座候、以上、

二月二日

一四

丑二月四日彦根手ニ而討捨介借之者名前

(朱、以下同シ)  
・印若州手ニ而右同日討捨介借名前不相知、

小沢軍右衛門左之者手打

内山源右衛門同

武田伊賀

武田魁介

・同 彦右衛門

・山国兵部

広瀬辰次郎同

伊藤伝兵衛同

(山国準一郎)  
山田浮一郎

村部万次郎

・長谷川道之助

・井上因幡

牧野藤十郎同

大和田信吾同

朝倉弾正

高野長五郎

・川瀬専蔵

・国分新太郎

大久保楽左衛門組  
土田彦太郎同

同組高橋左伝次同

八木橋清之丞

田丸稻之右衛門

・前橋徳之介

・小野斌男

同組絹川幾太郎同

黒柳孫右衛門組  
藤野金之助同

伊藤健蔵

岸信蔵

・山形半六

・小栗弥市

黒柳孫右衛門組  
徳田銀之介同

同組石田輝之介同

川上清太郎

滝川平太郎

・竹中万次郎

・内藤昇一郎

右之者、当月四日朝六ツ時於敦賀ニ討捨ニ相成候、同五日ニ六拾人、是又討捨ニ相成申候、尤名前等は相分り次第可申進候、以上、

但浪人高 六百弍拾弍人

内 三百弍人彦根手ニ而討捨

弍百四拾人越前手ニ而同

八拾人若州手ニ而同

大目付黒川様其外公役衆御出張御取調之上被相達候、以上、

二月六日出飛脚ニ而申参り候事、

右之通承合申候間、此段申上候、以上、

丑二月

◇第九七号 丑二月報告〔維新前後諸書付29〕

〔付箋〕「第二百五十四号」

元治二丑年正月五日御用番様江会津侯より

肥後守在京人数取賄方統兼候ニ付、月々壹万兩宛御手当被成下度旨歎願仕、当九月中稲葉民部大輔様より江戸往覆中於当地一ヶ年壹万兩宛、其余壹万俵年内月渡ニ而御渡可被下旨御沙汰ニ付、右ヲ以相補来、何と欲經濟之道も相立、一統難有罷在候処、今般於江戸表先願之趣は難被及 御沙汰、是迄御渡来米金之儀は、御役知物成ヲ以追々返納仕候様 御沙汰被成下奉畏候、然処肥後守貧窮之困柄、数十年前より所々御固等ニ而

積弊之余り、一昨年中過分之御大職被 仰付、遠境詰切罷在、鴻大之入費、所詮行届可申見詰無之、依之勝手經濟筋精々相詰、御役知五万石其他自国柄物成は勿論、諸物産之余計并大坂蔵元銀金調達方等成丈ヶ指配、一歳之額計何程と見積夫々分賦仕候而、何共出目無之、不足之分無是非歎願仕候義ニ御座候、近来事変突出、案外之入費相立、如当年七月中騷擾後間も無之、常野脱走浮浪之徒為討伐一橋様御出陣ニ付、肥後守人数も指出候儀、右は割詰置候用途故、殆差支候程ニ有之、此後時変重り候得は如何可仕哉、日夜苦心罷在候、下々右様御沙汰被成下候而は、家臣共一統手当不行届顯然之儀、元来常人之情、衣食足りて礼節を知る之習ニ候得は、生産方々間ニ合候様致し遣し不申候而は、家臣共之制度茂不相附、至然と萎靡不振武備相緩ミ候様相成、則肥後守職掌不相立、則 幕命を辱之段ニ相至り、実ニ奉恐入候義ニ御座候、申上候迄茂無之候得共、当職被 仰付候節、再応御託申上候も、ヶ様之際ニ相至り進退行迫り、曠職之段ニ相至り候而は、

官武御一和之道も貫き兼、畢竟御守衛大切との 幕命を奉汚候儀ニ而奉恐入候故ニ御座候、然勿躰なくも御上より御頼思召との御内意も被為在、其余御老中様より強而御移有之、尤失費之儀は此末於 公辺如何躰ニも御始末可被成候間速ニ致御請候様、尚又松平大蔵大輔様肥後守方迄御越、御懇切ニ御密談有之、此上御詫申上候様も無之、忠憤之余大義ニ立居、悉皆 公辺江御縋り申上候心得ニ而、御請申上候義ニ御座候、今更先願不被為任候而は、始終之束算悉く致相違、逆も此先キ奉職之見詰必至と無之候間、幾心も申上候は奉恐入候得共、肥後守職掌不相立、 幕命を奉汚、殊ニは 幕廷

天朝を重んじ思召候義も不相貫候義ニ相至り、不容易次第ニ御座候ニ付、不願厳責尚亦先願之通被 仰付被下度、偏ニ奉歎願候、以上、

子十二月 松平肥後守内 石沢武兵衛

二 元治元子年十月十八日於加州表刑罪申渡写

前田監物御預人 不破富三郎

右富三郎儀、長藩江立交、堂上方之内江取入候而不容易取扱之趣、不届千万ニ付、切腹被 仰付之、

竹内織部江御預人 千秋順之助

右順之助儀、正邪紛失之説を以彼是御国事周旋いたし、不容易御国難を引出し、御国典を犯し、海津江罷越、黒子建三郎等江越路探索之儀及差凶候趣、不届至極ニ付、切腹被 仰付之、

同月十九日申渡

玉井勘解由江御預人 大野木将人弟 同姓仲三郎

右仲三郎儀、浪土輩同様過激之説を唱、長藩江立交、叛逆之徒小島弥十郎を匿し候趣、不届至極ニ付、切腹被 仰付之、

篠原猪三郎御預人 青木信三郎



右信三郎儀、浪士輩同様過激之説を唱、且不破富三郎同様長藩江取組、堂上方江取入不容易取組、小島弥十郎を匿し、不届至極ニ付、切腹被 仰付之、

大徳伝兵衛

御手前儀、不破富三郎江不容易紙面を遣し為体ニ而は、外ニ不容易取組も可有之、急度御糺向も可被仰付候得共、此度は御用捨能登島之内流刑、縮小屋入被 仰付、配所出来迄是迄之通一類江御預可被成段被仰付之、

千秋順之助俸

賢三郎

十四才

青木信三郎嫡子

雄三郎

三才

同人夷弟

源三郎

十一才

堀四郎右衛門嫡子

重之助

十七才

西尾隼人江御預人

大野木源藏

右源藏儀、聞届滞過被 仰付候以後、過激之説を取用候儀は無之候得共、大野木仲三郎儀小島弥十郎を匿し候儀三付、差図は不致候共其仄聞捨ニ致置、且仲三郎

他藩江出会之儀彼是仲三郎より申聞候旨、一々源藏承知之由、彼是疑敷相聞、右之趣不届至極ニ付、能登島之内江流刑、縮小屋入被 仰付之、配所出来迄是迄之通西尾隼人江御預、

青山將監与力

福田惣助

右惣助儀、国典を犯し京都表江罷越、長藩浪士等江立交、宮様等江立入不容易取組、浪士等ニ文通、偽之書白密物を送り、右ニ付書物等を取上ケ、上をも不恐咎中他藩浪士等引入、且他藩ニ対し御国事を誹謗いたし、此表ニおゐて正邪紛乱之説を以同志を語らひ、御各中も毎度面会致候趣、不届至極沙汰之限りニ付、生胴被 仰付之、

定番御奉行

小川幸三

右幸三儀、予め浪士江深取交り、過激之説ヲ以多く同志を語らい、終ニは御国難を醸し、且国禁を犯し海洋江罷越等之儀、元来過激之説を唱へ候根元之者ニ而、不届至極、刎首被 仰付之、

同	同	同	同	急度差扣	役儀御免	流刑	同	同	同	遠島	閉門	遠島	海津二而切腹
頭取	御歩行頭	表小性番頭	同	御先手物頭	側小頭番頭三百石	組頭聞届兼帯三百石	同六百石	同六百石	同六百石	定番六百五十石	人持三千石	御家老七千五百石	御家老四千三百石
山崎九右衛門	杉山隼太	原又右衛門	嶺平左衛門	山崎九郎兵衛	小川寛兵衛	大野木源藏	湯島平馬	藤田庫吉	遠田誠鷹	山崎庄兵衛	奥村伊予守	松平大次	
同	一類預			切腹				同	同	同	同	急度差扣	使番
儒者				定番	大小性	儒者	正木次男	大小性	番頭	御先手物頭	側小性横目		山崎幸十郎
石黒圭三郎	田辺某	大野木源藏	堀田与左衛門	大徳伝兵衛	青木信三郎	不破富三郎	大野木仲三郎	沢田岡内	原口左近	篠原勘右衛門	奥村助三郎		

町医 名村慶伯

御側医 内藤宗順

同 青木良左衛門  
岡本勘平

急度差扣 同 幾市郎  
沢村甚六  
広瀬勘左衛門

一類江御預ケ  
右之通承合申候間、此段申上候、以上、  
丑二月

◇第九八号 丑二月報告〔維新前後諸書付30〕

〔付箋〕「第三百四号」

一 筑前侯より御用番水野侯江  
先般諸大名參勤割并家族共在府之儀、前々之通被仰出、  
長州討手被仰付候面々は御成功之上呼寄候而も不苦旨

御達御座候末、今度討手之人数引払候ニ付而は、同氏  
下野守儀速ニ参府為仕可申儀ニ御座候処、私儀当年長  
崎表当番年ニ御座候処、持病之疝邪此節手強差発、甚  
難洩仕候、然ニ方今之形勢人氣不折合之折から、長崎  
表御警衛向且領分手広之海岸防禦筋指揮等、自然不行  
届可申哉と別而致心痛、就右容易ニ難相願儀ニは御座  
候得共、病中悴下野守江万端申談名代為仕度奉存候、  
依之私病氣快罷成候迄之内、暫時在国為仕度、此段御  
内慮相伺候、以上、

正月二日 松平美濃守

右二月四日出、同九日左之覚書御渡

(一の2) 書面之趣無余儀相聞候得共、家族等当地江呼寄候様被  
仰出候儀は、深き 思召も有之被仰出候儀ニ付、長崎  
表御警衛筋等之儀、病中は重役之家来共江厚申付取計、  
下野守儀茂早々参府候様可被致候事、

二 丑二月十日尾州侯より御届

(二の1)  
先頃以来 公方様御上坂、或は

御上洛可被為在 御沙汰ニ付、御上着被遊候ハ、玄  
同殿事可被召候間、予其用意可有之旨御沙汰之趣、去  
ル朔日伝

奏飛鳥井中納言殿より別紙書付被相達候付、御請被申  
立候、此段申達候様被申付越候、以上、

二月

(二の2)

尾張支同

先頃以来大樹上洛可有之 御沙汰ニ付、上着候ハ、可  
被 召候間、予其用意可有之旨 御沙汰之事、

三  
一 丑正月廿七日松平越前侯より

昨廿六日伝奏野宮亭江家来之者呼有之、今般上坂之儀  
更被 仰出候ニ付、御用有之候間、尾張前大納言殿被  
召留候就而、拙者儀茂同様暫滯京有之候様御沙汰之旨  
被 仰出候、

四  
一月同日芸州侯より

防長諸隊不伏之者も有之、難行届節は兵力を以討取之  
儀、兼而督府より御達御座候趣、然処当今諸隊之者共  
暴動仕候ニ付、慎中ニは御座候得共、不得止事及追討  
候旨、毛利大膳より吉川監物江伝へ申越候、右ニ付安  
芸守領分廿日市江為警衛非常人教差出置申候間、不取  
敢御届申上候趣国許より申越候、此段御届申上候、以  
上、

五  
一 丑正月十八日

毛利大膳父子伏罪之形迹相頭候ニ付、追討諸藩一同及  
凱陣候由、尾張前大納言書取を以言上被  
聞食、此上は防長所置之儀は即今之急務故、皇国之  
御大事と被  
思食候間、兼而御沙汰之通、大樹上坂被安  
叡慮候様、屹度所置可有之旨被 仰出候、

正月

一六  
五月二十日

小笠原左衛門佐

去月廿三日一橋中納言殿より家来之者被召呼、常野脱走之賊徒共旧冬京師江迫近ニ付、一橋中納言殿依内願為追討出張ニ付、其節人数差出候処、賊徒共降伏早速及鎮静候条、一段之事ニ被  
思食候段、御沙汰之趣伝奏衆より以書付達し有之候事、

一七  
五月常野脱賊一件御称美

一橋中納言

先達而常野脱走之賊徒共、旧冬追々京師江迫近候ニ付、致内願為追討出張之処、早速降伏及鎮静、被安震襟候段、  
叡感不斜、依之賜御鞍置馬候事、

加賀中納言

常野脱走之賊徒共、旧冬追々京師江迫近候ニ付、一橋中納言致内願為追討出張、其節人数差出候処、格別丹

誠早速及鎮静候条、平生指揮行届候故之儀ト、一段之事ニ

思食候旨 御沙汰候事、

越前宰相

常野脱走之賊徒共、旧冬追々京師江迫近候ニ付、一橋中納言致内願為追討出張、其外人数召連出馬候処、賊徒降伏早速及鎮静候条、一段之事ニ  
思食候旨 御沙汰之事、

松平美濃守

同断之節人数差出、早速及鎮静候条、一段之事ニ  
思食候旨 御沙汰候事、

松平肥前守

松平越中守

藤堂和泉守

井伊掃部頭

有馬遠江守

大久保加賀守

酒井若狭守

戸田采女正  
土井能登守

間部 正治

分部若狹守

酒井飛驒守

同文言

本多主膳正

同断之節人数召連出馬候処、早速降伏及鎮静候条、一段之事ニ被

思食候旨 御沙汰候事、

松平出雲守

同断之節組之者引卒出張候処、早速降伏及鎮静候条、一段之事ニ

思食候旨 御沙汰候事、

先達而常野脱走之賊徒共、旧冬京師江迫近候ニ付、一

松平民部大輔

橋中納言致内願出張、雖幼年格別憤発出張尽力之段、神妙

思食候、依之賜 御末広候、猶此末迄も御守衛向殊更  
敵重ニ相心得、可奉安

震襟更被 仰出候事、

水戸中納言家来

大場主膳正

先達而常野脱走之賊徒共、京師へ迫近候ニ付而は、民

部大輔儀雖幼年憤発出張令尽力之段、全其方共補佐行

届候より右様ニ相運候儀、猶又無怠慢御守衛行届候様  
可輔贊候事、

一八 丑二月五日御用番様より御達し

酒井雅楽頭

当四月於日光山 御法会之節、 御名代被 仰付置候

処、今度大老職被 仰付候ニ付、 御名代被成御免候、

一九 同月六日松平山城守様より内意伺

当四月於日光山 権現様 御神忌之節、山城守儀ニ三

門勤番被 仰付候処、無益之虚飾は可成丈相省候得共、

当節柄ニ付車台大炮式挺持参仕候而も苦ヶ間敷候哉、  
此段御内慮相伺候様申付候、以上、

二月六日  
松平山城守家来  
仁科大之進

〇  
丑二月六日神奈川奉行江相達ス

元神奈川奉行支配組頭  
脇屋卯三郎

五人扶持宛  
母  
妻

倅并娘三人

右母妻江一生之内、倅并娘三人江は片付候迄扶持米と  
して書面之通被下候間、此段可被申渡候、

二月

一一  
丑二月六日御用番様より向々江御渡書付

井上信濃守

先般松平对馬守江関東郡代兼帯被 仰付候処、当時御  
勝手御用筋多端之上、同人掛り御用数廉ニ而諸場所江

時々出張等も致し候趣相聞、自然一件もの永引候様相  
成候而は、御仁惠筋ニも拘り候ニ付、武蔵・相模国之  
公事は其方ニ而引請候様可被致候、

関東郡代江

同文言

右之通井上信濃守江相達候間、可被得其意候、

一一  
丑正月長州より吉川監物江頼之書面

(一一の1)  
口上之覚

当今諸隊之者共於所々致暴動候ニ付、慎中之儀ニ候得  
共、不得止事及追討候間、此段御隣国之御方江も御達  
ニ相成候様御取計致頼候、

正月

(一一の2)

以手紙致啓上候、春寒難去候得共、右近将監様益御機  
嫌能被成御座奉恐悦候、各様弥御堅固被成御勤仕、珍  
重御事ニ御座候、然は此節長州諸隊之内及暴動候趣ニ

而、別紙之通御しらせ置申吳候様吉川監物伝へ被差越候間、御廻し申候、此段可得御意、如斯御座候、以上、

正月十六日

遠藤佐兵衛

堀江左衛門

木村左馬介

御用人中様

(二二の3)  
御惣督様江御届

此度於長州諸隊之者諸所ニ而致暴動候ニ付、慎中之義ニ候得共、不得止事及追討候段、隣国江為知候趣、松平安芸守より通達御座候、且又長防之内度々戦争も御座候趣相聞候、就而は暴徒領内江入込候程も難計奉存候間、為手当領分境迄無急度人数差出置申候、御陣弘被仰出候時節人数差出候ニ付、此段御届申上候、以上、

正月十八日

松平右近将監

一三  
子年十一月

(二三の1)  
芸州表ニ而八月頃より正好二手ニ相成、建白之趣意奸物之為ニ誠心難<sup>本ノマ</sup>尽、依而九月十一日君公先靈江参詣之節直訴致し府中岩屋山江屯集之人々、左之通り、

足助九一郎 井上権之丞 岡田図書

松野文四郎 八島外馬 港源太郎

大中藏之助 筒井政兵衛 栗島内藏之助

天野俊藏 川島鹿之助 足利藏人

英清之助 大島鞆負 中島弥五兵衛

原八太夫 東彦兵衛 中村俊太郎

三浦馬之丞 石田平五郎 小島彦之進

岡田内記 佐々善六 蒲生介兵衛

木村外記 千種甚太郎 市川仲之丞

桜井泰助 勝田左京 堀尾次助

仙石権之助 長田三郎左衛門 池田政人

今枝若藏 三浦源兵衛 野村良之丞

幸文 弼 堀九郎兵衛 服部 斎

南部他次郎



右之通りニ付、於城中昼夜評儀有之、政事役仙石小五郎・丹羽嵩兩人江被 仰付、岩屋山より連れ帰り候由、

(一三の二)  
奸者等御糺之上切腹被 仰付候者、左之通、

家老之隠居政事後見行料千俵 浅野出羽

年寄役政事掛り千八百石 生田筑後

用人格側役頭 五百八拾石 青野保太郎

側頭格 四百石 湊 左馬

同 三百石 井伊藤藏

同 三百廿石 谷口寅之助

同 三百八十石 間宮守人

小性筆頭 二百五十石 上月 貫

小性 百五十拾石 足達権介

同 二百石 官林正太郎

同 二百十石 上田藤之助

祐筆 百石 村上勝之介

同 百石 寺田良之助

右は思召ニ依て御役御免、知行被召上、格別之訳ヲ以

三之丸屋敷ニ於て切腹可致、何れも同文言年寄藤田大炊・辻將曹申渡ス、

左之人々介借被 仰付候者

干村千兵衛 荒木政人 丹羽益人

見届 藤田大炊 辻將曹

一四  
一 丑二月六日次飛脚ニ京都松平越中守様へ閣老方より

申遣之趣

其地諸渡金銀其外渡方差支候儀ニ付、旧冬も御申越有之、いまた差登金無之、大坂御金奉行小堀数馬江申越候趣も有之、必至渡方差支候旨申聞候ニ付、御金繰出来兼候間、早々差登候様取計可申段最前御申越之処、当節ニ至り追々御用途も差湊候得共、渡方出来不申、御金配之儀数馬江御談有之候処、最前申立候之儀ニ而如何ニも御金繰出来不申、平常は勿論、当節柄之儀此上臨時御入用等有之候は反的差支可申旨申立候、其上当二月は御増貢拾五万俵之内夫々渡方不相成候半而は難相成儀ニ候得共、此上之御取計方も無之、御心痛被

成候ニ付、町奉行并数馬江も御申談、救意のため不得別紙之通御用金差出候様、夫々御達被成候由、尤右等之趣御申越之上御取計之筈ニ候得共、礮ト差支無余義次第ニ付、差向御達有之候得共、御差登金之儀は兼而御申越之通早々取計候様、委細御申越之趣承知致し候、近來其地之諸般御出方多端ニ相成候儀ニは候得共、昨子年中大坂御金藏江差登金凡八拾五万五千五百兩、銀八千三百貫目、其余古金類引替元として京坂江相廻し置候御金之内、金三拾三万五千兩御金藏納ニ相成、都合百拾八万六千五百兩、銀八千三百貫目之納高ニ相成、尤去子年は御上落も有之、右御入用江御遠方相成候分金式拾九万兩余、銀式千五百五拾七貫目、差引全金八拾九万五千五百兩、銀五千七百四拾三貫目之分は、京坂諸般臨時御用ニ遣方相成候儀ニ而、右は<sup>(御)</sup>禁理被進米三拾万俵并一橋殿上京ニ付被遣候御手当金等而已ニ無之、御入用出方筋之儀、当地江御申越無之其地限り御取計ニ相成候故、右躰莫太之金銀為差登相成候而も更ニ御取賄不相立儀ニ可有之、此上何程差登

金有之候而も、右之御締筋不相立候而は其詮無之儀ニ候間、以来御入用筋ニ拘り候分は、仮令急迫之儀ニ候共、必当地江御申越否申越候上御取計有之候様存候、且又御代官小堀数馬始御代官御預所御用金等之儀、一時御金繰ニ差支無抛御達之由ニは候得共、三都町人共抔とは訳違、在方之者共は從來之規則を遵守罷在候故、上方最寄御料所而已江不意ニ御達シ相成候共、容易ニ相整候訳ニは至間敷、將御代官身分御自分支配之者も有之候共、地方ニ附候儀は都而御勘定進退ニ有之、御料所村々江上納金等被仰付候節は、御勘定奉行より取調相伺、夫々上納金等被仰付候儀ニ有之処、右躰之儀を御自分限り御所置相成候而は、更ニ規則も相立不申、別紙達案之趣ニ而は、全一時無抛其地限り御取計ト申儀ニも無之哉ニ相見、不都合ニ有之候間、右御達之廉々は取消相成候様御取計可被成候、尤差登金之儀は尚取調早々相廻り候様相達置申候、此段申進候、以上、

二月六日

閣老方連名

松平越中守様

一五 右同断牧野越中守様江被申遣候趣

諸渡金銀為差登之儀ニ付、松平越中守より申越候趣も有之候ニ付、別紙写之通申遣候間、被得其意、以来御入用筋ニ拘り候分は、当地江御申越御取計有之候様存候、此段申進候、以上、

二月六日

同断 連名

牧野越中守様

一六 同断松平伯耆守様阿部豊後守様江被申遣候趣

京坂諸渡金銀之儀ニ付、松平越中守より申越候趣も有之候ニ付、別紙写之通申遣候間、為御心得差進候、御自分方よりも御勘定奉行申聞候書面之趣ヲ以、尚一際敵重越中守江御談有之候様致し度、依之御勘定奉行差出候書面相添、此段申進候、以上、

二月六日

同断 連名

松平伯耆守様

一七 丑二月十九日石州表より到来風聞書并來紙写  
(一七の1)

扱長州表之模様問合方、昨夜石州大森御代官鍋田三郎右衛門殿、江戸役所同勤之者方江罷越候処、別紙石州支配所笹谷銅山師惣取締役堀藤十郎より差出候風聞書、当十五日到来、翌十六日御届ニ相成候趣申聞候間、直ニ借請写取候分別紙沓冊懸御目申候、然ル処今朝來人有之申聞候は、長州脱走之者共大森陣屋江罷越、陣屋借請致度旨申出、其段昨日御殿江御届差出候由慥ニ承及候由申聞候、左候得は前文風聞書借請候は昨朝之儀ニ付、陣屋借請等之儀急変申越候は一昨夜之義ニも可有之哉、尚今晚ニも問合可申と存居候、先は御使為待置取急早々、以上、

二月十九日

(一七の2)

長州表風聞書

長州表之儀、伏罪御見届被為濟、旧曆廿八日諸家様御

出勢御引払被仰出、山陰道御軍目付様ニ茂当月七日浜田御引払被為成、恐悅至極奉存候、然ル処去ル十日頃より右表不穩風聞有之候ニ付、追々及聞繕候処、碓と取留候儀分り兼申候、大略左之通ニ御座候、

一五卿方九州表江御預ケ被仰付候処、兼而警衛罷在候浪士脱走人不折合申立候ニ付、討取之儀旧蠟御伺済相成候哉ニ而、萩表より追々出勢有之、秋吉村辺寺院江屯集罷在候脱走人江種々説得有之候得共、悔悟不致、指揮役粟屋帯刀ト申<sup>(C)</sup>、繪堂村宿陣所江当月六日夜多人数押寄、炮発等いたし候哉ニ而、右帯刀不覚ヲ取漸明木村江引取候次第ニ而、繪堂村市農家両三軒焼失、帯刀列死人・怪我人多分有之哉ニ相聞候事、

但萩表より明木村迄道法式里、繪堂村江四里、秋吉村江六里位有之候由、且粟屋帯刀知行四五千石位ニ而八組頭と申事ニ御座候、

一同八日深川村辺江脱走人相迫り候由ニ付、為討手出勢之面々ト戦争ニ及候処、双方勝敗不相見候由、尤脱走人小勢ニ付追々秋吉村陣屋江引取候由之事、

但萩より深川村江七里余、繪堂村より五六里有之候由、討手之面々<sup>(姓)</sup>性名分り兼候事、

一同十日長登村江右粟屋帯刀・児玉若狭其外引統惣勢四五千人も押寄、数刻及合戦、脱走人両三人茂討取候由、尤討手方惣勢之内式拾人余も討死候由、怪我人も有之、討手方敗北之由風聞ニ御座候事、

但繪堂村より長登村江道法寺り、夫より山口江二三里位有之候由、

一同日長登村ニ而合戦中、脱走人百五六拾人余山口江鐘・太鼓打鳴シ、大炮式挺持参入込候ニ付、市中人家戸シメ切一同恐縮、如何相成候事哉ト外見罷在候処、同組高五万石余之陣屋元ニ付、右支配役宅前江大炮二挺居へ、右人数之内五六人内江遣入、支配役江面会、子細は不相分候得共、暫く談判、夫より門外江出、双方礼儀正しく挨拶之上、兼而会所相成候寺院ニ同道相越、町奉行内藤某呼寄、脱走人共権柄ニ談判ニ及ひ候由ニ而縮見居候処、熟談及糧米、右両役より割賦致し相渡候哉ニ而、殊之外威ヲ震ひ、人数引分ケ諸郡相廻り、

諸隊取起し候哉ニ相聞候事、

一 小郡・船木・吉田支配役、是又山口同様申談、出金等為致、軍夫江手当等も過分ニ遣し候ニ付、小前之者は相働候由、勿論追々脱走人相増候哉之風聞有之候事、

但山口より小郡江道法式り余、船木江八里、吉田江十式里位有之候由、

一 石州最寄吉部市支配役場江も此間中より押寄候風聞ニ而、敵重手当有之、今以郡夫等ニ至迄相詰候哉之風聞相聞候事、

但石州最寄奥阿武郡五万余一ト支配ニ御座候、萩より道法五里、石州津和野よりも五六里ニ御座候、一討手方敗北ニ付、去ル十日後対陣中ニ而、引統長府・徳山・清末三家よりも出勢可有之欵、軍議中之由風聞ニ御座候処、去ル十六日当辺より西南ニ当り大砲終夜所々相響き、石州最寄江押寄候哉ト恐縮罷在、種々聞繕候得共、長防東西南北江萩より出勢有之候ニ付、脱走人より夜討共いたし候哉、区々風聞而已ニ而、碇ト

合戦之場所相分兼候処、一兩日中風聞ニ而は、萩より山口往来筋笹波駅江出勢有之候処、脱走人より押寄放火いたし、笹波駅焼亡、戮刻合戦ニ相成候処、討手方敗北之由相聞候事、

但萩より笹波駅江道法十五里、夫より山口江式里有之由、石州津和野へハ凡拾式里も山路相隔候処、右様大砲相響き候次第ニ而、討手方死人・怪我人夥數有之哉之風聞ニ驚入候儀ニ御座候事、

一去ル十日頃より萩御城下口々ニ不限、長府より岩国迄其向々御固は勿論、石州より五六里相隔諸郡にも出勢有之、入込不相成候ニ付、慥ニ模様不相聞候得共、此上右御三家岩国よりも出勢相成候ハ、脱走人共散乱可仕哉、尤九州表江渡海有之間敷、猶又上方筋へハ岩国引統広島表御固眼前ニ付、石州表へ散乱難計、当辺一般見込ニ而甚心痛罷在候事、

一 五卿方いまた渡海無之、行形長府表江御滞留被成候ニ付、去夏以来警衛水戸其余浪士之儀も是又行形警衛罷

在、いまた右徒党江相加り不申哉之風聞ニは御座候得

共、実は五卿方始メ浪士脱走人同意ニ可有之歟、度々

説得一円承伏不仕候ニ付、山城支配ト申組高五二万石

御任せニ相成候間、納得いたし、右一組裁判可致旨利

解有之候処、決而左様之望無之、全躰昨冬以来之始末

不服候間、当時之役人相背き、脱走人意存通り之時勢

ニ可取直ト申候由、且鎮靜相成候而も長州家江附屬不

致、五卿方守護可致杯ト取留候儀も無之、区々之風聞

ニ御座候、

一五卿方九州江御預ケ并浪士脱走人は元居所へ引取被仰

付候処、承伏不致候ニ付、其段御惣督様江御伺相成候

処、討取被仰付、後浪士脱走人・五卿方御居所最寄野

山又は所々寺院へ楯籠り、糧米は最寄収納米ヲ横領可

致哉之風聞ニ御座候、

右之通御座候、尤去秋御沙汰之趣も有之、萩表江は

勿論、山口表倅実家江も文通ニも打絶候ニ付、旧嶺<sup>(鷹)</sup>

以来之模様右辺より及承候訳ニは無御座候得共、長

州隣村又は津和野表風聞等取束ね、御注進奉申上候、

以上、

丑正月廿四日

堀 藤十郎

右之通承合申候間、此段申上候、以上、

丑二月

◇第九九号 (丑二月カ) 報告〔維新前後諸書付31〕

(付箋) 「第二百五十五号」

一 子十二月会津侯より閨老江差出

肥後守昨秋中より京都守護職被仰付、御役知をも被下

置、其余御手当金も被成下、御時勢柄規模成御大用家

来共迄一同拳而尽力罷在候得共、連年勝手向不如意之

処、近来品々余時物入相嵩、弥増国力疲弊、何共難渋

至極之場合ニ行迫り、殆と当惑仕、乍去方今之御大用

如何ニも粉骨碎身相勤候は勿論ニ御座候得共、此未持

久之目的不相立候而は、如何ニ奮激仕候共不任心底、

恐入候次第ニ御座候間、取統方種々取調候処、是迄さ

へ調達手術相尽候儀、殊ニ一般不融通之時節他借之道絶而無御座、尤是迄大数御金高御手当被成下、増而此度御役知御增高迄蒙 仰候付而は、此末如何躰ニも自力を以取続候積御座候得共、是迄之入費は国力ニ不応大数之事ニ有之、此先之儀以往を以來今を計候得は、分明之事ニ相見、増而此上不時變等有之節は如何取賄可仕哉と、彼是取組勘弁仕候処、此度

御上洛被 仰出、其上兩御丸炎上ニ付而は

公辺江茂一ト方御為筋相立、右御大用も無滞相勤候様、公私兩全之策種々心配仕候処、外ニ手術無御座候得共、先年より兼々奉願候鑄錢御手伝吹之儀、猶又篤と吟味仕候処、在所表之儀は地鉄・銅・鉛・白銅等多分出進候間、前文御用多之時節御為筋第一之儀ニ付、銅四文錢・同百文錢・白銅式百文錢吹立、御益上納は式割差上候間、前後之次第柄自余格別ニ肥後守重キ御役中ニ限り御手当被成下候御含を以、御許容被成下度、尤吹立場所之儀は、御府内いづれ之御場所なり願之通被仰付被下度、此段幾重ニも奉願候、依而別帳仕法書并

見本雛型等相添、此段奉願候、以上、

十二月

松平肥後守内

石沢民衛

一一

丑二月四日彦根侯より關老江差出

大御目付黒川近江守様・御目付滝沢熹太郎様より在所表江別紙之通御達書到来ニ付、去月廿日在所表人数出張為致候、此段御届可申上旨掃部頭申付越候、

以上、

井伊掃部頭内

山本運平

二月四日

三

右ニ添

別紙二通

(三の1)

一別紙達書老通差遣候間、可被得其意候、以上、

正月十八日

滝沢熹太郎  
黒川近江守

殿

家来中

(三の二)

一 今般加賀中納言軍勢江降参致し候賊徒共為取調、自分共越前敦賀表江出張致し候ニ付、囚人警衛其外御用筋も有之候間、人数五百人迅速同所江出張為致候様可被取計、委細之儀は右隊長之者可申談候、此段申達候、以上、

正月十八日

一四

一 丑正月十日京都にて

朽木近江守

右坂本御警衛 御免之旨、

一

加賀中納言

右病氣少々快方ニ付、国許発途之届有之、

一

織田筑前守

右正月廿七日在所発足伺

天氣候上参府之積届有之、

一

松平美濃守

右御暇期月ニも相成居候間、其低在国いたし候旨、

一

大久保加賀守

右京都御警衛相濟、正月廿一日御暇被

仰出、廿三日発足参府之届有之候処、此節不及参府、

当秋定例時節参府候様閣老より達有之、

一

市橋彦岐守

小出伊勢守

右伏見より宇治橋辺御警衛 御免之旨、

一五

一 丑二月十六日小倉侯江閣老より達ス、

小笠原左京大夫領内田野浦沖ニ碇泊いたし候外国船江、

毛利大膳家来之者小船ニ而致往来候由、先般届之趣も

有之候付、外国人共取締方之儀、外国之ミニストル等

江相達候次第も有之候間、以後右体之儀有之候ハ、国

旗見定、船号等委細承糺、早々申聞候様可仕候事、

一六

一 丑二月九日筑前侯より閣老江差出

長州滞在之三実美初五人之輩請取方之儀、尾張大納

言殿より去冬被相達候段は最前申上置候、然処実美始



五人之輩、毛利左京家来迫田伊勢之助差添、昨十五日

私領黒崎駅迄送り来候付、於同所請取申候、此段申上

候、以上、

正月十六日

松平美濃守

一七

丑二月十七日因州侯より關老江別紙之通所司代より

被達候旨家来を以届有之、

別紙

兼而南御門前御警衛番所被 仰付置候処被成御免、代

り津輕越中守江被 仰付候旨、伝 奏衆被申聞候間、

可被得其意候、同人江引渡可被申候、

正月

一八

丑二月

武田 伊賀

山国 左京

田丸稻之右衛門

藤田小四郎

断状

此男首四入差荷物一棹、田沼玄蕃頭殿宿次御証文添、

支配勘定格関東取締役太田僖平次差添、越前国敦賀よ

り武州板橋宿迄差遣候条、改二不及、其御関所可被相

通候、以上、

御目付

滝沢熹太郎印

丑 二月五日

大目付

御勘定奉行兼帯  
黒川近江守印

板橋宿関門

当番中

追而此断状披見之上、御府内拙者共之内江可被相返

候、以上、

◇第一〇〇号（丑二月九）報告

『玉里島津家史料四』  
一二八五

(表紙)  
「付箋」第四百六十五号

九十五号

横浜貿易新聞

附別段新聞

一  
（一のし）  
九十五号

千八百六十五年三月一日 丑二月開板  
四日

横浜貿易新聞

外国軍艦内海を通航して兵庫江碇泊したる故を以て、日本政府兵庫奉行を命し、且此港を開く仕組にて、通詞・地所掛役人を命し、或ハ凶面等を製する由たれとも、速ニ大坂を開くとの評判ハ虚説なり、此事ニ付、日本政府より諸外国ミニストル江末タ公報あらず、固より政府にて一都会を模様替るときは、預メ其事を諸外国ミニストル江報告し、商議一定の上之に取掛り、或ハ都会の地所を取広め、或ハ運上所を建る等、都て要用の処置を為すべきなり、右の如く預メ其用意をすべきことなるが故、

此事ニ付公然たる報告あるニ非ざれば、兼而取極の時限通り千八百六十八年より以前ニ大坂を開くとの評判ハ、全く憶説なり、

昨日の天気北風にて、夜ニ入り風勢漸く増し、晴天なりしが、午後第十時夜四ツ時地震あり、数「セコンデ」の間震動して、横浜中何方も同様なり、春來最も劇き地震と云べし、

左ニ示す書翰は、先般暹羅<sup>シヤム</sup>政府より報告したるものにて米を貿易する者の為メには甚大切なる事件なり、其書翰ニ云く、

外国事務宰相チューバヤブラカラン謹て諸外国コンシュル江告く、暹羅の諸執政官同議の上、次件を諸外国コンシュル江報告すべしと外国事務宰相江指図したり、即暹羅国王即位第十四子年、国内西方の米作ハ水難を蒙り、他処ハ早魃にて、米を耕作して或ハ十分の二を収る者あり、或ハ十分の一を収る者あり、甚しきは皆無なる者あり、富人は憤発して米を買込ミ、之ニ由て米価漸く騰貴

し、一「ブーケット」升目ニ付二「チカル」貨幣ニ至れり、方今は稍ヤ下落し、一「ブーケット」ニ付一「チカル」、又八分の三と為りたれとも、粃米の価は一「コーヤン」升目ニ付上ハ七十「チカル」、下は六十「チカル」なり、国内都て米価騰貴、貧人は穀物を買ふこと能はず、山林ニ行て野生の「ヤム」山芋を求め、竹実を捨て米ニ代へ、或は種々の物を探索し米ニ雜て食ふ等、諸民困難の極ニ至れり、

方今の時勢、英語にては之を「フハミニン」飢饉と云、我暹羅の語にては、米価騰貴の凶歳と云へる時運ニ陥りたり、今若し米の輸出を禁するニ非されは、貧人皆不平を唱へ、通信の国は互ニ緩急を救ふへしと約束したるに、国王殿下の臣には条約を取扱ふ者あり、外国の使臣にはコンシユルあれとも、条約ニ記したる如く貧人を救ふ法を設る者なしと云べし、

英国条約第八条ニ云く、塩・米・魚類<sub>底</sub>なることあらハ、暹羅政府一般ニ布告して、右品物の輸出を禁するの

理ありと、

英国条約の附録第六条ニ云く、輸出を禁するときは、之を施行する前一ヶ月ニ於て暹羅政府よりコンシユル江報告すべし、又不列顛の臣民、預メ暹羅役人より米を輸出すへき免許を得て、既ニ其米を買たる者は、仮令ひ輸出の禁令を下すとも、此米丈ケは輸出するを得べしと、

他諸国との条約も皆同趣意なり、暹羅政府ハ本国の幸福を祈り、若し米の輸出を禁せざれば、米を貯たるものは、粃の高価なるを知て之を積荷と為し、或ハ食料米と為し、自用品丈ケを残して余ハ尽く外国船江売渡すべし、然るときは米の貯なき者、或ハ米を買ふ錢なき者は益困窮し、遂ニは種となすへき米をも食尽して、種蒔の時節ニ至り種米なかるべし、其時ニ至り、仮令ひ種米を他国より買入るゝとも、土地の模様異なるが故ニ繁殖し難し、故ニ種米を多く費すときは、仮令ひ潤雨あるとも十分ニ田地を耕すへからず、米ハ大なる輸出品なるか故ニ、其凶作は双方の損なり、○右の次第ニ由り、条約の趣意に基きて米の輸出を禁せんと欲るなり、若し諸国コンシユル此

事ニ付存意あらば、貧人の恵となり且後來外国商人の利益となるべき法を設ん為メ周旋せらるべし、○往年英国ニも同様の飢饉ありて、蒸餅を製する麦粉を他国より買入るゝこと能はず、国内の芋は凶作にて、人民多く餓死したり、諸国の全權使節、此飢饉のことを思ひ、我國の条約を取結ふとき、双方の利益を謀るため、前条の如く定たるなり、

今余謹て白す、此まで貴国にて既ニ買取たる米高の目錄を余ニ示すべし、而して余一ヶ月の猶予を以て、当月即チ千八百六十四年第十二月二十一日より次件を足下ニ告ぐ、千八百六十五年第一月二十五日より七ヶ月の間、米の輸出を禁したり、七ヶ月の終ニ及て、潤雨時ニ至り米作の模様よきときは足下ニ報告して禁令を廃すべし、然れども潤雨少く米の収納不足なれば、尚又一ヶ年の間輸出を禁すへし、

貴国商人等、米を買たる者は其多寡を記し置き、我國役人の吟味のとき之を示すへし、但シ禁令既ニ下りたる後にても、其書附ニ記したる高は輸出を許すへければなり、

又商人江命して、書附ニ記したる米高を輸出する為メ、十分ニ船の用意を為さしむべし、商人若し米価の下落を待て之を買ひ、定りたる時限より早く輸出せんことを求めるとも許すへからず、○右件々を足下支配の商人江布告すべし、

外国事務宰相

国王即位第十四子年  
一月火曜日  
チユーバヤプラカラン

(182)

千八百六十五年三月二日丑二月五日開板

横浜別段新聞

亞米利(加脱カ)合衆国使臣館ニ而日本在留

合衆国のミニストルレンジデント、ロベルト・エーチ・

プライン

合衆国のコンシ(ル脱カ)ユフヒツセル足下ニ呈す、

日本政府条約ニ定たる時限の至るニ従て兵庫を開くとの評判世間ニ流布し、且諸開港場の運上所同様の振合ニ而兵庫港ニも運上所役人を命したる由なれば、其事弥々慥

なるか故ニ、余此事ニ付一書翰を外国事務宰相江呈したり、

右書翰の趣意は、此の如き大切なる挙動ハ必ず条約済各国のミニストルと談判の上ならでは取行ひ難く、且仮令ひ談判せざるとも、預メ其存意をば一応告知へきことなり、然るに今其沙汰なきは、今般の挙動ハ必ず取極りたる事ニあらざるべし、然れとも右の如く役人を命したる趣意は何故なる哉と質問するは、余か職掌ニ而其疑を晴らすは余が権なりと述たり、

余、今事務宰相の返翰を此書翰ニ封入して足下ニ呈するか故ニ、足下此書翰井ニ事務宰相の返翰をも合衆国の商人等江布告すべし、敬白、

外国事務宰相の返翰ニ云く、

第二月十六日附十六号の貴翰を落手せり、我政府近日兵庫港を開くへき企あるとの風聞を承知せられし趣なれども、同港は京都近傍ニ而、恰も西国の鎖鑰なれば、方今国内種々難事多き折柄、指置き難きニ付、其場所を支配せしむる為メ奉行一員を命したるなり、

若し条約の取極通り此港を開くへき時限ニ至れば、固より条約済各国のミニストルと談判すへきか故ニ、此事ニ付疑念なからんことを希ふ、恐惶謹言、

ミズノイズミノカミ  
スワイナバノカミ

亞米利加合衆国のミニストルレンデント

ロベルト・エーチ・プライン足下ニ呈す、

◇第一〇一号（丑二月カ）報告『玉里島津家史料四』  
一二八六

（表紙）

九十五号

横浜貿易新聞

附別段新聞

（本文書は第一〇〇号文書と同文重複により省略す）